史跡大安寺旧境内　保存活用計画

2020

奈良市教育委員会

例　　言

1　本書は、奈良県奈良市大安寺・東九条町に所在する国指定史跡大安寺旧境内の保存活用計画である。本史跡の正式な指定名称は大安寺の創建瓦を焼成した瓦窯跡として追加指定された京都府綴喜郡井手町の石橋瓦窯を含む「史跡大安寺旧境内附石橋瓦窯跡」であるが、計画の対象範囲を奈良市域のみとしているため、書名を「史跡大安寺旧境内」としている。

2　本計画の策定は奈良市教育委員会が事務局となり、令和元年度国庫補助金を受けて、実施した。

3　本計画は奈良市文化財保護審議会　史跡名勝天然記念物保存活用部会（大安寺部会）及び保存活用部会に設けたワーキンググループでの検討を経て、文化庁の指導・助言のもとに策定した。

4　本書の編集等にかかる業務は株式会社スペースビジョン研究所に委託した。

5　本計画の内容は、将来の社会情勢や史跡をめぐる周辺環境の変化等により変更する場合がある。

目　　次

第１章　序論……1
１－１　計画策定の背景と目的……1
１－２　計画の構成と策定の流れ……3
（１）計画の構成……3
（２）計画策定の経過……4
１－３　計画の位置づけ……7
（１）他計画等との関係……7
（２）計画の対象範囲……14
（３）計画の実施……14

第２章　史跡大安寺旧境内の概要……15
２－１　位置と環境……15
（１）位置……15
（２）自然環境……15
（３）歴史環境……17
（４）社会環境……26
２－２　史跡指定の状況……34
（１）史跡指定に至る経緯とその後の経過……34
（２）史跡指定の内容……35
（３）史跡指定地の状況……37
２－３　発掘調査の経過と概要……48
（１）調査の経過……48
（２）遺構・遺物の概要……57

第３章　史跡大安寺旧境内の価値……63
３－１　史跡大安寺旧境内の本質的価値……64
３－２　史跡大安寺旧境内の副次的価値……65
３－３　構成要素……66
（１）構成要素の区分……66
（２）構成要素の特定……66

第４章　史跡指定地の現状・課題……67
４－１　保存……67
４－２　活用……72
４－３　整備……74
４－４　管理・運営……76

第５章　大綱・基本方針.....77
５－１　大綱（基本理念）.....77
５－２　基本方針.....78
（１）保存.....78
（２）活用.....78
（３）整備.....78
（４）管理・運営.....78
（５）共生・共存.....78

第６章　保存.....79
６－１　保存の方向性.....79
６－２　保存の地区区分.....80
６－３　保存の方法.....83
（１）手法ごとの保存の方法.....83
（２）地区ごとの保存の方法.....84
（３）史跡周辺地域の景観の保全.....85
（４）現状変更等の取扱方針及び取扱基準.....85
（５）公有化の方針.....90
（６）追加指定.....90

第７章　活用.....91
７－１　活用の方向性.....91
７－２　活用の方法.....92
（１）史跡の価値等を学び、理解するための活用.....92
（２）地域住民等の憩い・交流の場としての活用.....93
（３）観光資源としての活用.....93

第８章　整備.....95
８－１　整備の方向性.....95
８－２　整備の方法.....96
（１）保存のための整備.....96
（２）活用のための整備.....96
（３）整備の進め方.....97

第９章　管理・運営.....99
９－１　管理・運営の方向性.....99
９－２　管理・運営の方法.....100
（１）管理団体としての奈良市を中心とした連携体制による管理・運営.....100
（２）防災・防犯体制の強化.....102

第 10 章　行動計画の策定・実施 103

第 11 章　経過観察.....105
（１）方向性.....105
（２）方法.....105

資料編
資料－１　指定地番一覧..... 資料－1
資料－２　官報告示..... 資料－19

第１章　序論

１－１　計画策定の背景と目的

南都七大寺のひとつとされる大安寺は、その由緒や規模はもとよりのこと、平城京の条坊制研究及び保存上の基準となるものとして重要であり、大正 10 年（1921）３月に塔跡が史蹟に指定され、昭和 43 年（1968）３月には主要伽藍などを追加した旧境内全体（現在の指定区域）が史跡に指定された。

昭和 53 年（1978）３月には、奈良県教育委員会によって『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』が策定され、史跡の適切な保存を図るとともに、さらなる発掘調査や史跡指定地の公有化を進めてきた。平成５年度以降には、杉山古墳地区、僧房地区、経楼地区、南大門地区を相次いで整備し、優先的に土地の公有化を進めてきた塔院地区では、平成 19 年（2007）３月に、奈良市教育委員会が『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』を策定し、塔跡の整備や遺跡地としての景観の保持ができるよう、現在も継続的に整備を推進している。

しかし、既に住宅等の建物が建ち並んでいる伽藍中心部や史跡地北部では、土地の公有化や整備は必ずしも十分に進んでいるとはいえず、住宅の更新が進む中で耐震補強工事など新たな課題も生じてきている。

一方で、奈良市では、『奈良市第４次総合計画』（基本構想：平成 23 年（2011）、後期基本計画：平成 28 年（2016））や『奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成 27 年（2015））のもとに、『奈良市都市計画マスタープラン』（平成 27 年（2015））、『奈良市景観計画』（平成 22 年（2010））、『奈良市歴史的風致維持向上計画』（平成 27 年（2015））、『奈良市緑の基本計画』（平成 23 年（2011））、『奈良市観光振興計画』（平成 29 年（2017））など、史跡大安寺旧境内の保存・活用に深く関係する各分野の計画を策定してきた。そして、平成 29 年（2017）には、『八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想』を策定し、京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジやＪＲ関西本線の新駅の設置を活かした定住人口・観光交流人口の増加等を目指す新たなまちづくりの取組を展開し始めようとしている。

文化財保護法第１条には「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り」とあり、平成 30 年（2018）に改正された文化財保護法では、史跡の保存活用計画は同法第 129 条の２に基づく認定を申請できることとなった。計画の認定を受けることで、現状変更等に手続きの弾力化が図られるなど、史跡をまちづくりに活かしながら継承していくための制度的な基盤が整えられてきた。

このように、史跡大安寺旧境内をとりまく環境が著しく変化してきている中で、策定から 40 年が経過する『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』には、現状にそぐわない内容も生じている。そして、周辺のまちづくりの取組との連携・調整のもとに、より一層の効果的な活用を図るとともに、それに資する史跡の整備のあり方について、再度検討することも必要となっている。

そこで、旧計画の抜本的な見直しを行い、史跡の恒久的な保存を長期的な視点のもとに適切に実施するとともに、市民や観光客等に親しまれる史跡として、より一層の活用を図り、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するための新たな計画として、『史跡大安寺旧境内保存活用計画』を策定する。

図 1- 1　『史跡大安寺旧境内保存活用計画』策定の背景・目的

１－２　計画の構成と策定の流れ

（１）計画の構成

本計画は、最初に大安寺旧境内をとりまく自然環境、歴史環境、社会環境並びに史跡指定の状況や発掘調査の経過と概要などの史跡大安寺旧境内の概要の整理（第２章）を踏まえて、史跡大安寺旧境内の価値を明確化する（第３章）。その上で、史跡の「保存」、「活用」、「整備」、「管理・運営」についての現状と課題を整理し（第４章）、史跡の保存・活用の基本となる考え方として「大綱・基本方針」を示す（第５章）。この「大綱・基本方針」のもとに、「保存」（第６章）、「活用」（第７章）、「整備」（第８章）、「管理・運営」（第９章）ごとに、それぞれの施策の方向性及び方法を示す。そして、最後に、本計画に基づく施策を着実に推進するための「行動計画」を示し（第 10 章）、計画の進捗管理と見直し等の「経過観察」の方向性と方法を整理（第 11 章）する構成としている。

なお、本計画で用いる「保存」、「活用」、「整備」の各用語は、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成 27 年３月、文化庁文化財部記念物課）に基づき、次のように定義されるものである。

保　存

保存とは、史跡の本質的価値を現在から未来へと確実に維持・継承し、その望ましい状態を創出することである。

そのためには、史跡指定地に係る基本情報の把握、本質的価値を明らかにするための学術的な調査研究が不可欠であり、それらに基づいて法的・行政的・技術的な措置を実施することである。

保存に係る法的措置とは、史跡の本質的価値を十分に把握して範囲を設定し、文化財保護法に基づき史跡に指定すること、また、史跡指定地内で行われる現状変更等の許可に関することなどが含まれる。

保存に係る行政的措置とは、史跡指定地内を確実に保存できるように、土地の公有化、適切な保存と活用を実施するための「保存活用計画」の策定、維持管理の施策等を行うことである。

保存に係る技術的な措置とは、史跡について周知し保存を確実にするための保存施設（標識・説明板・境界標等）、防災施設等の設置をはじめ、き損及び衰亡の状態から復旧（修理）を行うことなどである。また、所有者又は管理者が行う見回り等の管理又は清掃等の日常的な維持管理に関する施策の実施及び周辺環境の改善等も含まれる。

活　用

活用とは、地域に生きる人々が史跡の本質的価値を理解・享受し、それを適切に現代社会に活かすことである。

活用には、来訪者に対して史跡を開放する「公開」、開放する空間において、安全で快適に過ごし、本質的価値が理解できるようにする「諸施設の設置」、活用するための企画の立案及び宣伝、学習等の情報提供等を行う「ソフト面の各種施策」、史跡を核とするまち

づくり・地域づくりをはじめ、これらに関わる地域連携の促進及び市民活動への支援等の施策を実施する「運営」の大きく４つの内容がある。

活用を実施するうえでは、活用に関した各計画に準じて事業等を行うことが重要であり、活用するための環境づくりの手段として整備も必要になる。本質的価値を損なうことなく保存し、さらに活用を前提とした整備が求められる。また、整備過程において、見学会や勉強会を開催するなど、公開を意識して行うことが望まれる。整備中には様々な技術的な情報が得られることが多くあり、それらの市民との情報共有も活用の一環と言える。

整　備

整備とは、保存と活用の間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出せるようにするための技術的な方法である。史跡が持つ本質的価値の望ましい保存状態を維持・創造し、地域社会に活用と発展の効果をもたらすような公開・活用の場を提供するための手法だと言って良い。

整備には、史跡の保存を目的とするものと、活用を目的とするものがある。

史跡の保存を目的とする整備には、見回り・清掃・除草等の維持的措置、防災施設の設置、保存施設（標識、説明板、境界標等）の設置、応急的な復旧等を含む措置がある。また、史跡がき損及び衰亡している場合にき損・衰亡前にもどす復旧措置である。

史跡の活用を目的とする整備には、適切に公開していくための安全で快適に過ごせる空間づくり、来訪者の史跡への理解を助けるための施策をはじめ、来訪者が史跡の本質的価値を容易に理解できるようにそれらを顕在化すること、また、史跡を学習し、憩い、その他の高揚を発揮させるために施策を行うことである。

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成 27 年３月、文化庁文化財部記念物課）をもとに整理

（２）計画策定の経過

保存活用計画の策定にあたっては、奈良市文化財保護審議会史跡名勝天然記念物保存活用部会のもとに史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループを設置して検討を行った。

ワーキンググループ後には、協議・検討の状況を審議会に報告した。

審議会・保存活用部会・ワーキンググループの構成と検討の流れは、表 1-1～表 1-4 のとおりである。

表 1- 1　奈良市文化財保護審議会の構成

分類	氏名	役職名等	備考
美術工芸（書跡・典籍・古文書）	綾村　宏	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 名誉研究員	副会長
天然記念物（動物）	磯辺　ゆう	奈良学園大学　特別客員教授	
史跡・名勝	井原　縁	奈良県立大学　教授	
民俗文化財	浦西　勉	前龍谷大学　教授	
史跡・名勝	小野　健吉	和歌山大学　教授	
天然記念物（植物）	小野　由紀子	日本緑化工学会、植生学会　会員	
建造物	島田　敏男	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 文化遺産部　部長	
美術工芸（彫刻）	鈴木　喜博	奈良国立博物館　名誉館員	副会長
美術工芸（工芸品）	関根　俊一	奈良大学　教授	
史跡・考古資料	田辺　征夫	公益財団法人大阪府文化財センター　理事長	会長
美術工芸（歴史資料）	谷山　正道	前天理大学　教授	
美術工芸（絵画）	中島　博	奈良国立博物館　名誉館員	
史跡・考古資料	和田　晴吾	兵庫県立考古博物館　館長	

表 1- 2　奈良市文化財保護審議会史跡名勝天然記念物保存活用部会（史跡大安寺旧境内）の構成

区分		氏名	所属・役職名等	備考
学識経験者	史跡・名勝	井原　縁	奈良県立大学　教授	
学識経験者	史跡・名勝	小野　健吉	和歌山大学　教授	部会長
学識経験者	天然記念物 （植物）	小野　由紀子	日本緑化工学会、植生学会　会員	
学識経験者	都市環境・観光学	桑田　政美	大阪市立大学大学院　客員教授	
学識経験者	建造物	島田　敏男	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 文化遺産部　部長	
学識経験者	史跡・考古資料	田辺　征夫	公益財団法人大阪府文化財センター　理事長	副部会長
学識経験者	景観・造園学	中島　義晴	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 文化遺産部景観研究室　室長	
学識経験者	考古学	岡林　孝作	奈良県立橿原考古学研究所　調査部長	
学識経験者	古代史	舘野和己	奈良女子大学　名誉教授 大阪府立近つ飛鳥博物館　館長	
まちづくりのプロデューサー		佐野　純子	奈良インターカルチャー　代表	
まちづくりのプロデューサー		中野　聖子	㈱ホテルサンルート奈良　代表取締役社長	
史跡内所在寺院 「大安寺」代表者		河野　良文	大安寺　貫主	
史跡内の地域代表者		土井　実	辰市地区自治連合会　会長	
史跡内の地域代表者		市川　恵一	大安寺地区自治連合会　会長	
オブザーバー		山下　信一郎	文化庁	
オブザーバー		名草　康之	奈良県地域振興部文化財保存課	

表 1- 3　史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループの構成

区分		氏名	所属・役職名等	備考
学識経験者	史跡・名勝	小野　健吉	和歌山大学　教授	
学識経験者	都市環境・観光学	桑田　政美	大阪市立大学大学院　客員教授	
学識経験者	建造物	島田　敏男	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 文化遺産部　部長	
学識経験者	史跡・考古資料	田辺　征夫	公益財団法人大阪府文化財センター　理事長	座長
学識経験者	古代史	舘野　和己	奈良女子大学　名誉教授 大阪府立近つ飛鳥博物館　館長	
オブザーバー		坂　靖	奈良県地域振興部文化財保存課	

表 1- 4　検討の流れ

年月日	内　　容
平成 30 年（2018）７月５日	平成 30 年度第１回奈良市文化財保護審議会
	第１回史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループ
平成 30 年（2018）11 月８日	平成 30 年度第２回奈良市文化財保護審議会
平成 30 年（2018）11 月 27 日	第２回史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループ
平成 31 年（2019）２月 12 日	第３回史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループ
平成 31 年（2019）２月 25 日	平成 30 年度第３回奈良市文化財保護審議会
令和元年（2019）７月 11 日	第４回史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループ
	令和元年度第１回奈良市文化財保護審議会
令和元年（2019）９月２日	奈良市文化財保護審議会　第 10 回史跡名勝天然記念物保存活用部会 （史跡大安寺旧境内　第 16 回）
令和元年（2019）10 月 24 日	第５回史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループ
令和元年（2019）12 月 17 日	第６回史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループ
令和２年（2020）１月 31 日	奈良市文化財保護審議会　第 12 回史跡名勝天然記念物保存活用部会 （史跡大安寺旧境内　第 17 回）
令和２年（2020）２月 10 日	令和元年度第２回奈良市文化財保護審議会

１－３　計画の位置づけ

（１）他計画等との関係

ア　総合計画における位置づけ

平成 23 年（2011）６月に策定した『奈良市第４次総合計画　基本構想』では、「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」を都市の将来像とし、その実現に向けて「時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち」や「観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち」などの６つの基本方向を掲げている。平成 28 年（2016）２月には、平成 32 年度（2020 年度）を目標年度とする重点施策等を示した『奈良市第４次総合計画　後期基本計画』を策定し、重点戦略の一つとして「観光力アップ戦略」を掲げ、その主力となる基本施策の一つに「文化遺産の保護と継承」をあげている。さらに、その実現に向けた施策の展開方向の一つとして、「史跡大安寺旧境内の公有地化と保存整備の促進、整備後の適切な管理と活用」をあげている。

本計画は、上記総合計画に基づき、「文化遺産の保護と継承」を図りながら「観光力アップ」を実現するために「史跡大安寺旧境内の保存・活用」の具体的な計画として策定するものである。

イ　関連計画における位置づけ

本計画は、都市計画やまちづくり、景観、公園緑地、観光、教育等の関係部局の各種関連計画と連携・調整のもとに、各計画で掲げる目標の実現化と併行して、史跡大安寺旧境内の保存・活用に取り組むことにより、より一層魅力的な奈良市の都市づくりを推進するために策定するものである。

以下に、主な関連計画の概要並びに史跡大安寺旧境内の位置づけを示す。

(ア) 奈良市都市計画マスタープラン

平成 27 年（2015）７月に策定した『奈良市都市計画マスタープラン』では、「「新平城京」の創造～「個性」「暮らし」「交流」の充実による魅力ある“古都奈良”を目指して」をまちづくりのテーマとして、「①個性豊かな“なら”～美しく個性ある都市の実現～」、「②暮らし豊かな“なら”～安全・安心で暮らしよいまちづくり～」、「③交流豊かな“なら”～都市の競争力・連携の強化～」の３つの基本理念を設定している。同計画の「新なら市街地構想図」では、大安寺を「歴史・文化核」と位置づけ、東西方向に「回廊軸」、「自動車軸」が貫き、西の京や奈良町・奈良公園とつなげていくこととしている。また、「地域別構想（中央市街地地域）」では、「～歴史・文化

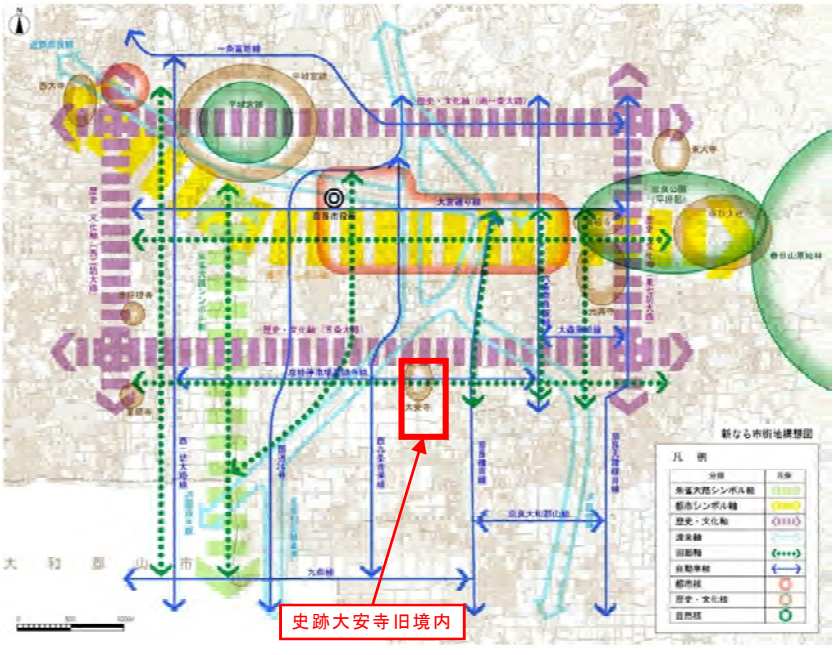

図 1- 2　新なら市街地構想図（『奈良市都市計画マスタープラン』より）

都心として居心地の良さが際立つまち～」を地域づくりのテーマとして、「①国際文化観光都市・奈良の魅力の向上」、「②歴史・文化を活かしたまちづくり」、「③美しい街並みと良好な生活環境の育成」、「④安全で快適な交通体系の創出」、「⑤自然と歴史が織りなす緑に囲まれたまちづくり」、「⑥市街地におけるうるおい空間の創出」の６つの目標を設定している。この目標を実現するための方針の一つとして、史跡大安寺旧境内を史跡公園として整備していくことを示している。

(イ) 八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想

奈良市では、市内における持続的発展や活性化を企図したまちづくりに資するため、「奈良県と奈良市とのまちづくりに関する包括協定」を締結している。その一環である八条・大安寺周辺地区には、奈良市を南北に縦貫する京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジ、都市計画道路西九条佐保線及びＪＲ関西本線の高架化並びに新駅の設置が決まっている。それらの新たな交通結節点のポテンシャルを活かしたまちづくりによる定住人口並びに観光交流人口の増加を目標として、平成 29 年（2017） ６月に、『八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想』を県、市共同で策定した。同構想では、「「交通」、「交流」、「居住」環境に優れた賑わいあるまち　～新たな交通結節機能を活かし、多様な交流拠点や多世代居住を生み出すまちづくり～」をまちづくりのコンセプトとして、次の３つの基本方針を設定している。

- 基本方針１（交通）：広域交通の結節点を拠点とし、地区内の回遊性、利便性と周辺拠点との連携、アクセス性の向上を図り、多様な活動を支え活性化する交通環境を形成
- 基本方針２（観光・交流）：歴史・文化・自然的資源のポテンシャルを活かし、国内外からの集客・交流を促進する魅力あふれる都市空間の創出
- 基本方針３（住環境）：誰もが安全・安心・快適にゆとりを持って暮らすことができ、多世代の多様な交流を生み出すような賑わいや活力にあふれた元気な住環境の創造

地区全体において、「歴史的・文化的環境の保持」や「公共交通の利便性向上」などを主な取組としてあげた上で、基本方針２の主な取組の一つとして、史跡大安寺旧境内の区域を対象に「歴史的

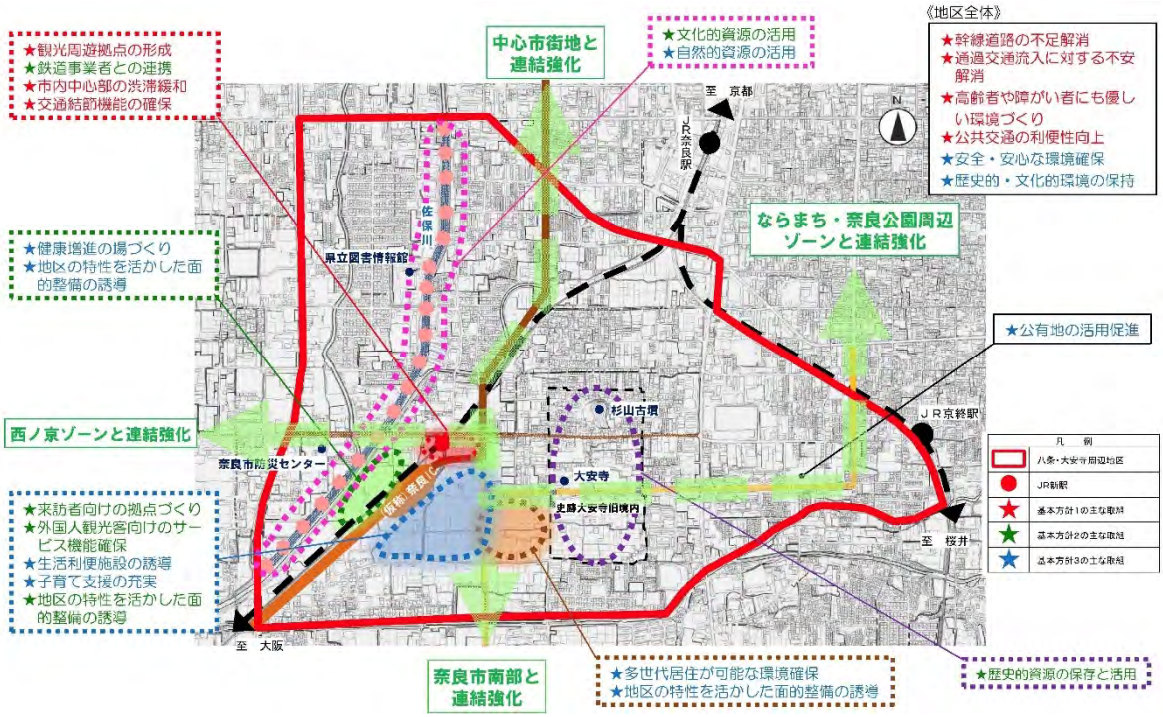

図 1- 3　まちづくり構想図（『八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想』より）

資源の保存と継承」をあげている。また、史跡区域の南西に隣接する広大な農地の区域ついては、基本方針３に基づき、「多世代居住が可能な環境確保」と「地区の特性を活かした面的整備の誘導」を図ることとしている。

(ウ) 奈良市景観計画

平成 22 年（2010）４月に策定（平成 28 年（2016）４月第１回改正）した『奈良市景観計画』では、「豊かな緑のなかに歴史と暮らしが交わる　奈良　～歴史にまなび　文化になじみ　人々がなごむ　景観づくり～」を目標として、景観区域ごとの方針や景観形成基準、景観形成重点地区等を設定している。史跡大安寺旧境内は、景観形成重点地区等の設定はされていないが、史跡区域北側の市街化区域の範囲が「市街地景観地域／市街地景観区域」、史跡区域南側の市街化調整区域の範囲が「田園景観地域／平地の里景観区域」に位置付けられている。

(エ) 奈良市歴史的風致維持向上計画

平成 27 年（2015）２月に策定し、認定を受けた『奈良市歴史的風致維持向上計画』では、10 の奈良市の維持向上すべき歴史的風致を設定し、歴史的風致の維持及び向上のための基本方針として、「①奈良の歴史のつながりや重なりを感じられる「場」を守り、活かし、伝えていく」、「②伝統・文化を自ら守り、活かし、伝えられる「ひと」を育む」、「③歴史的風致としての「一体的な価値」を共有し、まちづくりや観光振興に展開する」の３つを定めている。大安寺は、「古都奈良を代表する祭礼・行事にみる歴史的風致」、「社寺・名所・旧跡への探訪にみる歴史的風致」、「茶の文化にみる歴史的風致」の３つの歴史的風致がみられる区域として位置付けている。

(オ) 奈良市緑の基本計画

平成 23 年（2011）８月に策定した『奈良市緑の基本計画』では、基本理念として、「歴史と自然と生活文化が織りなす緑の古都　奈良」のもとに、「①悠久の歴史に培われた　風格のある緑を守

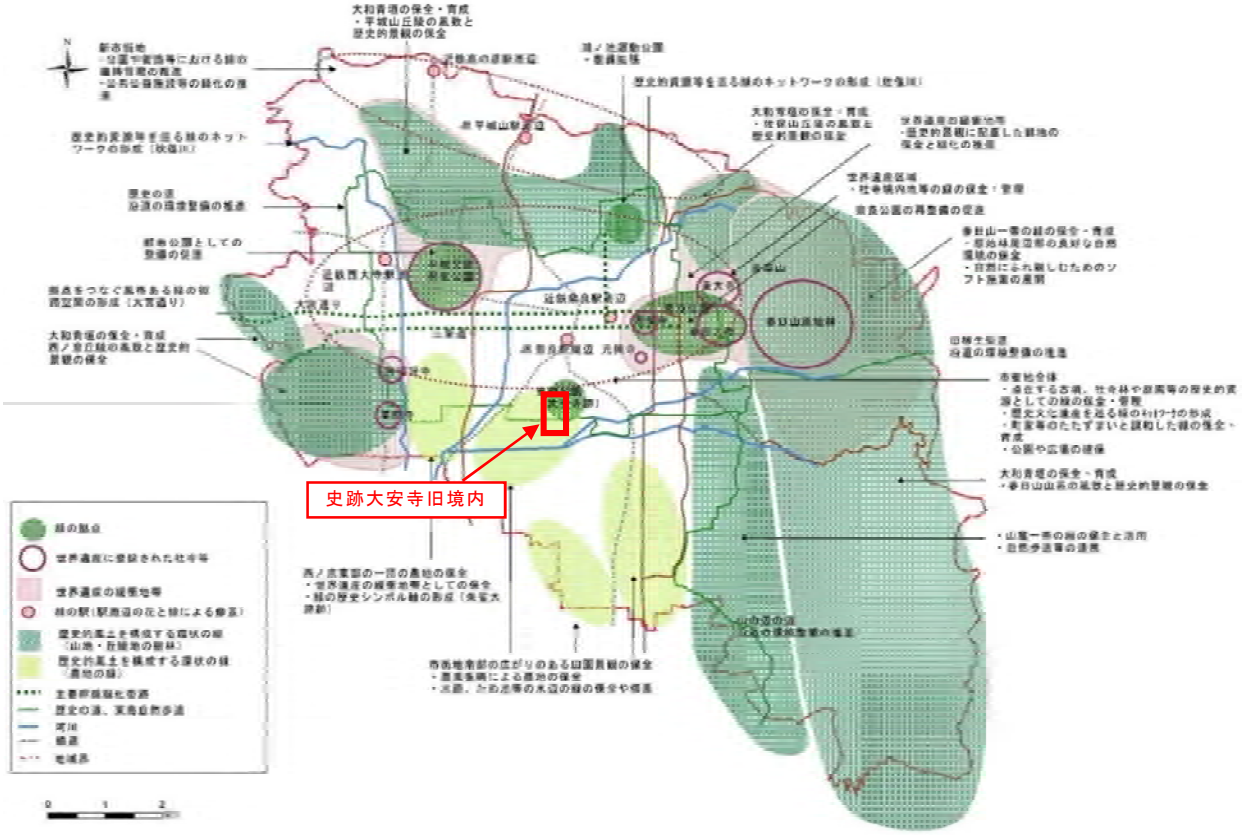

図 1- 4　奈良盆地地域の緑の配置方針図（『奈良市緑の基本計画』より）

る」、「②人と自然のかかわりを礎に　緑の文化を未来につなぐ」、「③森林、田園、まちの緑をささえる　人の“わ”を育む」を設定している。

奈良盆地地域の地域別方針では、「古都の歴史的環境と調和した緑のまちづくりを進める」のもとに、「①歴史・文化遺産を核とした緑の保全・育成」、「②古都奈良の２極緑化拠点の形成」、「③憩いと快適、安全・安心な緑のまちづくり」を設定している。このうち、①については、「点在する古墳、社寺林や景観木等は、貴重な歴史的資源として、また地域のランドマークとして保全・育成を図るとともに、これらをつなぐ緑のネットワークの形成を目指」すこととしている。そして、緑の配置方針図では、「史跡公園（大安寺跡）」を緑の拠点の一つに位置づけ、東西方向の「歴史の道」でネットワークを図ることを示している。

(カ) 奈良市文化振興計画

平成 21 年（2009）３月に策定（平成 26 年（2014）６月改訂）した『奈良市文化振興計画』では、「市民文化の振興－市民が主役・文化のまちづくりをめざす」と「都市文化の振興－奈良市固有の価値を高め、都市格を上げる」の２つの目標を掲げ、その実現に向けて、18 分野の計画内容を定めている。このうち、「③地域の文化財の保存及び活用に関すること」では、基本方針を「奈良市は世界に誇る文化遺産の宝庫であり、これらが市民の生活に溶け込んでいます。この心地よい生活環境を次代に守り伝えることは奈良市民の使命です。また、地域経済の活性化と文化財の保存という一見相反するテーマの調和を図り、保存と活用の両立に努め、地域の文化財の魅力をわかりやすく伝えていくとともに、それを地域のアイデンティティの核としてとらえ、一歩進んでそれをまちづくりに活用するための施策を進めます。」と設定し、文化財の調査や理解促進、親しむ機会の充実や効果的な公開などの７つの施策の方向性を定めた。そして、事業の具体例の一つとして、「史跡大安寺旧境内の保存整備」があげられ、「史跡大安寺旧境内の公有化と整備を図ることにより、市民及び来訪者が文化財への理解を深められるようにします」と保存整備の方向性を定めている。

(キ) 奈良市観光振興計画

平成 29 年（2017）３月に策定した『奈良市観光振興計画』では、奈良市がめざす姿として、「奈良市訪問による顧客満足の維持・向上に留まらず、事前の期待値を大きく上回る顧客感動の創出による観光誘致を実現する取り組みの推進」や「観光産業事業所の連携や協業による観光の産業化」、「観光交流人口の確保や観光消費額の拡大を通じた新たな雇用の創出・拡大」、「奈良市にとって観光が必須であることを市全体で共有し、一体となって観光振興を図ること」などを掲げている。その実現化に向けて、「①観光振興の方向付けを行う仕組みづくり」、「②顧客感動を創出する商品・プロモーション戦略の策定・実行」、「③市内観光産業事業所による地域経済循環の拡大と観光の産業化」の３つの柱と、その実現化に向けた８つのアクションプランを示している。

(ク) 奈良市教育振興基本計画

奈良市における教育の基本方針と施策の概要を示した『奈良市教育大綱』（平成 27 年（2015）10 月策定）のもとに、平成 28 年（2016）１月に『奈良市教育振興基本計画』を策定した。同計画では、「21 世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成」を目標として５つの基本方針を設定している。このうち、基本方針２の「次世代を見据えた教育の推進」では、「世界遺産学習」があげられ、文化財や伝統文化、自然環境を大切に守り、未来へ受け継ぐために、「奈良の良さを深く知り、自分が生まれ育った地域への誇りをもつ子どもの育成を図る」ことを方針として掲げている。

(ケ) 奈良市地域防災計画

平成 30 年（2018）３月に策定した『奈良市地域防災計画（平成 29 年度修正）』では、「①災害に

強いまちづくり」、「②災害に強いひとづくり」、「③災害に強い組織・体制づくり」の３つの基本目標を設定している。同計画の第２章第２節第３項には「文化財災害予防計画」、第３章第５節第８項には「文化財対策計画」（災害応急対策）、第４章第４節第 10 項には「文化財対策計画」（地震応急対策）を掲載している。なお、史跡区域にグラウンドが位置する大安寺小学校には、防災倉庫が設置され、一次避難所に位置付けられている。また、史跡大安寺旧境内を含む地区の自主防災防犯組織としては、「大安寺地区自主防災・防犯会」と「辰市地区自主防災防犯会」が組織されている。

ウ　史跡大安寺旧境内におけるこれまでの計画

(ア) 史跡大安寺旧境内保存管理計画

高度経済成長期における現状変更等の許可申請の激増を受けて、昭和 37 年（1962）７月１日以降、簡易な現状変更等の事務処理権限の都道府県教育委員会への委任が進められてきた。しかし、この権限委任の範囲を超えた現状変更等の許可申請が極めて多い物件もあったことから、許可事務の個別的な権限委任も推進され、昭和 48 年（1973）の「記念物の現状変更に係る審議手続き基準」において、保存管理計画又はそれに準じるものによって、個別の指定物件の内容・価値等に応じた現状変更の取扱基準が定められているものについては、これを基準に許可事務を処理することとされた。そして、昭和 48 年度から保存管理計画の策定について、国庫補助事業により取り組まれるようになり、史跡大安寺旧境内においても、昭和 53 年（1978）３月、奈良県教育委員会により『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』が策定された。

同計画では、「大安寺の沿革」（第一章）、「発掘調査の概要」（第二章）、「現況」（第三章）の整理を踏まえて、以下の３点を基本的方針とした保存管理計画（第四章）が示された。

- 基本的方針１　遺跡の完全保存
- 基本的方針２　保存と住民生活との調和
- 基本的方針３　史跡地の現状変更
  - ①地下の遺構に影響を及ぼすとみとめられる現状変更は、認めないこと。
  - ②地下の遺構に影響を及ぼさないもので、快適な居住性のために必要最小限度の現状変更は、認めること。

また、史跡の性格と現況を考慮したＡ・Ｂ・Ｃの３地区の地区区分と地区ごとの保存管理基準を設定し、現状変更等の取扱基準として運用してきた（図 1-5、表 1-5）。

「まとめ」（第五章）では、環境整備事業や土地の公有化事業、遺構確認調査事業の方針が示されており、この方針をもとに奈良市教育委員会が杉山古墳地区や僧房地区、経楼地区、南大門地区の遺構表示等の環境整備やＡ地区を中心とした公有化、発掘調査による遺構の確認等を進めてきた。

大正 10 年（1921）に史跡指定された「大安寺塔跡」は、昭和 30 年（1955）３月に奈良市が旧辰市村から管理団体を引き継いでいたが、「史跡大安寺旧境内」については管理団体が指定されていなかったため、「あとがき」では、史跡大安寺旧境内保存管理計画策定会議において管理団体を早期に指定することが要望され、奈良市が管理団体となることが最適であるという意見があったことが付言されている。これを踏まえて、昭和 57 年（1982）３月に奈良市が「史跡大安寺旧境内」の管理団体となっている。

なお、本計画は、この『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』を改訂して策定する計画である。

表 1- 5　『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』の保存管理基準

区分	性格	保存管理基準
A地区	伽藍枢要部（南大門、中門、金堂、僧房等）と塔院跡が存在する地域で、史跡地の西部に位置し、現大安寺、市立大安寺小学校、人家が存するが、大部分は水田であり、一部は八幡神社の境内となっている。	原則として、現状変更は許可しない。ただし既存のものについては、史跡の保存上支障のない場合に限り、許可することがある。 将来、環境整備事業を行う予定のもとに、重要部分について、土地の公有化を促進する。
B地区	苑院、倉垣院、花園院、築地線が所在する地域で、史跡地の東部に位置し、その大部分は水田、畑地、池である。	史跡の保存上支障のない地域については、現状変更を許可する。ただし、原則として、事前に発掘調査を行う。 将来、環境整備事業を行う予定のもとに、必要に応じ土地の公有化を行う。
C地区	賤院太衆院、付属堂舎等と杉山古墳が所在する地域で、史跡地の北部に位置し、現に人家密集地である。	史跡の保存上支障のない場合には現状変更を許可する。ただし、必要に応じ事前の発掘調査を行う。 なお、杉山古墳については、A地区に準ずる。

図 1- 5　『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』の地区区分

(イ) 史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画

平成 14 年度から平成 18 年度にかけての西塔基壇跡の発掘調査によって良好な基壇遺構が確認され、また、塔院地区の用地の公有化も進み、保存並びに活用整備の条件が整ってきたことから、平成 19 年（2007）３月、奈良市教育委員会が『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』を策定した。同基本計画は、上位計画である『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』に即し、西塔跡、東塔跡のみならず周辺も含めた塔院地区の一体的な整備を図ることで、地域住民や広く一般の人々に文化財を身近なものとして理解し、活用してもらうための保存並びに活用整備事業の実施に向けた基本的判断材料となる計画と位置付けている。

同基本計画の整備基本構想では、史跡大安寺旧境内は、「貴重な歴史的文化遺産を有する場」、「連綿と続く歴史に想いを馳せることのできる場」、「歴史を体感し学ぶことのできる公園的利用が可能な場」であるとし、次の４点を整備の基本的な考え方に設定している。

・基本的考え方１　遺構の保存整備
　～大前提としての遺構の保存～
・基本的考え方２　現況土地利用等との調整を念頭においた整備
　～既存施設等と融和した整備～
・基本的考え方３　歴史や文化を体感し学ぶことのできる活用整備
　～往時の風景を想起できる整備～
・基本的考え方４　市民にとって身近な公園整備
　～史跡公園としての整備～

この基本的な考え方を踏まえ、史跡区域内を遺構の分布状況や往時の地割、現況土地利用や法規制等により、伽藍地地区（推定食堂地区、金堂院地区、塔院地区）、寺院地地区（寺院地北側地区、寺院地南東側地区）に区分して地区別整備構想を定め、塔院地区の整備を優先的に実施することとしている。なお、塔院地区の整備構想は、次のように示している。

「八幡神社を除く用地の約６割が公有化されていることもあり、早期に残地の公有化を図り、２基の塔跡についてはこれまでの発掘調査等の成果を踏まえ、基壇の復元整備や表示整備を行い、塔跡遺構の顕在化を図る。

塔跡基壇の周辺の農地については早期に未買収地の公有化を図り、八幡神社の社叢や周辺への眺望を念頭におき、８世紀以降連綿と続く地域の歴史や文化に想いを馳せることのできる遺跡として、現状の地割を生かしつつ、遺跡地としての景観が保持できるよう歴史的文化的景観にふさわしい景観形成を図る。

八幡神社境内は今後共大きな改変は行われないと思うため、関係者の理解と協力を得て現有する植生管理に努める。」

塔院地区においても、用地の公有化などの整備条件を整えていく必要がある箇所もあるため、段階的な事業を進めることとし、東西両塔跡及び周辺地区を当面事業地区として位置づけ、整備計画図及び整備イメージ図を示している。

なお、現在も同基本計画をもとに、整備計画の内容を継続的に見直しながら、整備を進めてきているところである。しかし、この『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』は、上位計画である『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』に基づいて策定した計画であることから、上位計画の改訂

に伴い、その内容も見直される必要がある。従って、これまでの整備事業との整合を図りつつ、新たな上位計画となる本計画を踏まえた形で、今後、新たに塔院地区整備基本計画を策定していくこととする。

（２）計画の対象範囲

大安寺旧境内は、平城京左京六条四坊・七条四坊にかけての区域（北は五条大路より１坪南の小路、南は六条大路より２坪南の条間路、西は東三方大路、東は東四条大路より１坪西の小路を境界とした区域）とされ、この 15 町におよぶ寺域が史跡に指定されている。また、平成 18 年（2006）１月には、京都府綴喜郡井手町の石橋瓦窯跡が、平城京大安寺の創建瓦を焼成した瓦窯跡として追加指定（附指定）されている。

本計画では、附指定を除く奈良市域の史跡大安寺旧境内の指定区域を計画の対象範囲とする。なお、史跡の保存・活用にあたって必要な場合は、史跡の周辺区域も計画の対象範囲に含めるものとする。

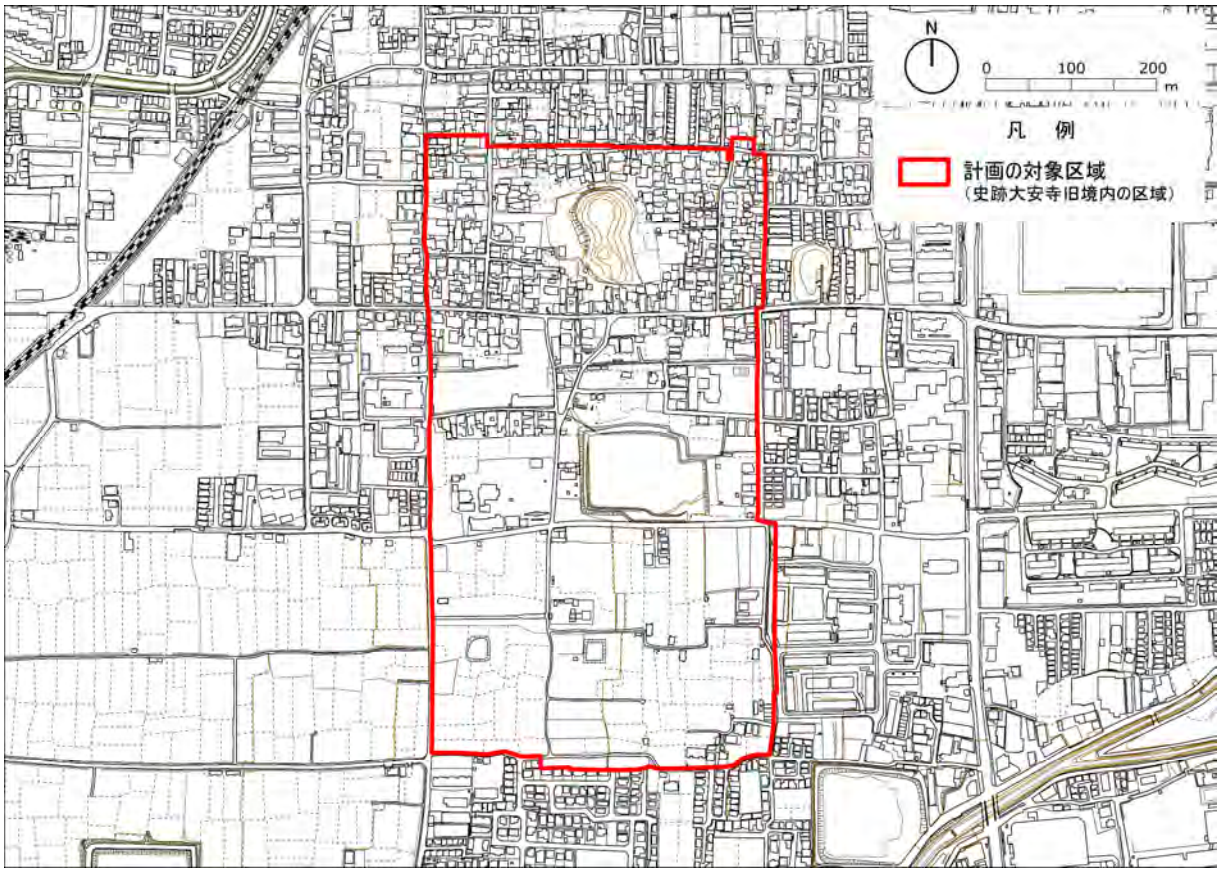

図 1- 6　計画の対象範囲

（３）計画の実施

計画期間は定めない。

本計画は、毎年度点検を行い、５年を目安に、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととする。

第２章　史跡大安寺旧境内の概要

２－１　位置と環境

（１）位置

史跡大安寺旧境内のある奈良市は、奈良県の北端に位置し、北は京都府に接し、東は山添村、宇陀市、三重県伊賀市、南は桜井市、天理市、大和郡山市、西は生駒市と接している。大阪市からは約 25km、京都市からは約 35km、いずれも電車で１時間程度に位置している。奈良市の面積は 276.94 ㎢で、奈良県の総面積の約 7.5%を占める。東西 33.51km、南北 22.22km で、東西に長い形をしている。

奈良市では、平城京の外京に発展した奈良町を中心に、現在の奈良市の中心市街地が形成されている。史跡大安寺旧境内は、この奈良市の中心市街地から、南西方向へ約２km の地点に位置する。

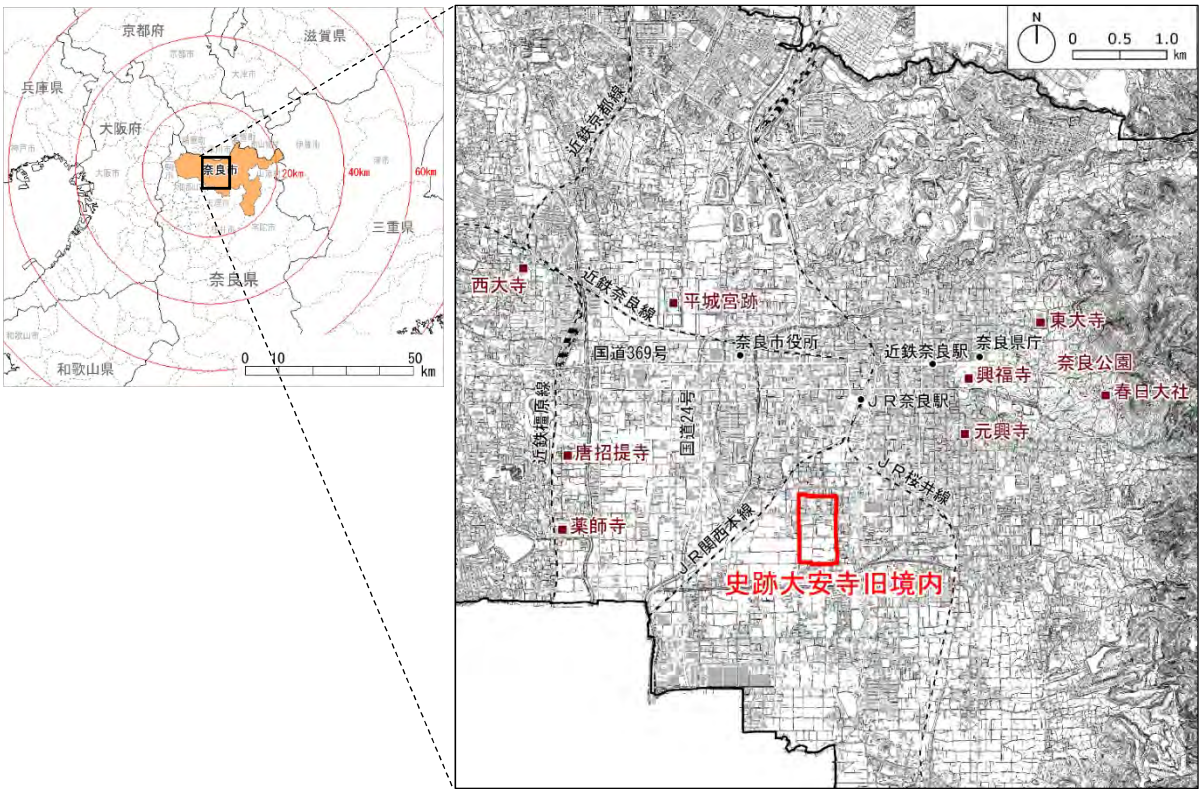

図 2- 1　史跡大安寺旧境内の位置

（２）自然環境

ア　気候

奈良市は、山岳によって海岸から隔てられているため、奈良盆地・大和高原ともに内陸性の気候を現している。このため、年間を通じて寒暖の差が大きいが、総じて温和な気候である。

史跡大安寺旧境内が位置する奈良盆

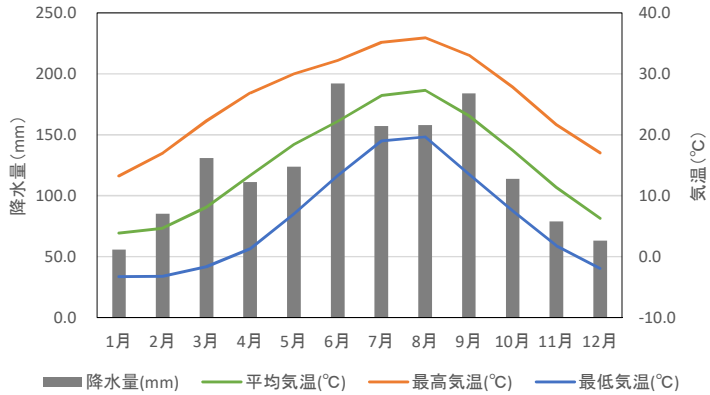

（奈良地方気象台：平成 20～平成 28 年平均）

図 2- 2　奈良市　雨温図（『統計なら』より作成）

地では、年間平均気温は約 15℃、年間降水量は約 1,450mm とやや少なく、また降雪日も少なく、年間を通して過ごしやすい気候である（奈良地方気象台の平成 20 年～平成 28 年の観測データによる）。

イ　地勢

奈良市は春日山を境に東部と西部では地形が大きく異なっている。春日山以東は標高 200～800ｍのなだらかな山地状の地形が広がり、南端には大和高原第一の高山である貝ケ平山（標高 822m）をはじめ、香酔山（標高 796m）、額井岳（標高 812.6m）などが笠置山地に連なっている。春日山以西は概ね標高 100m以下の平地で構成されている奈良盆地（大和平野）の北端にあり、西南部には矢田丘陵の一部が延びており、その東方には標高 80～100ｍの低い西の京丘陵が横たわる。北部一帯はいわゆる平城山丘陵で、標高 90～110ｍの緩やかな起伏をもって、京都府南端の丘陵地に接続する。

史跡大安寺旧境内は、奈良盆地の北東部に広がる奈良市の市街地の南西に位置し、東から西に緩やかに傾斜する中で、標高 60ｍ程度の概ね平坦な地形に位置する。その中にあって標高約 71ｍの杉山古墳が独立丘として存在している。

一方、水系では、春日山以東では布目川、白砂川、名張川などの河川が山間を北流し、木津川に合流している。春日山以西では大和川水系の支流で一級河川である佐保川が若草山東麓の柳生街道の石切峠あたりで発し、奈良盆地の北部を西流し、近鉄新大宮駅付近から南流に変わり、菩提川、岩井川、秋篠川といった支流を合わせて、大和郡山市の額田部で大和川（初瀬川）に注いでいる。

史跡大安寺旧境内は、佐保川と菩提川、岩井川の合流点にほど近い場所に位置する。周囲には農業用灌漑のため池が点在し、史跡指定地内にも芝池がある。また、農業用水が細い道沿いを通っている。

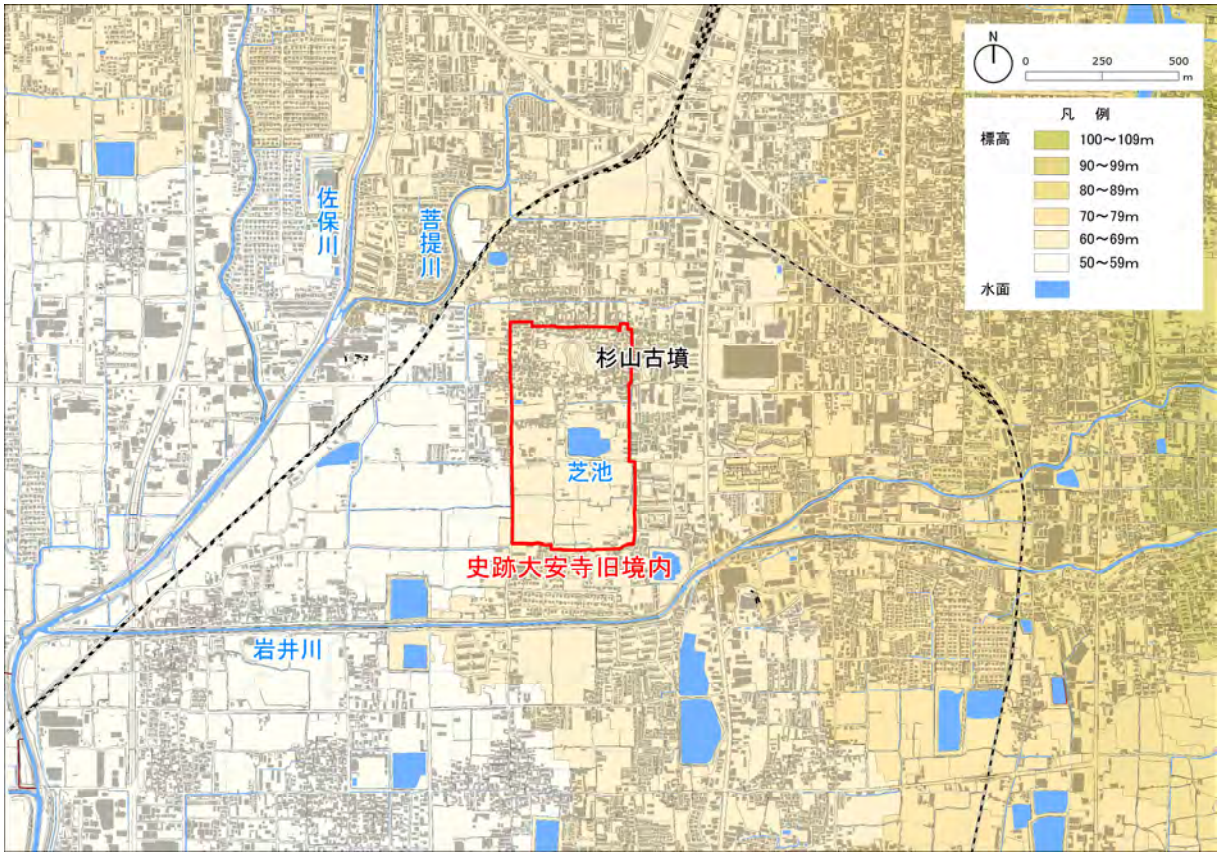

図 2- 3　地勢

ウ　植生

奈良市の植生をみると、市域面積のうち 45%が樹林地である。その主な内訳は春日山原始林がヤブツバキクラス域自然植生のカナメモチーコジイ群集（常緑広葉樹林）、春日山がヤブツバキクラス域自然植生のナギ群落（暖温帯針葉樹林）、若草山がヤブツバキクラス域代償植生のアベマキーコナラ群集（落葉広葉樹二次林）、ヤブツバキクラス域代償植生のモチツツジーアカマツ群集（常緑針葉樹二次林）、ヤブツバキクラス域代償植生のススキ群団（二次草原）、東大寺が植林地・耕作地植生のクロマツ植林（植林地）となっている。このように奈良市の歴史的風土を構成する主要な自然は自然林ではなく、農耕地と植林地及び二次林であることが分かる。

史跡大安寺旧境内及び周辺は、奈良盆地の中にあって、北東側から市街地が迫ってきており、南西側は田畑が広がる農耕地となっている。主な植生としては、杉山古墳の墳丘部の植林地と八幡神社の社叢があげられる。

（3）歴史環境

ア　古墳時代以前の当地

縄文時代、人々は東部山間地や盆地周辺の丘陵地や扇状地に住み、狩猟や採集により生活していたと考えられる。その後、水稲耕作が伝わり弥生時代になると、人々は低湿地に水田をつくり、その周辺にムラをつくって定住するようになった。奈良盆地にも数多くの弥生時代の集落跡が確認されており、大安寺旧境内の区域においても弥生土器等が出土している。周辺地域には、東九条町の東市遺跡をはじめとした集落跡とみられる遺跡が分布している。

古墳時代になると、古墳時代前期には、市域北部の佐紀地域に全長 200ｍを超える大型前方後円墳が数多く築造される。これらの古墳群を造営した集団は、大王家若しくは大王家と関係の深い豪族和

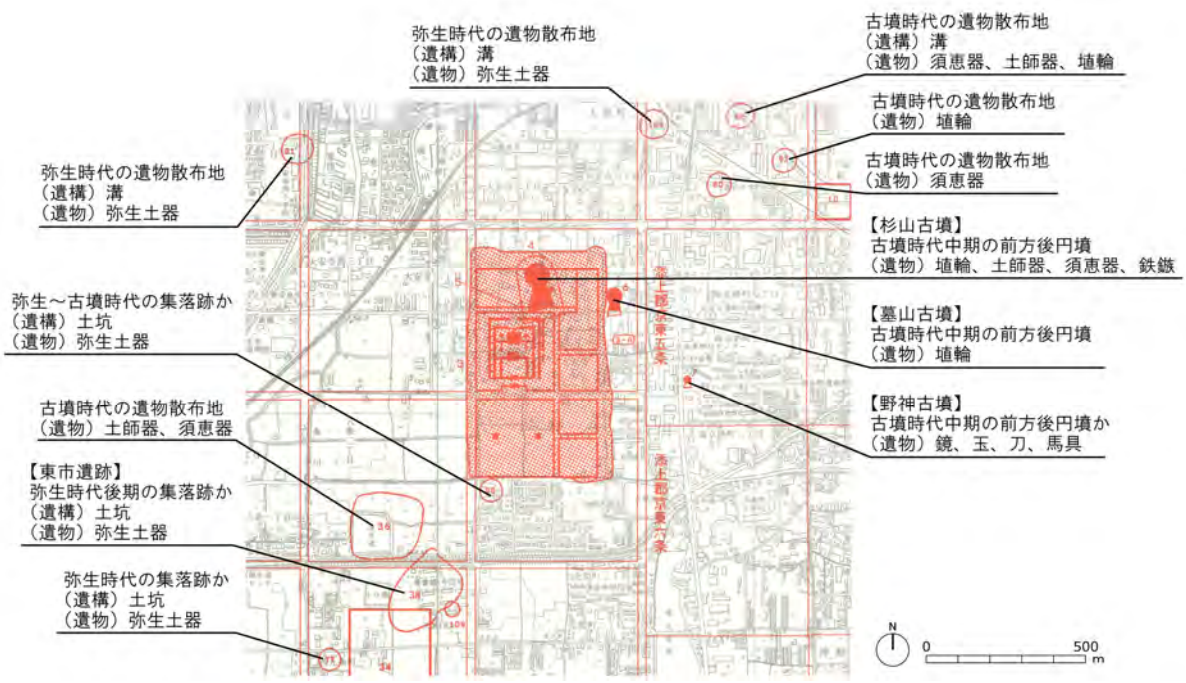

図 2- 4　史跡大安寺旧境内及び周辺地域の古墳時代以前の遺跡

珥氏（和邇（天理市）を本拠とするが、後に本拠を春日に移して春日氏と称する）とみられている。古墳時代中期になると、当地には、杉山古墳が築造される。また、杉山古墳の東方約 200ｍには墓山古墳、さらに南東に約 400ｍには野神古墳が築造される。これらは大安寺古墳群と呼ばれており、古墳の被葬者は不明であるが、和珥氏・春日氏一族とも考えられている。

イ　大安寺の前身

平安時代に編纂された『扶桑略記』では、推古 25 年（617）条に「願建一精舎於熊凝村」、推古 29 年（621）条に「以平群郡熊疑精舎成大伽藍。今謂大安寺、是也。」と記されており、聖徳太子発願である熊凝村の道場（熊疑精舎）が大安寺の起源とされる。

同じく平安時代に編纂された『日本三代実録』では、元慶４年（880）10 月 20 日条に「昔日聖徳太子創建平群郡熊凝道場。飛鳥岡本天皇遷立十市郡百済川辺、施入封三百戸、号曰百済大寺。子部大神在寺近側、含怨屡焼堂塔。天武天皇遷立高市郡夜部村、号曰高市大官寺、施入封七百戸。和銅元年遷都平城。聖武天皇降詔、預律師道慈令遷造平城、号大安寺。」と記されている。また、天平 19 年（747）に作成された『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』には、舒明 11 年（639）に「於百済川側、子部社切排而、院寺家建九重塔、入賜三百戸封、号曰百済大寺」、天武２年（673）に「造寺司小紫冠御野王、小錦下紀臣訶多麻呂二人任賜、自百済地移高市地」、天武６年（677）に「改高市大寺号大官大寺」とある。百済大寺の所在地については、桜井市の吉備池廃寺が有力視されている。高市大寺の所在地についてはいくつかの説があるが[1)]、百済大寺が熊疑精舎に始まるという話は、寺の草創を聖徳太子に結び付けるためのものだとしても、『日本書紀』舒明 11 年（639）７月条には「詔曰、今年、造作大宮及大寺。則以百済川側為宮処。是以、西民造宮、東民作寺。」とあり、天皇による最初の勅願寺として建立されたことが知られる。その後、百済大寺は所在地を変えながらも脈々と法灯を受け継ぎ、大官大寺として国家筆頭の寺院という地位を占めるに至る。

現在の橿原市から明日香村に位置する大官大寺跡については、発掘調査により壮大な規模をもつこと、伽藍の中心線の方位が藤原宮の中心を通る南北軸と 10′ 程度違うだけで、藤原京の左京八条二坊に位置していることが判明している。『日本書紀』によると、天武５年（676）に「新城」への遷都計画が立てられたが、なぜか実現しなかった。その後、天武 11 年（682）に遷都計画が再開され、三野王や宮内官大夫たちを「新城」に派遣して地形を見させ、天武自身も幸したが、その死（朱鳥元年（686））により遷都は頓挫した。こののち遷都事業は、持統天皇の即位（持統４年（690））によって再開され、持統８年（694）に遷都が行われた。『書紀』には天武 11 年（682）に大官大寺で 140 人あまりを出家させたことや、天武 14 年（685）に天皇の病気を治すため大官大寺・川原寺・飛鳥寺で経を読ませたことが見え、『続日本紀』には、大宝元年（701）６月に下道首名に命じて大安寺で僧尼令を説かせたことが見えることから、この頃には大安寺という寺号が成立するとともに、大寺に相応しい伽藍が完成していたものと考えられる。また、『続日本紀』によると大宝元年（701）７月に造大安寺官の位置づけを寮に准え、翌２年（702）８月には高橋朝臣笠間を造寺司に補任して建立が進められている。文武朝には九重塔が建立されたとも伝える（「大安寺縁起」『諸寺縁起集』醍醐寺本、護国寺本）。これらのことから、大官大寺は、壬申の乱の終結後、天武天皇が百済大寺を高市の地に移して高市大寺を造営し、その後、寺号を大官大寺と改め、文武朝に至って、大安寺として藤原京内の現在の遺跡の地に新たに建立されたという変遷をたどると考えられる。なお、新造された大官大寺は、平城遷都の翌年、

[1)] 高市大寺の所在地については、明日香村小山にある小山廃寺説、同村雷に所在するギヲ山西遺跡説、橿原市木之本町に所在する木之本廃寺説等がある。

和銅４年（711）に藤原宮とともに焼亡している（『扶桑略記』）。現大官大寺跡の発掘調査では、完成していない段階での火災の跡が確認されており、焼亡は事実であったこととともに、ここが文武朝造営の寺跡であったことを示している。

ウ　大官大寺の平城京移建　～大安寺の建立～

和銅元年（708）、元明天皇が平城遷都の詔を出す。唐の都長安（現在の西安）にならい、東西 32 町（約 4.3km）、南北 36 町（約 4.8km）を占めた京域は、北端中央に平城宮（内裏）を設け、羅城門から朱雀門まで南北に走る朱雀大路の東側を左京、西側を右京とし、10 条の東西大路と左右両京それぞれ４つずつの南北大路で碁盤目状に区画した。これらの大路で囲まれた区画は坊と呼び、各坊はさらに東西・南北に３本ずつの小路で 16 の「坪」に区画し、整然とした町割りを形成した。また、京域の東端には東四坊大路のさらに東側に、二条から五条まで３坊分が加えられ、外京が形成された。

遷都に伴い、貴族や役人も京内に宅地を与えられて移り住み、飛鳥・藤原京にあった大寺院の多くが新京に移される。大官大寺も平城遷都に伴って、平城京左京六条四坊を中心とする広大な地に移転し、大安寺となる。「大安寺」の名称については寛平７年（895）に作成された醍醐寺本『諸寺縁起集』所収の「大安寺縁起」では、道慈が卒した翌年の天平 17 年（745）に「天下大平・万民安楽」を祈願する官大寺であるところから「大安寺」と寺号を改めたと記しているが、先にも記したように『続日本紀』の大宝元年の記事に「大安寺」の寺号がみえることから、時期が遡ると考えられる。

大安寺の平城京移建は、『続日本紀』によると霊亀２年（716）５月 16 日である。この文中では、「始

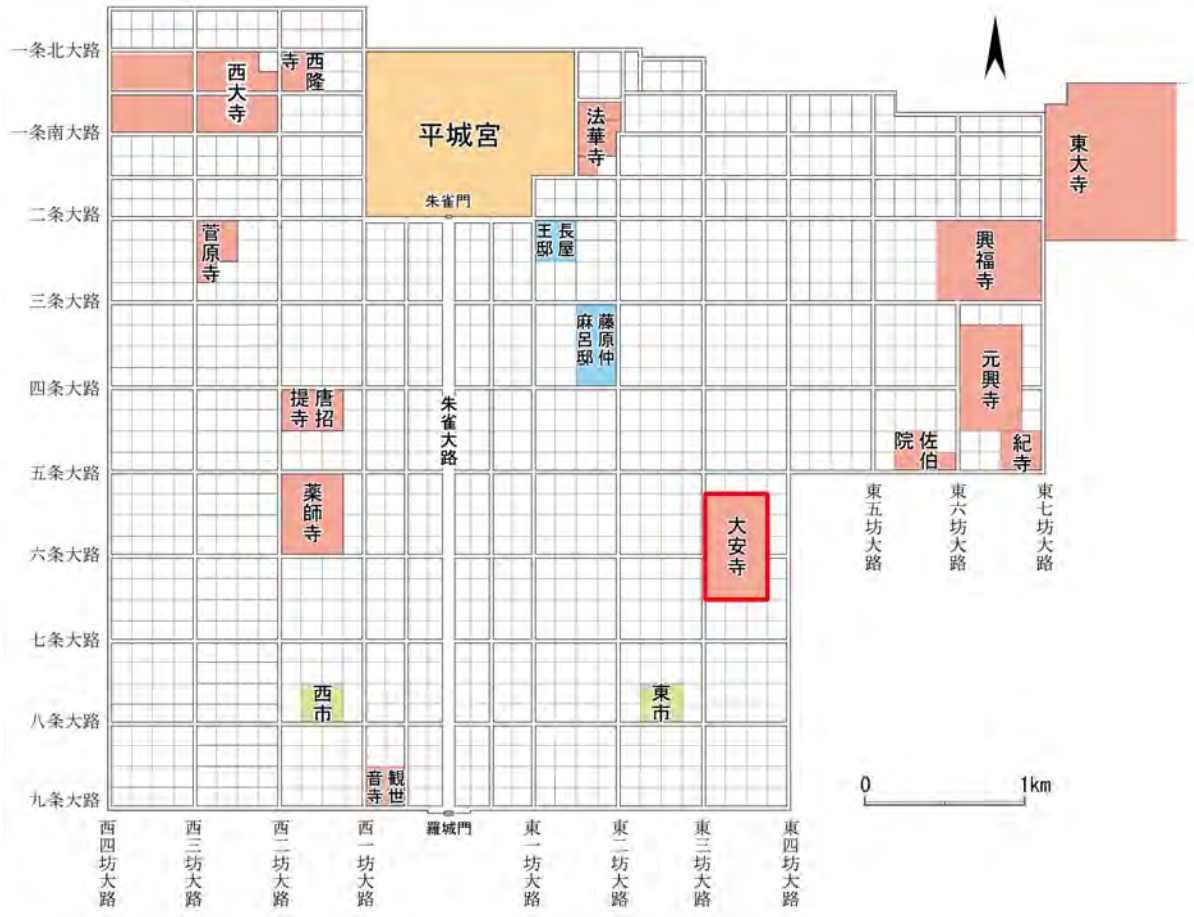

図 2- 5　平城京の条坊復元図と大安寺の位置

徙建元興寺于左京六条四坊」と記しているが、この位置から考えて「元興寺」は「大安寺」の誤りであるとみられている。この、宮からみて左側、左京の前方という位置については、藤原京における大官大寺の位置を踏襲したものと考えられる。また、これまでの発掘調査成果から、伽藍の造営も大官大寺の伽藍地割を基準にした可能性が考えられている[2)]。同様のことが右京六条二坊に位置する薬師寺にもいえ、同じく藤原京の（本）薬師寺の位置をほぼ踏襲して移され、伽藍配置、造営寸法等も同じとされる。両寺とも南大門を六条大路に開く。また、いずれも天皇の発願による造営という起源をもち、二寺相まって都を鎮護する役割を果たしたとみられる。しかし、移建の年代については、別の記事もあり、『扶桑略記』には「和銅三年庚戌三月辛酉日。（中略）同年移立大官大寺於平城京」と、『諸寺縁起集』（醍醐寺本・護国寺本）所収の「大安寺縁起」には「和銅三年庚戌、移伽藍及丈六仏像等於平城」とあり、和銅３年（710）としている。

『続日本紀』天平９年（737）４月８日条には「律師道慈言、道慈、奉天勅、任此大安寺修造以来、於此伽藍、恐有災事。」とあり、道慈が大安寺の造営に関与したことを示す記事が見える。道慈は遣唐留学僧として大宝２年（702）に入唐し、16 年間の在唐の後、養老２年（718）に帰朝する。翌年には神叡とともに智行兼備の僧として褒賞されて食封 50 戸を賜るが、時勢に入れられず、竹渓山寺といった山野の寺で止住していたとされる。その後、天平元年（729）に律師に任ぜられ、この頃から、大官大寺（大安寺）の再興・造営に当たり、14 年間を要したとされる。建築に造詣が深かったことが道慈採用の要因と考えられており、塔が主要伽藍の南に塔院として独立するという、これまでの寺院と異なる伽藍配置は、『扶桑略記』天平元年己未に「天皇欲改造大官大寺。為遵先帝遺詔也。遍降綸命捜求良工。爰有称沙門道慈者、奏天皇曰、道慈問道求法、自唐国来。但有一宿念。欲造大寺、偸図取西明寺結搆之躰。天皇聞而大悦、以為我願満也。勅道慈改造大寺。」とあることから、道慈が入唐時に止住した西明寺を模して造ったともいわれる。

天平 19 年（747）２月 11 日には『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』（以下、『資財帳』と略す。）が勘録され、この時点において、金堂・講堂・食堂・経楼・四面回廊・南大門・中門・築垣諸門・僧房・井屋などが備わっていたことが知られる。また、「一坊池并（ならびに）岳」の記載があり、これが杉山古墳を示すと考えられており、杉山古墳が伽藍内に取り込まれた様子がうかがえる。また、「塔院」の記載はあるが、東西二基の大塔はこの時点では記載されていない。しかし、『続日本紀』の天平神護２年（766）12 月 28 日条には、「大安寺の東塔に震す」とみえ、また、翌年の神護景雲元年（767）３月９日条では、称徳天皇が大安寺に行幸して、造寺大工軽間連鳥麻呂を外従五位下に叙している。これは、大安寺の造営がほぼ終了したことに対する功績を評価して叙位されたと考えられることから、この頃には塔を含めた主要伽藍が揃ったものと思われる。

エ　大安寺の隆盛

大安寺は、東大寺が建立されて、その寺格をゆずったが、天平 20 年（748）頃までは、官大寺の筆頭にあった。天平２年（730）７月の大般若会では、聖武天皇から調度の品々が施入されており、天平９年（737）以降には、大安寺の大般若会は勅会となった。大安寺は、東大寺・興福寺・元興寺・薬師寺・西大寺・法隆寺の七寺とともに「七大寺」（大寺とは、歴代天皇の発願によって造寺司が設けられ、寺封・荘園を施入された寺）と呼ばれた。

大安寺の僧房には、天平 19 年（747）には、僧・沙弥合わせて 887 人が居住したとされる（『資財帳』）。彼らは三論・律・法相・成実・華厳・倶舎といった学派にわかれて、教学を研鑽した。天平勝

[2)] 森下惠介『大安寺の歴史を探る』大安寺歴史講座２　東方出版 2016

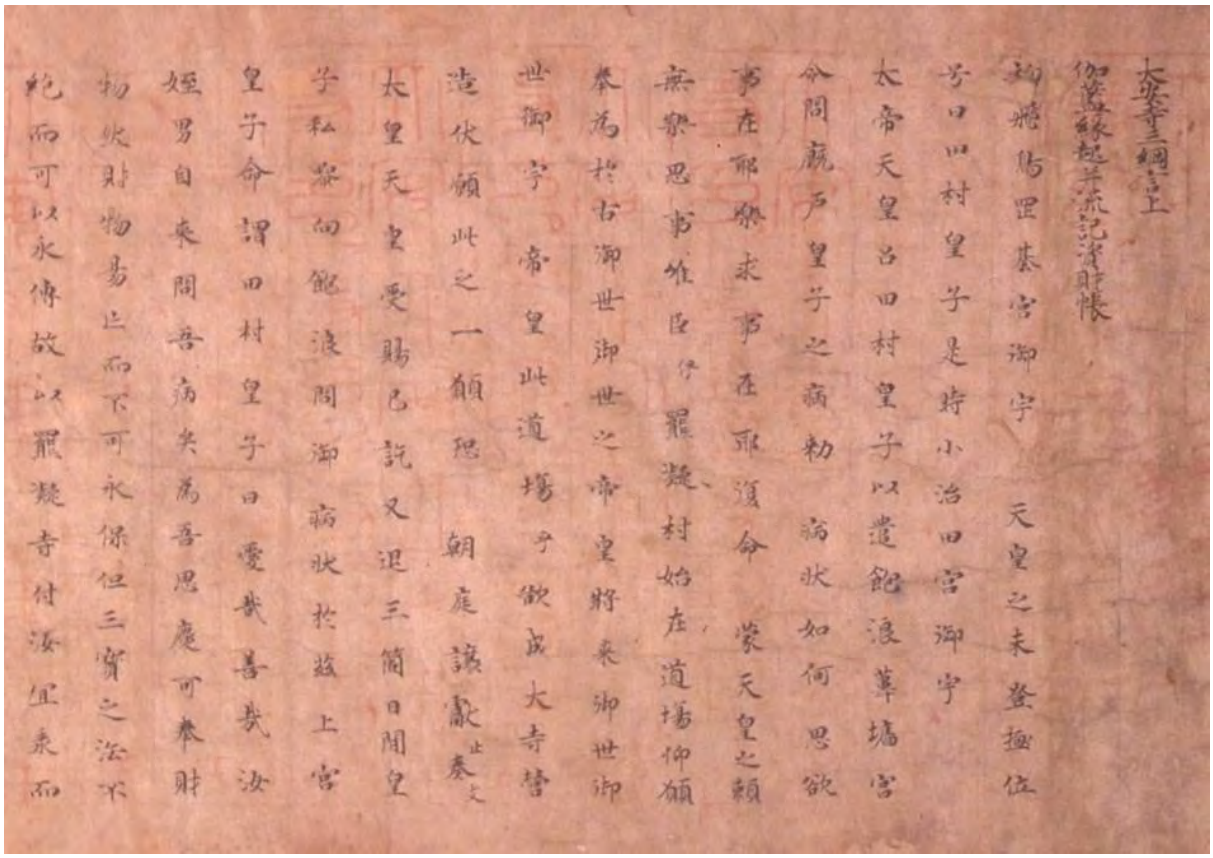

図 2- 6　『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』（国指定重要文化財）国立歴史民俗博物館所蔵

宝５年（753）４月の百座仁王会には、敬明・玄智・玄蔵・法宣・慶俊など 11 人が講師に選ばれるなど、多くの三論・華厳宗の学僧を輩出した。日本仏教史上、最も早く伝わったという三論宗は、延暦年間（782～806）頃には法相教学に圧倒されていたが、延暦 17 年（798）・21 年（802）・22 年（803）に相次いで勅詔が発布されて、三論宗の隆盛が図られた。大安寺の安澄や勤操などは著名な三論の学僧である。

大安寺の運営は三綱により行われていた。天平勝宝６年（754）の「大安寺三綱牒」によると、大寺にふさわしく、上座は１人であったが、寺主は大小寺主の２人、都維那も大小２人の５人によった（『大日本古文書』（編年文書）四巻 27 頁）。『資財帳』によると、大安寺の経済を支えていたのは、土佐・備後・播磨・丹波など 13 か国あった寺封 1,000 戸、天武２年（673）に施入された紀伊・若狭・伊勢の墾田 932 町、遠江・駿河・伊豆等の出挙稲 30 万束、天平 16 年（744）に施入された伊勢・紀伊・播磨・備前・近江・伊賀・美濃の７か国に散在した墾田地 994 町及び大和・近江両国にあった水田 216 町９段余であった。また、その他にも、造寺修造に必要な瓦屋は大和国添上郡と山背（山城）国棚倉に設けられ、泉木津には薗地を含む２町にわたる木屋所があった。

天平 21 年（749）頃には、大安寺造仏所によって華厳院が造建され、高さ３丈（約９ｍ）の盧舎那仏や、高さ１丈５尺（約 4.5m）の千手観音と不空羂索観音の巨大な画像が安置された[3)]。宝亀９年（778）に入唐留学から帰国した戒明は、多くの聖教を請来し、のち遺弟により唐院が創建された（『大安寺唐院記』）。早良親王（光仁天皇の子、桓武天皇の実弟）は、早く出家して崇道と称し、東大寺羂索院に止住していたが、神護景雲３年（769）に大安寺に移住して、東院を建立し、天応元年（781）４月に桓武天皇の皇太子になるまで居住していた（『東大寺要録』、『大安寺崇道天皇御院八嶋両処記文』）。『続日本紀』には、延暦元年（782）12 月 23 日に、光仁天皇の一周忌を大安寺で行ったことが記されてい

3) 福山敏男「大安寺華厳院と宇治花厳院」『日本建築史研究 続編』墨水書房 1971

る。なお、早良親王は、延暦４年（785）の藤原種継の暗殺事件に関係があるとして淡路に配流される途中、憤死した。後日、皇太子の無実が判明し、桓武天皇は自責の念に堪えず、崇道天皇の諡号を贈り、八島陵・八島寺・崇道社（御霊社）などを建立して、その怨霊を慰めたことはよく知られている。

天平８年（736）８月に遣唐副使中臣名代に伴われて来航した唐僧道璿・印度僧菩提僊那・林邑（チャンパ）僧仏哲などは当寺に止住し、律・華厳経などを講じ、仏哲は林邑楽を大安寺専有の楽とした。また、この頃、新羅留学から帰国して居住していた審詳は、天平 12 年（740）から良弁の主催する華厳講の講師として、華厳教理の研究指導に大きな足跡を残している。このように、大安寺は勅によって異国の僧や新進気鋭の学僧が止住する、国際色豊かな大寺であり、「僧侶にとって、いわば「国立の学術交流センター」として機能し」た[4] 寺院であった。

また、平安時代初期に薬師寺の僧、景戒が著した我が国最初の仏教説話集である『日本国現報善悪霊異記』には奈良時代のこととする大安寺にかかわる説話がいくつかみえる。大安寺の丈六仏がよく人の願いを叶えてくれる存在であること、大安寺が民衆と深く関わっている寺院であること等が記されている。内容に虚構の部分があるとしても、発掘調査成果や他の史料ではうかがうことができない奈良時代の大安寺の一端を知ることができる。

オ　長岡遷都から平安時代の大安寺

延暦３年（784）に平城京が廃され、長岡京に遷都されたが、大安寺をはじめ多くの寺院は移されることなく旧都に留まった。旧都は次第に荒廃していったが、残された諸大寺は、なお大きな勢力を保ち、主要な国家的仏事は、寺観などが整備されていた平城旧京の諸大寺で行われることが多かった。維摩会（興福寺）、御斎会（宮中大極殿）、最勝会（薬師寺）の三会の成立など南都仏教界は一時的に隆興し、大安寺においても、天長９年（832）に法華経会が創設されている（『類聚三代格』）。平安時代には、大安寺の僧行教が南都における八幡神の信仰を高める中、大同２年（807）８月 17 日には、筑紫豊前国（大分県）の宇佐八幡宮より大菩薩を勧請し、大安寺の鎮守社（現八幡神社）としたとされる。また、奈良は、「南都」「南京」と呼ばれ、貴族や僧らが巡礼に訪れ、史書や日記、巡礼記、詩歌などから、往時の様子を知ることができる。大江親通が著したと伝えられる『七大寺日記』（嘉承元年（1106））と『七大寺巡礼私記』（保延６年（1140））、平安時代末期に女院の巡礼に従った実叡による『南都巡礼記』（建久３年（1192））、殷富門院大輔が巡礼した際に詠んだ和歌集『殷富門院大輔集』などがある。

東大寺につぐ寺格をもつ大安寺であったが、幾度となく罹災し徐々に衰退していく中で、10 世紀後半以降の摂関政治の進展を背景に、全国の国分寺の総本山として特別な扱いを受けた東大寺と、藤原氏の氏寺として厚く保護された興福寺が高い勢力を保持していく。貞観 18 年（876）７月、雷雨により大安寺の塔が震動した（『三代実録』）。また、『一代要記』によると、延喜 11 年（911）５月には、講堂・三面僧房が焼失する火災が発生した。さらに天暦３年（949）11 月には西塔が雷火で焼亡した（『日本紀略』、『扶桑略記』）。度重なる火災により、堂宇の一部は失われており、天徳４年（960）４月、正暦５年（994）４月の疫病流行にあたって七大寺等に大般若経の転読を行わせた時の大安寺における参勤僧がそれぞれ 25 人、60 人と少ないことから、僧房は延喜の焼失後再興されなかったと考えられる（『類聚符宣抄』）。講堂は再建されたようで、長保元年（999）10 月に維摩会参列のために南都に下向した藤原行成は、大安・法華二寺を巡礼し、日記『権記』に「殊なる破損なし」と記している。

しかし、寛仁元年（1017）３月１日の夜、最も大きな痛手となる火災が発生する。『御堂関白記』に

[4] 中川由莉「奈良時代の大安寺－仏教受容におけるその役割－」『寧楽史苑』第 52 号　奈良女子大学史学会　2007

「遺るところなく、今夜を以て焼亡す」とあるように、多くの堂塔が炎上した。また、『七大寺巡礼私記』には、西塔・講堂・食堂・宝蔵・経蔵・鍾楼など 20 余院の堂宇が焼失し、創建以来の大被害を被ったことが記されている。金堂についての記載はないが、本尊釈迦像を搬出したり、長元８年（1035）10 月に別当鴻助が金堂造立によって法橋に任命されていることから、金堂も被害を受けたと考えられる。

火災翌年の寛仁２年（1018）５月、東大寺別当深覚が大安寺再興を大納言藤原実資にはかり、同年 12 月に造大安寺司が設けられ、藤原貞頼が長官に任じられた（『日本紀略』、『小右記』、『左経記』、『公卿補任』）。治安３年（1023）６月には、新しく長官左中弁藤原重尹・次官同惟信・判官大宅恒則を任じて、再建にあたることになった。『小右記』には、播磨杣で採取された柱 16 本などが淀津まで運ばれ、さらに泉木津までの搬出について苦慮した記載が散見される。閏９月には造金堂料の虹梁など用材の配分について協議され、長元元年（1028）５月に至って寄進物が別当鴻助に渡され、８月には巨材を伊賀・近江・丹波・播磨の諸国に割り当てた。長元８年（1035）10 月、鴻助は金堂造営の功により、法橋に補せられており、金堂はこれより以前に再建されたと考えられる（『僧綱補任』）。

長暦２年（1038）４月には、造大安寺長官が廃止され、長暦４年（1040）に興福寺円縁が造大安寺司に任じられる（『興福寺別当次第』）。造大安寺長官の廃止は、官営の造大安寺司を廃止したことを意味し、大安寺自体が造営にあたることになった。以後、興福寺頼信・頼尊が大安寺別当となり、寛治元年（1087）には大乗院の開基隆禅が別当に補任されて、東西北面の築垣や二十間の僧房が再建された。また、『京都御所東山御文庫記録』所収の「官宣旨案」には寛治４年（1090）12 月 24 日に官使覆勘が終わった修造の堂舎は、「五間四面金堂一宇、東西楽門二宇、五間中門一宇、五十間廻廊、七重宝塔一基、七間倉一宇、九間倉一宇、三間西大門一宇、三間東大門一宇、西面築垣四町、三間客坊一宇、七間八幡宮礼殿一宇、鎮守宝蔵十四所」があげられている（『平安遺文』（古文書編）四の一三三一号文書）。ここに見られるように、大安寺鎮守社の八幡神社には、社殿のほかに、七間という規模をもつ長大な礼殿や宝蔵が存在したことが知られる。承徳２年（1098）10 月以前には講堂も再建され（『中右記』）、康和元年（1099）には、その功により別当隆禅が法印に昇叙されている。その後、康和３年（1102）に別当になった永縁は、鐘楼・経蔵を再興している。なお、保延６年（1140）３月に大江親通が南都巡礼を行い、大安寺に詣で金堂・講堂などを巡礼したが、西塔・東室（東僧房）は「跡」と記載していることから、再建されなかったようである。

このように、大安寺の再建が進められていったものの、旧態には及ばず、藤原氏庇護の興福寺に支配されるようになっていった。

カ　鎌倉時代以降の大安寺

鎌倉時代になると、南都再興が着手された。興福寺と東大寺は着々と復興されたが、他の諸寺は、多くの破損した堂舎を抱えて苦しんでいた。大安寺では創建以来の東塔の破損が特に著しかったようで、元久元年（1204）に修理のため勧進が行われているが、十分な修理が行えなかったようである。嘉禄３年（1227）の官宣旨に引く法隆寺別当範円の解状は、「謹んで七大寺をみるに、東大・興福の両寺は仏法繁昌し、堂宇壮麗なり。元興・大安・西大等の寺は、その衰滅するところ、紹隆するの力なし。わずかに寺務の秘計により、しばらく仏法の慧命を支うるものは、ただ薬師寺・法隆寺のみ」と記している。

建長５年（1253）、東大寺の宗性が大安寺別当を務めるようになると、文永５年（1268）頃には、南大門の修理、金堂の瓦葺き替え、東西南面の大垣（築地塀）と宝塔（東塔）四方の大垣の築造が行われ、文永 10 年（1273）頃には東塔の修理が行われている。なお、永仁６年（1298）の蒙古襲来に際し

ては、鎌倉幕府によって諸国の寺社に対し、異敵降伏の祈祷を命じられ、大安寺は西大寺・唐招提寺・法華寺などとともに将軍家祈祷所とされている。

室町時代に入ると、大安寺は興福寺の支配下に入ったとされ、貞和元年（1345）に興福寺造営料の一部を大安寺に移して、大安寺の建物の修理が行われたとみられる。大安寺境内には興福寺大乗院の祈願所である己心寺が建てられ、大乗院墓所が営まれるようにもなる。

至徳２年（1385）には僧房（長老坊）が焼失し、足利義満（1368～1394）の時代には境内は四町四方に縮小されたとされる。また、長禄３年（1459）９月の大風で回廊が倒壊している。なお、『和州旧跡幽考』に記される、後花園天皇（在位：1428～1464）の時代の地震による堂舎の頽破は、長禄の大風による廻廊の倒壊のこととも考えられている。

『大乗院寺社雑事記』によると、文明７年（1475）、大安寺には金堂と文殊堂等があり、金堂に講堂や食堂の本尊、塔の四仏などが安置され、文明 15 年（1483）には、大安寺再建勧進の踊念仏が行われたこと、また、永正元年（1504）には、八幡社が焼けたことが記されている。

永禄９年（1566）、筒井順慶が松永久秀の多聞城を攻めた際に、大安寺南大門前で一戦があり、元亀３年（1572）にも大安寺の門前で松永方と筒井方の合戦があったことが知られる。「門前」とあるため、南大門は存在していたことが分かる。

天正年間（1573～1592）には、大安寺は西大寺の真言律に属していたようで、大安寺の寺僧は西大寺に退き、江戸時代にはその法灯を引く海龍王寺僧が大安寺寺務職を兼任、あるいは海龍王寺と般若寺が隔年で預かっていたとされる。正徳元年（1711）に海龍王寺僧から奈良奉行所に提出された「大安寺再興願」によると、天正年間（1573～1592）頃に大安寺の寺領は大和の領主に悉く没収され、天正 13 年（1585）の大地震により堂舎が大破におよび、慶長元年（1596）の大地震により堂舎悉く破滅したことが記されている。また、『多聞院日記』によると、天正 18 年（1590）12 月には、天正の大地震で倒壊していた大安寺本堂（金堂）を一晏法印が修理し、概ね出来上がったことが記されている。これは、仮金堂のようなものだったと考えられるが、再興された本堂も慶長の大地震で再び倒壊してしまう。

『和州旧跡幽考』には、その後、阿誰という盲人が、霊跡が絶えようとしているのを嘆き、残された観音像を祀った二間四面堂の観音堂を作り、大安寺のしるしとしたことが記されている。

明治時代になると、『大和国添上郡大安寺伽藍絵図』や『大安寺伽藍古図』など、かつての大安寺の伽藍を想像して描かれた絵図も出版される。

明治 15 年（1882）、奥山慶瑞・佐伯泓澄が私財を投じて小堂と庫裏一棟を建立し、大安寺再興の第一歩を記し、大安寺復興の運動はさらに石堂恵猛に引き継がれた。

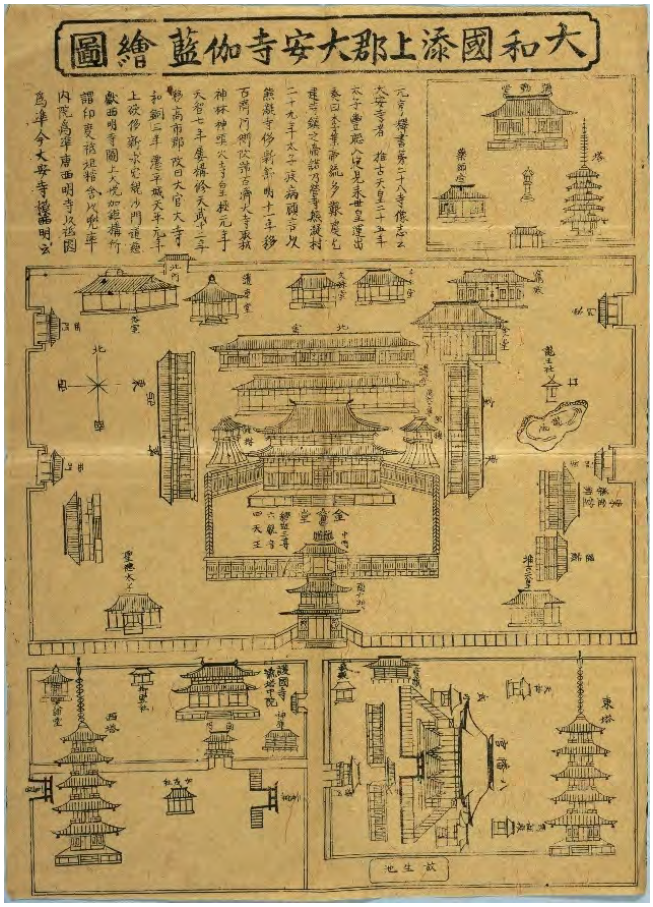

奈良県立図書情報館所蔵
図 2- 7　『大和国添上郡大安寺伽藍絵図』

表 2- 1　史跡大安寺旧境内に関連する主要文献一覧（その１：論文記事類）

番号	編・著者名	論文記事名	収録文献名	発行元	発行年
1	浅野清	奈良市大安寺遺跡	『日本考古学年報』7	日本考古学協会	1958
2	足立康	大安寺の位置と移転年代	『東洋建築』1-6	相模書房	1937
3	足立康	大安寺の伽藍配置について	『建築史』2-4	建築史研究会	1940
4	池田源太	大安寺の成立	『大安寺史・史料』	大安寺	1984
5	池田源太	大安寺の道慈とその時代	『大安寺史・史料』	大安寺	1984
6	井上薫	大官大寺から大安寺へ	『続日本紀研究』1-5	続日本紀研究会	1954
7	井上薫	大安寺	『国史大辞典』8	吉川弘文館	1987
8	伊野部重一郎	大安寺の草創	『日本上古史研究』3-11	日本上古史研究会	1959
9	伊野部重一郎	大安寺及び元興寺の平城移建年代に関する籔田氏の所論を読みて	『続日本紀研究』7-12	続日本紀研究会	1960
10	伊野部重一郎	「大安寺の草創」補遺	『日本上古史研究』5-1	日本上古史研究会	1960
11	伊野部重一郎	大安・元興二寺の平城移建年代に関して籔田氏の御高示に答える	『続日本紀研究』8-10	続日本紀研究会	1961
12	上野邦一	大安寺の発掘調査	『大安寺史・史料』	大安寺	1984
13	内田和伸	奈良県・京都府における古代遺跡の保存と整備	『日本歴史』586	吉川弘文館	1997
14	大岡實	元興寺・大安寺平城京移建について	『建築雑誌』569	日本建築学会	1933
15	太田博太郎	大安寺の歴史	『大和古寺大観』3	岩波書店	1977
16	大脇潔	大安寺１　－百済大寺から大官大寺へ－	『古代寺院の移建と再建を考える』	帝塚山考古学研究所	1995
17	岡田英男	大安寺伽藍と建築	『大安寺史・史料』	大安寺	1984
18	堅田修	大安寺の草創について	『大谷史学』5	大谷大学	1956
19	堅田修	再び大安寺の草創について　－古代仏教の歴史的評価に関連して－	『古代文化』6-3	古代学協会	1959
20	加藤泰	平城時代の大安寺に関して	『国華』47 編	国華社	1937
21	河野清晃	大安寺の歴史と信仰	『聖徳太子と大安寺』	ぎょうせい	1984
22	河野清晃	大安寺の文化財	『聖徳太子と大安寺』	ぎょうせい	1984
23	河野清晃	大安寺の年中行事	『聖徳太子と大安寺』	ぎょうせい	1984
24	竹島寛	大安寺の平城遷都について	『王朝時代皇室史の研究』	右文書院	1936
25	田中嗣人	大安寺の造営と諸像の造立	『佛教藝術』187	毎日新聞社	1989
26	田村吉永	大安寺の平城移転年代と丈六釈迦像について	『史迹と美術』25-4	史迹美術同攷会	1955
27	田村吉永	百済大寺と高市大寺　－大安寺成立に関する一見解－	『南都仏教』8	南都仏教研究会	1960
28	田村吉永	霊亀２年紀の「元興寺の徙建」と大安寺	『続日本紀研究』7-9	続日本紀研究会	1960
29	田村吉永	高市廃寺と大官大寺の寺名について	『続日本紀研究』6-9	続日本紀研究会	1959
30	田村吉永	平城大安寺の西明寺模倣説について	『史迹と美術』307	史迹美術同攷会	1960
31	中井公	大安寺２　－大官大寺から大安寺へ－	『古代寺院の移建と再建を考える』	帝塚山考古学研究所	1995
32	中井公	「大安寺式」軒瓦の年代	『堅田直先生古希記念論文集』	堅田直先生古希記念論文集刊行会	1997
33	中井公	大安寺杉山瓦窯の評価をめぐって	『考古学に学ぶ』2（同志社大学考古学シリーズ 8）	同志社大学考古学シリーズ刊行会	2003
34	中井公	軒瓦からみた大安寺西塔の創建をめぐって	『考古学論究』小笠原好彦先生退任記念論集	小笠原好彦先生退任記念論集刊行会	2007
35	中川由莉	奈良時代の大安寺－仏教需要におけるその役割	『奈良史苑』52	奈良女子大学史学会	2007
36	橋本伊知朗	堅田修氏「大安寺の草創について」（大谷史学第五号）	『日本上古史研究』1-12	日本上古史研究会	1957
37	服部匡延	大安寺は西明寺の模建という説について	『南都仏教』34	南都仏教研究会	1975
38	服部匡延	平安時代における大安寺の回禄と復興の概観	『美術史研究』3	早稲田大学美術史学会	1964
39	服部匡延	大安寺伽藍配置の成立に関する一考察－道慈による防災措置の面から－	『考古学雑誌』58-3	日本考古学会	1972
40	福山敏男	大安寺と元興寺の平城移建の年代	『史跡名勝天然記念物』7-3	史跡名勝天然記念物保存協会	1936
41	星野良史	大安寺の熊凝草創説話について	『法政史学』39	法政大学	1987
42	細川涼一	中世大安寺の年中行事	『経済学論纂』35-4	中央大学経済学研究会	1994
43	堀池春峰	百済大寺から大安寺へ	『奈良県観光』219	奈良県観光新聞社	1975
44	水野柳太郎	百済大寺と大安寺　－堅田修氏の再論を読んで－	『日本上古史研究』5-11	日本上古史研究会	1961
45	三輪嘉六	大安寺旧境内の保存（文化財レポート 18）	『日本歴史』257	日本歴史学会	1969
46	宮本長二郎	奈良時代における大安寺・西大寺の造営	『日本古寺美術全集』第 6 巻	集英社	1983
47	村田治郎	薬師寺と大安寺の占地	『史迹と美術』240	史迹美術同攷会	1954
48	森郁夫	大安寺発掘調査の概要	『大安寺史・史料』	大安寺	1984
49	森下惠介	平城京における大安寺の造営計画	『都城制研究』8（古代都城と神社）	奈良女子大学古代学学術研究センター	2014
50	籔田嘉一郎	元興・大安両寺平城移建年代考	『続日本紀研究』7-6	続日本紀研究会	1960
51	籔田嘉一郎	元興寺、大安寺、薬師寺の平城遷移問題－伊野部、田村両氏の批判に対えて－	『続日本紀研究』8-7	続日本紀研究会	1961

表 2- 2　史跡大安寺旧境内に関連する主要文献一覧（その２：書籍類）

番号	著者	文献名	発行者	発行年
1	飛鳥資料館	『大官大寺　－飛鳥最大の寺－』	奈良国立文化財研究所飛鳥資料館	1985
2	伊藤延男	『日本古寺美術全集６　西大寺と奈良の古寺』	集英社	1983
3	大岡實	『南都七大寺の研究』	中央公論美術出版	1966
4	太田博太郎	『南都七大寺の歴史と年表』	岩波書店	1979
5	太田博太郎　編	『大和古寺大観　第三巻』	岩波書店	1977
6	大脇潔	『飛鳥の寺』	保育社	1989
7	河野清晃	『日本仏教の心 11　聖徳太子と大安寺』	ぎょうせい	1984
8	菅谷文則	『大安寺伽藍縁起幷流紀資材帳を読む』	東方出版	2020
9	大安寺	『光仁天皇と大安寺』	大安寺	1969
10	大安寺	『崇道天皇と大安寺』	大安寺	1985
11	大安寺史編集委員会	『大安寺史・史料』	名著出版	1984
12	田辺征夫	『平城京を掘る　－地中からのメッセージ－』	吉川弘文館	1992
13	奈良県	『大安寺村風俗史』	奈良県	1915
14	奈良県教育委員会	『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』	奈良県教育委員会	1978
15	奈良県教育委員会	『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』	奈良市教育委員会	2007
16	奈良市教育委員会	『第 12 回平城京展　大安寺　－発掘調査成果から－』	奈良市教育委員会	1994
17	奈良市教育委員会	『第 25 回平城京展　平成 19 年度秋季特別展　並びたつ大塔－大安寺塔跡の発掘調査－』	奈良市教育委員会	2007
18	奈良市教育委員会	『平成 26 年度秋季特別展　甦る大寺　－大安寺発掘調査成果展－』	奈良市教育委員会	2014
19	奈良市史編纂室	『奈良市史　通史一』	奈良市教育委員会	1990
20	奈良市史編纂室	『奈良市史　社寺編』	奈良市教育委員会	1985
21	奈良市史編纂室	『奈良市史　建築編』	奈良市教育委員会	1974
22	南都国際仏教研究所	『南都大安寺論叢』	大安寺	1995
23	西川新次ほか	『大和の古寺　第４巻　新薬師寺　白毫寺　円成寺　大安寺』	岩波書店	1982
24	福山敏男	『奈良朝寺院史の研究』	高桐書院	1948
25	森下惠介	『大安寺の歴史を探る　大安寺歴史講座２』	東方出版	2016

（４）社会環境

ア　人口・世帯数

史跡大安寺旧境内及び周辺地域（大安寺（大安寺１丁目～７丁目）と東九条町：図 2-9 参照）の人口は、平成 12 年（2000）に 14,108 人であったが、平成 27 年（2015）には 12,313 人となり、1,795 人減少している（平成 12 年から平成 27 年の 20 年間の人口減少率 12.7%）。

一方、世帯数は、平成 12 年に 5,349 世帯であったが、平成 27 年には 5,573 世帯となり、224 世帯増加している（平成 12 年から平成 27 年の 15 年間の世帯数増加率 4.2%）。

町別の平成 12 年から平成 27 年の人口推移では、大安寺１丁目、大安寺４丁目、大安寺５丁目、大安寺７丁目、東九条町で人口の減少がみられる。平成 27 年の高齢化率は、大安寺１丁目、大安寺４丁目、大安寺７丁目、東九条町で 25%を超える。平成 12 年から平成 27 年の高齢化率の推移は、いずれの町も上昇しているが、特に大安寺１丁目、大安寺５丁目、大安寺７丁目、東九条町で高齢化率の増加が大きい。

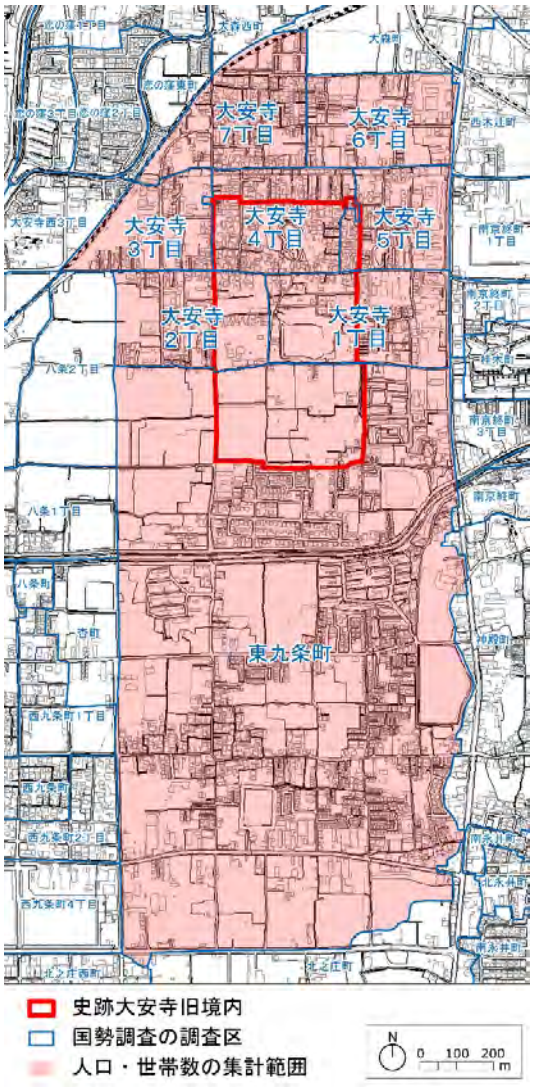

図 2- 8　人口・世帯数の集計範囲

図 2- 9　人口・世帯数の推移（国勢調査より作成）

表 2- 3　町別の人口・高齢化率の推移（国勢調査より作成）

町名	H12		H27		H12～H27	
	人口（人）	高齢化率（%）	人口（人）	高齢化率（%）	人口増減率（%）	高齢化率の増減（%）
大安寺	5,386	11.7	4,785	20.8	▲ 12.6	9.1
大安寺１丁目	720	14.7	550	28.6	▲ 30.9	13.9
大安寺２丁目	657	7.8	702	13.0	6.4	5.1
大安寺３丁目	719	7.1	783	11.5	8.2	4.4
大安寺４丁目	685	21.5	583	28.3	▲ 17.5	6.8
大安寺５丁目	909	10.5	693	23.7	▲ 31.2	13.2
大安寺６丁目	731	8.6	788	15.8	7.2	7.1
大安寺７丁目	965	12.0	686	29.4	▲ 40.7	17.4
東九条町	8,722	12.0	7,528	30.5	▲ 15.9	18.5

イ　土地利用の変遷

大正 14 年（1925）頃は、杉山古墳を取り囲む形で集落が形成され、周囲には農地が広がり、史跡大安寺旧境内の区域には、芝池、現大安寺、八幡神社、旧大安寺村役場、大安寺小学校が確認できる（図 2-10）。

第二次世界大戦を経て、昭和 30 年代頃までは、同様の土地利用が見られたが、昭和 44 年（1969）頃になると、市街地が四方に拡大しており、特に東方向への拡大が顕著に見られる。史跡内の現大安寺北側も宅地化が進み、史跡地南端の東西道路など、区画道路の整備が進められた（図 2-11）。

昭和 51 年（1976）頃には、周辺の市街化がさらに進み、南東の史跡指定地外に集合住宅が建設される。また、南の史跡指定地外に宅地開発のための区画道路が敷設されたことが分かる（図 2-12）。

昭和 59 年（1984）頃には、周辺の市街化により、奈良市街地とほぼ連担し、芝池東端が埋められて宅地化するとともに、芝池南や史跡地南東も一部宅地化が進んでいる。また、南の史跡指定地外の宅地開発区域に建物が建ち並んでいる（図 2-13）。

平成 7 年（1995）頃には、史跡内の芝池東側・北側が宅地化し、南の史跡指定地外の宅地開発が北に拡大し、史跡地南端に接する（図 2-14）。

平成 25 年（2013）には、史跡内の大安寺小学校の校舎の一部が解体され、現大安寺西側や南東の史跡指定地外にも宅地化が進み、現在に至る（図 2-15）。

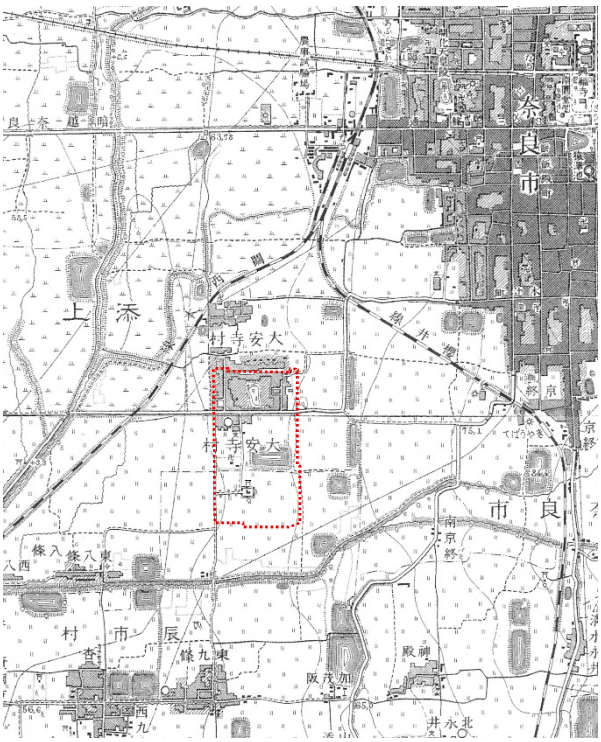

国土地理院発行 1/25,000 地形図
「奈良」（大正 14 年 10 月）及び
「郡山」（大正 14 年 9 月）より作成

図 2- 10　大正 14 年（1925）頃の地形図

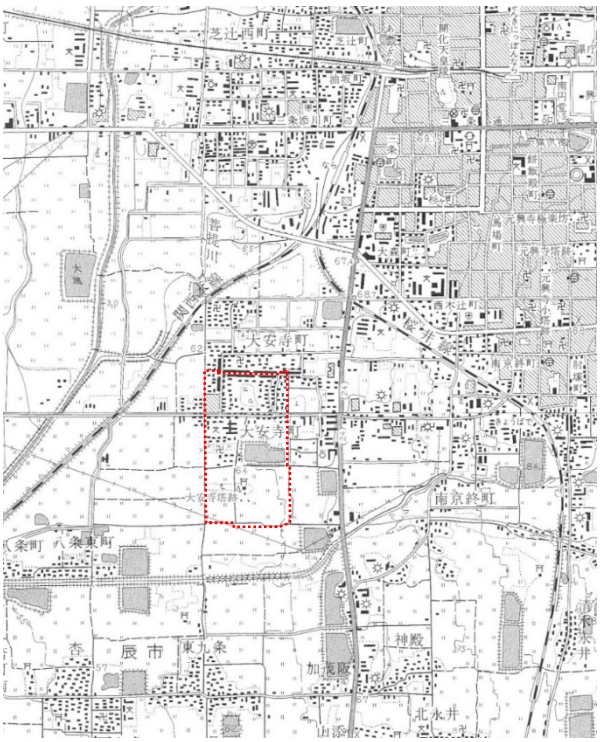

国土地理院発行 1/25,000 地形図
「奈良」（昭和 44 年 2 月）及び
「郡山」（昭和 44 年 2 月）より作成

図 2- 11　　昭和 44 年（1969)頃の地形図

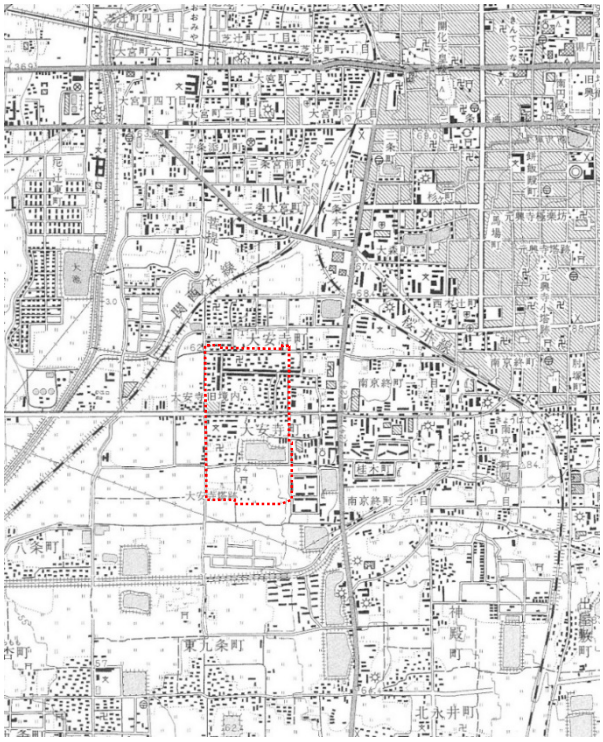

国土地理院発行 1/25,000 地形図
「奈良」（昭和 51 年 11 月）及び
「大和郡山」（昭和 52 年 5 月）より作成

図 2- 12　昭和 51 年（1976)頃の地形図

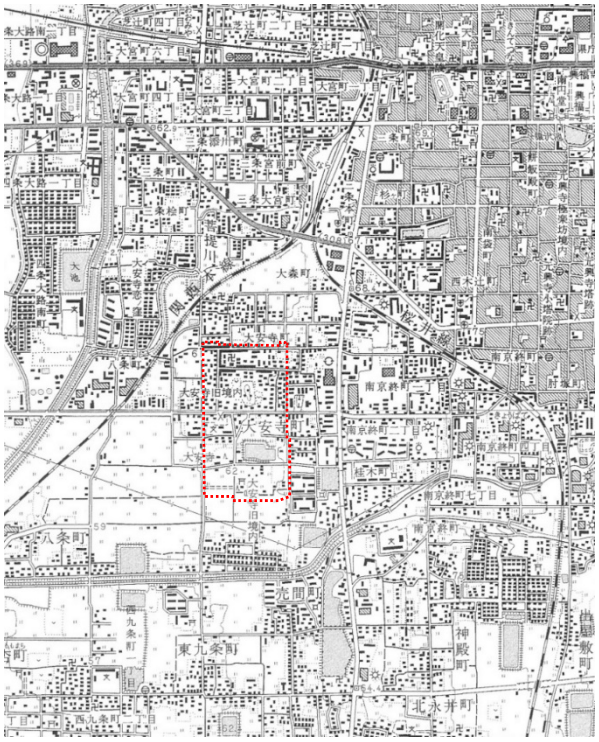

国土地理院発行 1/25,000 地形図
「奈良」（昭和 59 年 5 月）及び
「大和郡山」（昭和 59 年 6 月）より作成

図 2- 13　昭和 59 年（1984)頃の地形図

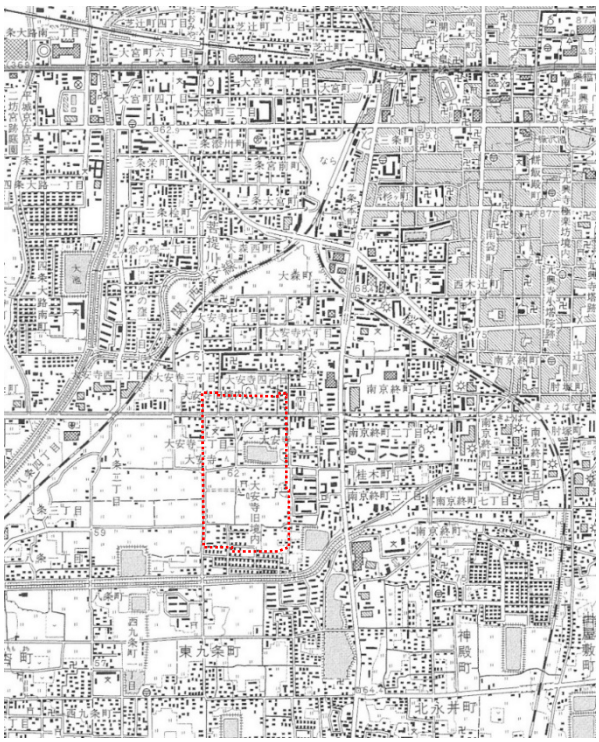

国土地理院発行 1/25,000 地形図
「奈良」（平成７年８月）及び
「大和郡山」（平成７年８月）より作成

図 2- 14　平成７年（1995)頃の地形図

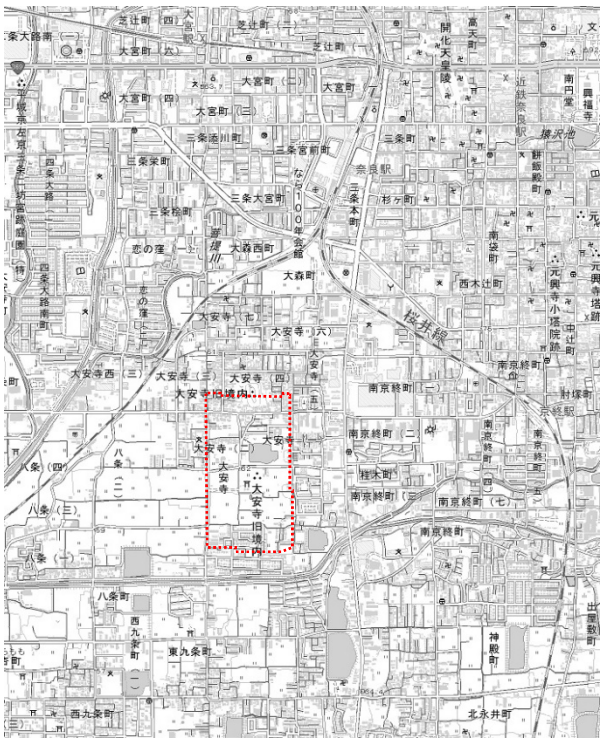

国土地理院発行 1/25,000 地形図
より作成

図 2- 15　平成 25 年（2013)頃の地形図

ウ　交通網

史跡大安寺旧境内周辺の広域交通網は、道路では、北側を東西に通る国道 369 号・国道 308 号から西に続く第二阪奈有料道路で大阪方面とつながり、西側には国道 24 号、東側には県道 754 号線、国道 169 号が南北に通って京都・奈良県南部方面とつながる。また、県道 122 号線が史跡大安寺旧境内を東西に横断し、京終と西の京をつないでいる。鉄道では、西側にＪＲ関西本線、東側にＪＲ桜井線が走り、大阪・京都・奈良県南部方面とつながる。また、北側には東西に近鉄奈良線が走り、大阪方面とつながる。史跡大安寺旧境内の最寄り駅はＪＲ奈良駅又はＪＲ京終駅であり、いずれも約１km 程度（直線距離）に位置し、徒歩では約 20～30 分程度かかる。

今後、史跡大安寺旧境内の西側に京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジが整備され、ＪＲ関西本線の新駅が設置される予定である。これにより、史跡大安寺旧境内への交通アクセスは格段に向上することが見込まれる（図 2-16)。

エ　公園緑地・観光レクリエーション

史跡大安寺旧境内の位置する奈良市の都市公園の設置状況は表 2-4 に示す通りである。市民一人あたりの都市公園面積は約 21.8 ㎡で、国の基準面積である 10 ㎡を大きく上回っている。しかし、地域によってその設置状況は大きく異なり、西北部の住宅地は概ね設置されているものの、史跡大安寺旧境内周辺の

表 2- 4　都市公園面積一覧（平成 29 年４月１日現在）

種類		種別	設置数	面積(a)
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	458	5,834
		近隣公園	10	2,054
		地区公園	3	1,566
	都市基幹公園	総合公園	1	2,350
		運動公園	1	3,008
大規模公園		広域公園	1	50,862
都市緑地			1	16
特殊（歴史）公園			93	8,846
合計			568	74,536

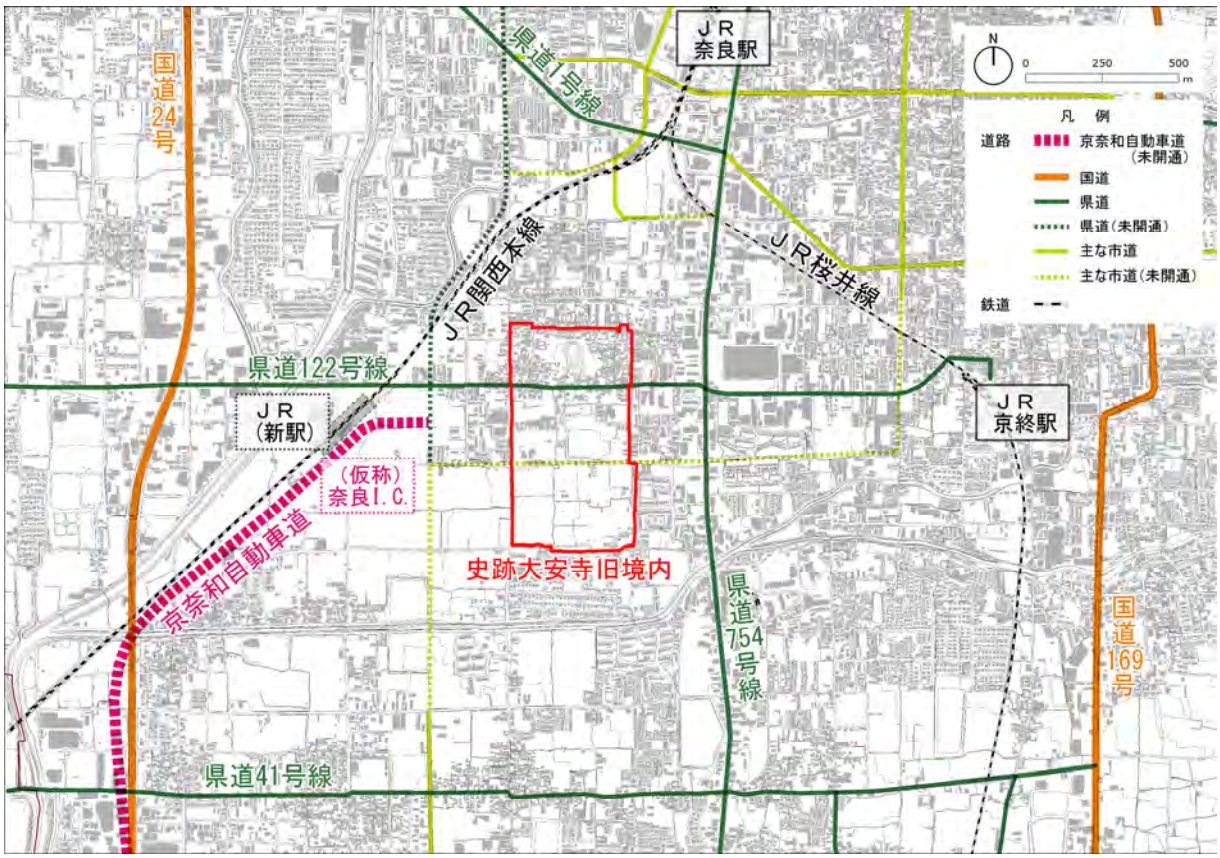

図 2- 16　交通網（計画路線等を含む）

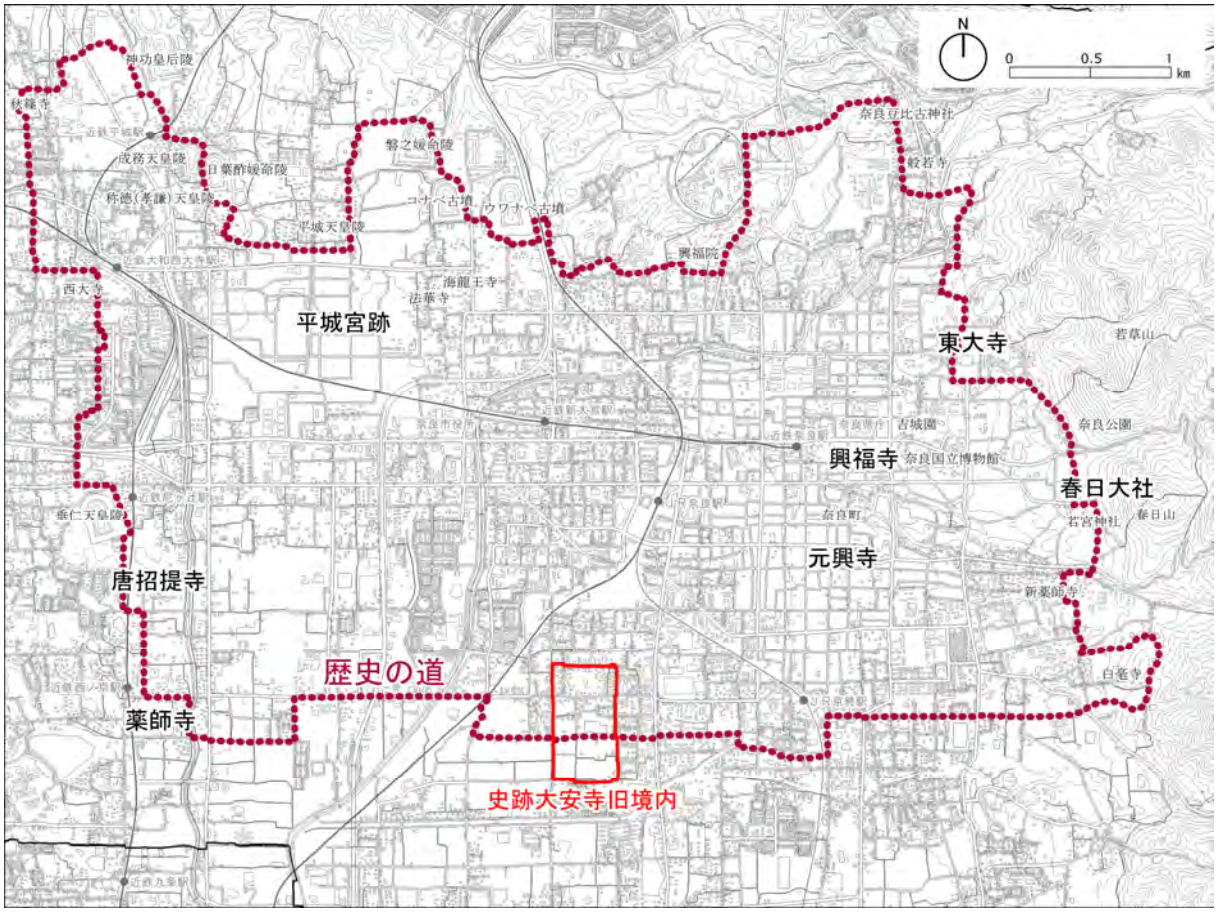

図 2- 17　「歴史の道」と周辺の主要な観光資源（寺社、陵墓・古墳等）

公園緑地の配置と量は必ずしも十分ではない。

奈良市には、これらの都市公園のほかにも、県立月ケ瀬神野山自然公園 6,500ａ、大和青垣国定公園 270,464ａなどがある。

また、奈良市は世界遺産「古都奈良の文化財」をはじめとして、歴史的資源が多く、観光レクリエーションも主にこれらを巡るものとなっている。昭和 47 年（1972）に奈良市が定めた「歴史のみち」（全長約 27km）には史跡大安寺旧境内も含まれている。

オ　史跡及び周辺地域にかかる関係法令

(ア) 史跡指定地（文化財保護法）

大安寺旧境内は、266,360.26 ㎡が文化財保護法に基づく国の史跡に指定されている。文化財保護法第 125 条により、史跡範囲内で、現状を変更する行為あるいは保存に影響を及ぼす行為は、文化庁長官の許可を得る必要がある。

(イ) 埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）

平城京跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等の開発行為や調査を目的として発掘する場合には、文化財保護法に基づく文化庁長官への届出（第 92 条及び第 93 条）若しくは通知（第 94 条）を行い、その指示に従う必要がある。

(ウ) 市街化区域・市街化調整区域（都市計画法）

史跡大安寺旧境内のうち、県道 122 号線以北並びに同線沿い東部の一部区域が市街化区域、その他の区域が市街化調整区域に指定されている。

また、周辺地域の大半は市街化区域に指定されており、史跡大安寺旧境内の南西に市街化調整区域が指定されている。

(エ) 用途地域（都市計画法）

史跡大安寺旧境内の市街化区域は、いずれも第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）に指定されている。

また、史跡大安寺旧境内を取り囲む市街化区域も同様に、第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）に指定されており、東部には県道 754 号線の沿線に準工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）、第二種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）が指定されている。

(オ) 都市計画道路（都市計画法）

史跡大安寺旧境内を東西に横断する都市計画道路八条紀寺線が都市計画決定されていたが、平成 27 年（2015）11 月 27 日に計画変更され、現在は史跡大安寺旧境内には都市計画道路は決定されていない。

周辺地域では、西部には京奈和自動車道（大和北道路）とそれに接続する南北道の西九条佐保線、また、東部には南北道の奈良橿原線（県道 754 号線）とそれに接続する桂木南京終線が都市計画決定されている。

(カ) 高度地区（都市計画法）

史跡大安寺旧境内の市街化区域は、いずれも 15m斜線高度地区に指定されている。

また、史跡大安寺旧境内を取り囲む市街化区域は 15m高度地区、東部の用途地域が準工業地域の区域は 20m高度地区に指定されている。

(キ) 景観計画区域（景観法、なら・まほろば景観まちづくり条例）

『奈良市景観計画』では、史跡大安寺旧境内の区域のうち、北側の市街化区域は、「歴史的・文化

的景観を背景とした歴史的風致を感じられる生活景観の形成」を景観形成の基本方針とする「市街地景観地域／市街地景観区域」に、南側の市街化調整区域は、「開けた眺望と歴史的風土を感じる広がりのある里景観の形成」を景観形成の基本方針とする「田園景観地域／平地の里景観区域」に位置づけられている。

なお、景観法第 16 条第 7 項第 11 号に基づいて定める景観法施行令第 10 条第 3 項において、文化財保護法に基づく許可・届出・協議に係る行為については、景観法に基づく届出の対象外となっている。

(ク) 法定外公共物（奈良市法定外公共物の管理に関する条例）

「一般の公共の用に供されている本市所有の道路、河川、湖沼、水路、用悪水路等で、道路法、河川法、下水道法その他特別の法令の適用又は準用を受けないもの」は、本条例の定める「法定外公共物」に該当する。法定外公共物の敷地内において、工作物等を設置し、継続して占用する行為、掘削、盛土その他土地の形質の変更をする行為、法定外公共物の現状に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為を行う場合は、市長の許可が必要である。

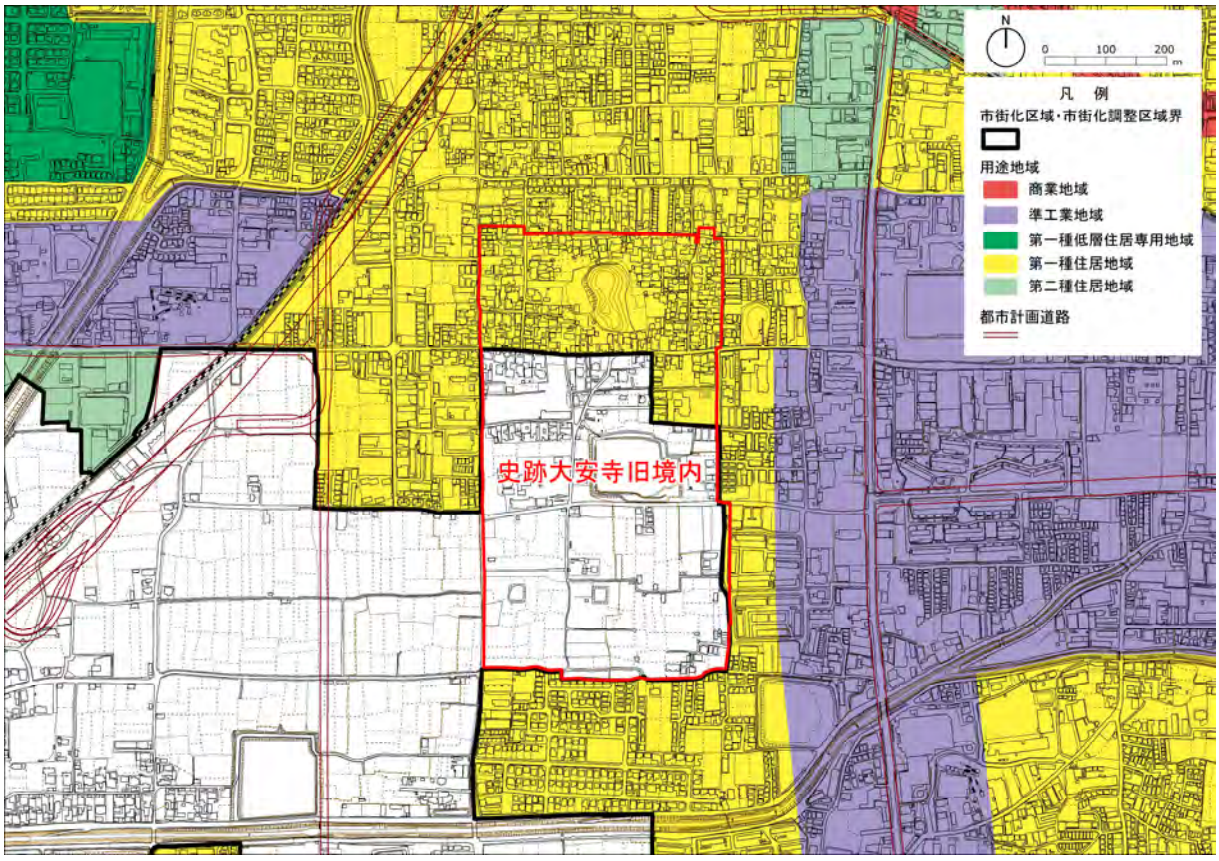

図 2- 18　線引き・用途地域・都市計画道路

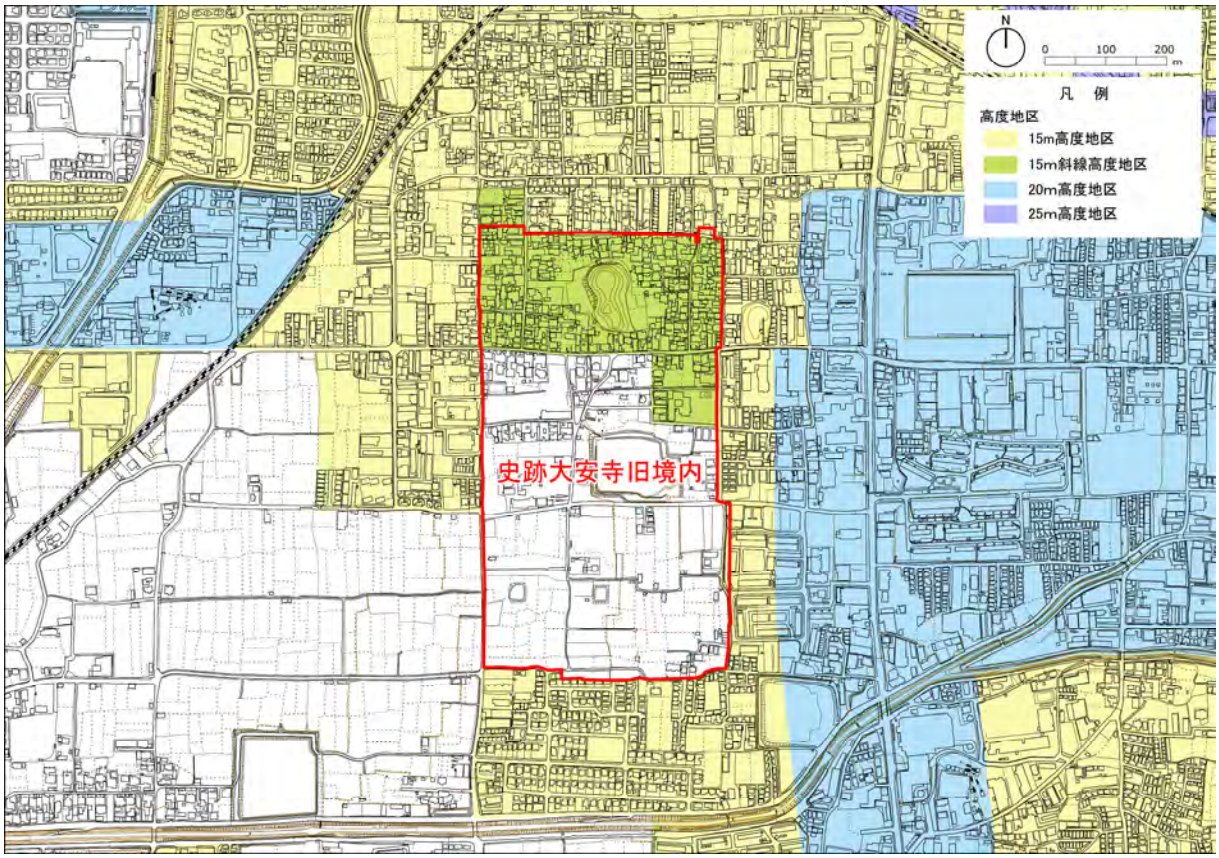

図 2- 19　高度地区

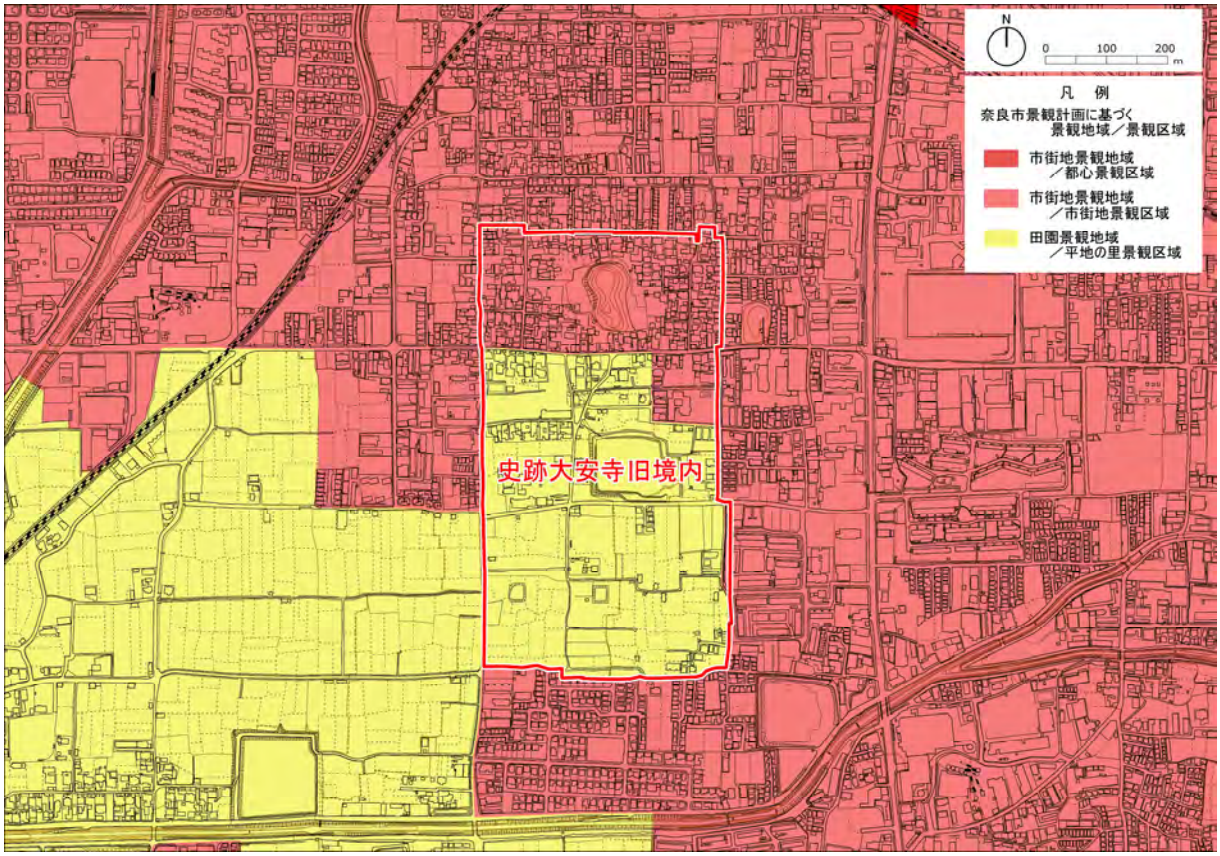

図 2- 20　『奈良市景観計画』に基づく景観地域・景観区域

２－２　史跡指定の状況

（１）史跡指定に至る経緯とその後の経過

平城遷都に伴い藤原京より移された大安寺は南都七大寺の一つとされたが、中世以降は衰退し、近世の『和州旧跡幽考』では「わずかに二間四面の堂を建立して大安寺のしるしとなせり」と記されたほどである。明治に入っても、国宝及び特別保護建造物の対象となる古建築を有しない大安寺は明治13年度から明治27年度まで続いた古社寺保存金が給付されなかった。しかし、明治41年（1908）には奈良県から添上郡長に保存の方法を講じるよう要請が出され、それを受けて添上郡長は西塔に残っていた礎石を保存するために樹木を伐採し、礎石の周囲に梅樹を植え付け梅林として永久に保存する旨の回答をしている[5)]。このような経緯を経て、大正８年（1919）に公布、施行された史蹟名勝天然記念物保存法のもとで、主要伽藍の南に四坪の塔院が独立し、大安寺式とよばれる独特の伽藍配置をとるというそれまでの寺院建築の歴史からみても特筆され、西塔跡に心礎が残るなど往時を知る上で極めて重要な遺構であるとして、大正10年（1921）３月３日に内務省告示第38号により東西両塔跡が「大安寺塔跡」として史蹟に指定され、大正11年（1922）５月23日、旧辰市村が管理団体に指定された。昭和30年（1955）３月15日、旧辰市村が奈良市に編入され、奈良市が管理団体を継承した。

その後、昭和33年（1958）６月15日付奈市社教第125号で指定地域外の南門、中門、回廊跡が位置する大安寺所有地計7,608.1㎡の追加指定を大安寺住職河野清晃氏申請に基づき文化財保護委員会に提出した。

その頃､奈良市でも都市開発が急激に進み､平城宮跡については国により発掘調査と保存事業が着々と進んだが、平城京の保存が問題となった。平城京の解明には、当時の都市計画の基準であった条坊遺構の確認が保存・研究の両面から必要とされた。平城京の条坊施工は宮のみならず京内の寺院の伽藍配置にあたっても基準となったであろうから、主要伽藍の位置を明らかにすることは条坊の確定にもつながると考えられ、その保存が緊急の課題であった。そこで、平城京の主要寺院である大安寺は伽藍の四至がよく残り、中門や南大門、講堂等の発掘調査が行われていたこともあって主要伽藍の遺構の存在する地域等の可能な範囲の保存の措置を講ずる必要があると認められたことから、史跡指定されていた塔跡に加えて旧境内全域が追加指定され（昭和43年（1968）３月４日文化財保護委員会告示第10号)、名称を「大安寺旧境内」と改めることとなったが、管理団体については定められなかった。

この追加指定に対し、昭和43年（1968）４月24日、史跡指定反対期成同盟（現史跡大安寺旧境内対策協議会）が結成され、４月30日に住民大会を開き、追加指定反対を決議し、市へ陳情した。８月24日には鍵田奈良市長が「一方的な指定は住民の生活権の侵害である」との声明を発表し、９月５日には指定範囲を縮小するよう文化庁に要望した。９月10日、所有者宛指定通知書が奈良県教育委員会教育長から奈良市教育委員会へ送付され、昭和44年（1969）３月24日奈良市教育委員会から指定通知書が発送されたが、４月２日、地元自治会長から奈良市教育委員会に一括返上された。返上された指定書は４月７日、市教育委員会から県教育委員会へ転送された。

昭和48年（1973）以降、指定地の管理について文化庁と奈良市が数回にわたり協議を行ったが、追加指定から10年後の昭和53年（1978）３月、住民生活と史跡の恒久的保存との問題解決をはかり、

[5)] この間の経緯については内田和伸「奈良県・京都府における古代遺跡の保存と整備」『日本歴史』（第586号,1997,日本歴史学会）に詳しい。

保存と活用を充実させていくため『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』が奈良県教育委員会により策定され、保存管理のための基本方針や今後のあるべき方向が示された。また、策定会議では、未指定である管理団体には奈良市がなるのが最適であるとの意見であったとされている。このような経緯をうけて、昭和 57 年（1982）３月 15 日付で奈良市が正式に管理団体となり、公有化や発掘、整備といった保存管理事業を進めながら、現在に至っている。

（２）史跡指定の内容

名　　称：大安寺旧境内附石橋瓦窯跡
（だいあんじきゅうけいだいつけたりいしばしかわらがまあと）
所　在　地：奈良県奈良市大安寺・東九条町、京都府綴喜郡井手町
種　　別：史跡
指 定 基 準：史３、史６
指 定 年 月 日：大正 10 年（1921）３月３日（大安寺塔跡）
追加指定年月日：昭和 43 年（1968）３月４日（追加指定、名称変更「大安寺旧境内」）
（名称変更）　平成 18 年（2006）１月 26 日（追加指定、名称変更「大安寺旧境内附石橋瓦窯跡」）
平成 26 年（2014）３月 18 日（追加指定）
平成 27 年（2015）10 月７日（追加指定）
管 理 団 体：大正 11 年（1922）５月 23 日　辰市村
昭和 30 年（1955）３月 15 日　奈良市（大安寺塔跡：辰市村の奈良市編入に伴う）
昭和 57 年（1982）３月 15 日　奈良市（大安寺旧境内）
指 定 理 由：大正 10 年（1921）３月３日（大安寺塔跡）
南都七大寺ノ一ニシテ元明天皇和銅年中大官大寺ヲ此地ニ移シ聖武天皇天平十七年大安寺ト改稱セラレ寺院建築ノ上ニ一様式ヲ來セシモノナリ

昭和 43 年（1968）３月４日（追加指定、名称変更「大安寺旧境内」）
旧境内は、左京の六條および七條に跨り、四坊において十五町の地を占めていた。このうち東、西両塔の跡はすでに史跡に指定されているが、いまこれに新指定地を加え、「大安寺旧境内」と名称を変更する。
近時南大門、中門と廻廊、講堂、僧坊等の全貌乃至一部が発掘調査されて大安寺の伽藍の規模はとみに明らかになってきた。これに加えて資財帳所載の「池并岳」に当り、また北限の一部でもある杉山古墳、東限に当る四坊の小路、南限に当る七條四坊の小路、西限に当る三坊大路、また六條大路等の痕跡たる道路は、すでにその寺跡乃至平城京の遺構としての重要性が指摘されている。
これらの状況に鑑み、原則として次のとおり指定する。
一、塔跡の指定地域は、二以下の地域内に介在する。
二、指定地域の東限　六條七條四坊の中央南北小路まで
三、　〃　南限　旧境内の南限、七條四坊中央東西小路まで
四、　〃　西限　旧境内の西限、三坊大路まで
五、　〃　北限　六條四坊中央東西小路まで
ただし右小路以外にも食堂推定地を包括するものとする。
六、杉山古墳（ただし周濠を含む。）
七、旧境内東限線に当る道路（ただしその南北の延長は、右記、北限、南限の間とする。）
備考　上記の條坊の大路小路は、なお推定にとどまるので、実施に当っては、多少の変動があるものとする。また推定幅員でなく、痕跡としての道路にとどまる場合もある。

平成 18 年（2006）１月 26 日（追加指定、名称変更「大安寺旧境内附石橋瓦窯跡」）

大安寺は平城京左京に所在し、一五町の広大な寺域を占める古代寺院である。舒明天皇発願の百済大寺を起源とし、藤原京の大官大寺を平城京に移転して改称したもので、天平年間（七二九～七四九）終わりころまでには主要伽藍がほぼ整ったとみられる。東大寺建立までは国家の筆頭寺院であった。これまでの調査で、金堂や講堂、僧坊、南大門、回廊、東西両塔等を確認している。また、寺域内北部の杉山古墳周辺には奈良時代末から平安時代にかけての瓦窯跡があり、これは寺院の改修に伴う瓦を焼成したものと考えられる。

石橋瓦窯跡は、京都盆地南部、木津川の支流玉川右岸の河岸段丘上に位置する瓦窯跡である。大安寺からの直線距離は、約一五キロメートルである。平成十四年に、町道改良工事に伴う井手町教育委員会による発掘調査で瓦窯二基と周溝および灰原を確認し、出土した瓦から大安寺の創建瓦を焼成した瓦窯跡であることが判明した。窯は二基ともに南に焚口を向けた分焔柱をもたない平窯で、焼成室は奥壁から長さ約一・八メートルが残存し、最大幅は約一・二メートルである。窯の北側には溝がある。出土した遺物には、軒丸瓦、軒平瓦のほか、丸瓦、平瓦、熨斗瓦、面戸瓦、塼および須恵器等がある。なお、調査区西端にも未確認の窯が存在すると推定される。また、平成十七年の確認調査では、平成十四年の調査区の西方で灰原と多量の瓦類を検出し、ここにも未確認の窯がさらに存在することが判明している。

天平十九年（七四七）の『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』には、山城国の荘の一つとして「棚倉瓦屋」の記録がある。棚倉は井手町からその南の山城町にかけて広がる山野の通称であり、石橋瓦窯跡の所在地も棚倉の範囲に含まれるものと考えられる。石橋瓦窯跡は大安寺の創建瓦を焼成していたもので、立地条件が『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』の四至記載と一致することからも、この「棚倉瓦屋」である可能性が高い。石橋瓦窯跡は、奈良時代の官寺の瓦について、生産地と供給地を発掘調査と文献史料の両面から考察することができる希有な例といえる。

このように、石橋瓦窯跡はその残存状況が良好であり、奈良時代の官寺に附属する生産施設のあり方を具体的に示すとともに、文献史料との対比の可能性があるものとしてきわめて重要な価値を有している。よって、石橋瓦窯跡を大安寺旧境内に追加指定して名称を大安寺旧境内附石橋瓦窯跡と変更し、保護の万全を図ろうとするものである。

平成 26 年（2014）３月 18 日（追加指定）

大安寺は平城京左京に所在し、一五町の広大な寺域を占める古代寺院である。舒明天皇発願の百済大寺を起源とし、藤原京の大官大寺を平城京に移転して改称したもので、天平年間（七二九～四九）終わりころまでには主要伽藍がほぼ整ったとみられる。東大寺建立までは国家の筆頭寺院であった。これまでの調査で、金堂や講堂、僧坊、南大門、回廊、東西両塔等を確認している。また、寺域内北部には奈良時代末から平安時代にかけての瓦窯跡があり、寺院の改修に伴う瓦を焼成したものと考えられる。

大安寺は、大正十年（一九二一）、「大安寺塔跡」として史跡指定され、その後、その境内全体を保護するため、昭和四十三年に追加指定し、「大安寺旧境内」に名称変更した。

石橋瓦窯跡は、京都盆地南部、木津川の支流玉川右岸の河岸段丘上に位置する瓦窯跡である。大安寺からの直線距離は、約一五キロメートルである。平成十四年、井手町教育委員会が町道改良工事に伴い発掘調査を実施したところ、瓦窯二基と周溝および灰原を確認し、出土した瓦から大安寺の創建瓦を焼成した瓦窯跡であることが判明した。窯はともに南に焚口を向けた分焔柱をもたない平窯で、出土遺物には、軒丸瓦、軒平瓦のほか、丸瓦、平瓦、熨斗瓦、面戸瓦、塼および須恵器等がある。

天平十九年（七四七）の『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』には、山城国の荘の一つとして「棚倉瓦屋」の記録があり、石橋瓦窯跡の所在地は棚倉の範囲に含まれるものと考えられる。石橋瓦窯跡の立地条件は『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』の四至記載と一致することから、この「棚倉瓦屋」である可能性が高く、奈良時代の官寺の瓦について、生産地と供給地を発掘調査と文献史料の両面から考察することができる稀有な例といえる。

石橋瓦窯跡は奈良時代の官寺に附属する生産施設の在り方を具体的に示すとと

もに、文献史料との対比の可能性があるものとして極めて重要な価値を有していることから、石橋瓦窯跡を大安寺旧境内に追加指定して名称を「大安寺旧境内　附石橋瓦窯跡」と変更した。

その後、井手町教育委員会では石橋瓦窯跡の範囲を確認する発掘調査を実施してきた。その結果、新たに一基の瓦窯の存在を確認した。また、瓦窯の後背部には、溝が廻っていることも判明した。今回は、新たに発見された遺構の部分を追加し、保護の万全を図ろうとするものである。

平成 27 年（2015）10 月 7 日（追加指定）

大安寺旧境内は、奈良時代、律令国家が平城京内に造営した我が国を代表する古代寺院であり、奈良県奈良市に所在する。大安寺の起源は、舒明天皇が発願した百済大寺に遡り、その後、天武天皇による移転改称を経て、藤原京の大官大寺を霊亀二年（七一六）、平城京に移転したものである。平城京左京六条四坊及び七条四坊に一五町の寺域を占め、天平年間（七二九～四九）終わり頃までには主要伽藍がほぼ整ったと考えらえる。東大寺建立までは国家の筆頭寺院であった。天平十九年（七四七）に作成された『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』(以下『資財帳』という。)には寺の縁起と資財が詳細に記述されている。奈良市教育委員会による発掘調査により、金堂、講堂、僧坊、南大門、回廊、東西両塔等が確認されている。寺跡は大正十年、大安寺塔跡として史跡に指定し、その後、旧境内全域を保護するため、昭和四十三年に追加指定を行うとともに、名称を大安寺旧境内に名称変更した。

また、石橋瓦窯跡は、京都盆地南部、木津川の支流玉川右岸の河岸段丘上に位置する瓦窯跡である。大安寺からの直線距離は、約一五キロメートルである。平成十四年、井手町教育委員会が町道改良工事に伴い発掘調査を実施したところ、瓦窯二基と排水溝及び灰原を確認し、出土した瓦から大安寺の創建瓦を焼成した瓦窯跡であることが判明した。窯はともに南に焚口を向けた分焔柱をもたない平窯である。遺物として、軒丸瓦、軒平瓦のほか、丸瓦、平瓦、熨斗瓦、面戸瓦、塼及び須恵器等が出土した。石橋瓦窯跡は奈良時代の官寺に附属する生産施設の在り方を具体的に示すとともに、『資財帳』にみえる「棚倉瓦屋」にあたる可能性が高く、奈良時代の官寺の瓦について、生産地と供給地を発掘調査と文献史料の両面から知ることができる希有な例として重要なことから、平成十八年、石橋瓦窯跡を大安寺旧境内に追加指定して名称を「大安寺旧境内附石橋瓦窯跡」と変更し、その後、平成二十六年には新たに見つかった瓦窯と後背部の排水溝の部分を追加指定し、保護の万全を図ったところである。

今回、地籍調査等の成果に基づき、未指定であった箇所を追加指定して、さらなる保護の万全を期するものである。

指　定　地　域：資料編「資料－１　指定地番一覧」に掲載するとおり。なお、同区域内に介在する道路敷を含む。

（３）史跡指定地の状況

ア　公有化の経緯

奈良市による史跡大安寺旧境内の公有化は、昭和 53 年（1978）に奈良県教育委員会によって策定された『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』の中で示された保存管理基準に従い、管理団体になった昭和 57 年（1982）以降、伽藍枢要部であるＡ地区及びＡ地区に準ずる杉山古墳について逐次公有化を図ってきた（図 2-21）。

主要伽藍地区は現大安寺境内や既存宅地部分が多いため、公有化を進めにくい一面もあるが、東側の楼や僧房部分を一部公有化している。

塔院地区は農地が多かったこともあり、公有化を進め、現在約 82%の公有化が完了し、整備事業やそれに伴う発掘調査を進めているところである。

杉山古墳地区では国有地である杉山古墳墳丘部の周辺を昭和 60 年度から平成４年度にわたって公有化を進め、その保存整備を行っている。

これらＡ地区及びＡ地区に準ずる区域は約６割の公有化が完了している状況である。

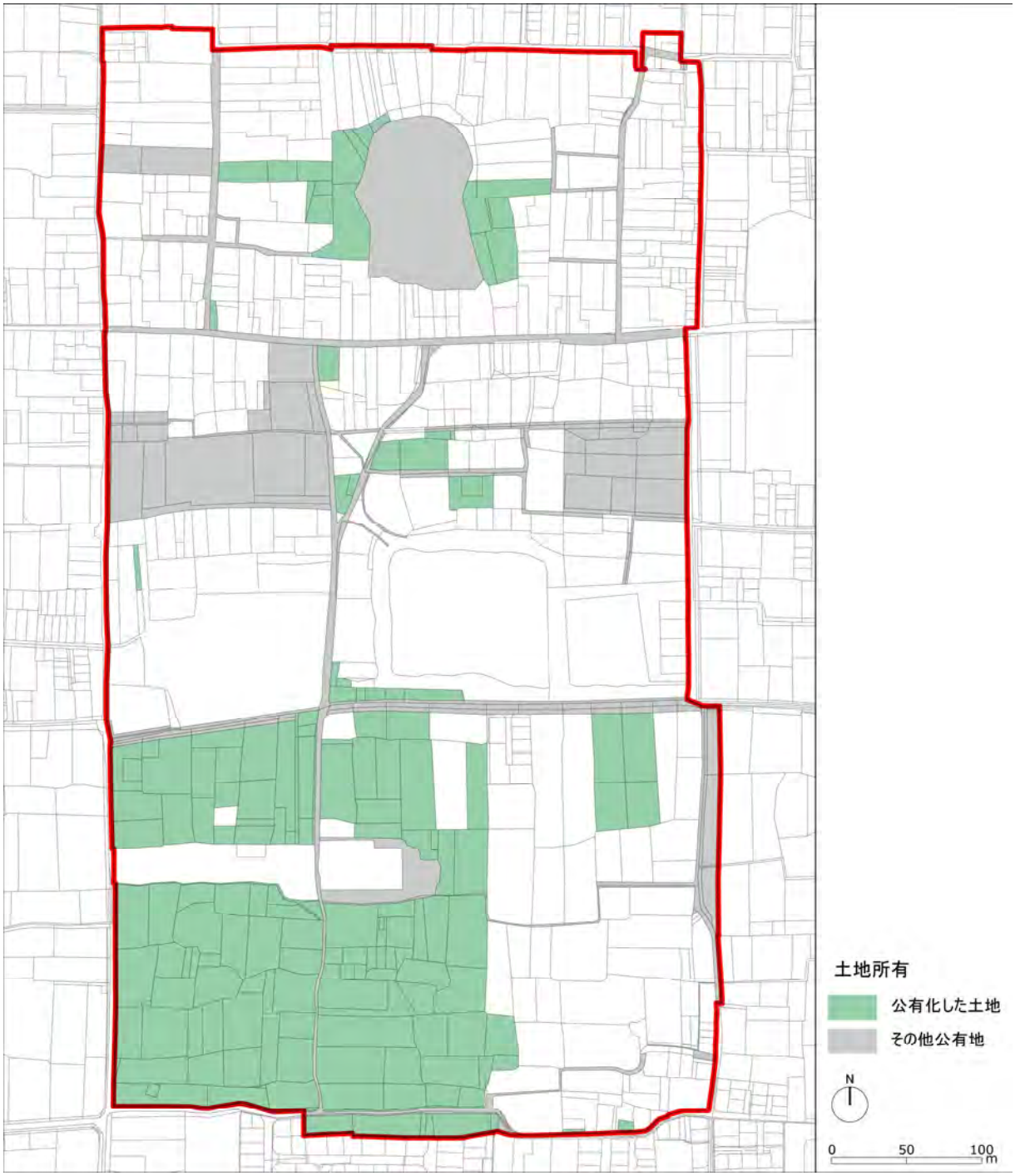

図 2- 21　公有化の経緯

イ　地目・土地所有の現状

地目別面積では、史跡指定地の南部を中心に広がる「田」が 39.8%と最も多い。史跡指定地の北部を中心とした「宅地」が 27.4%と続いており、史跡指定地内に数多くの民家が建ち並ぶという史跡大安寺旧境内の特徴を表している。

所有別面積についても、その特徴を反映して「私有地」が 47.7%と最も多い。一方、これまでもＡ

地区を中心に公有化を推進してきたことから、「市有地」が 31.5%と続いて多くなっている。

なお、これらの面積は登記簿に記載の面積を基本とした上で、無地番のものは図上計測による面積であるため、実面積とは若干の差異がある。

表 2- 5　地目別面積

地目	面積（㎡）	%	地目	面積（㎡）	%
田	109,302.8	39.8	境内地※1	22,733.9	8.3
畑	16,044.3	5.8	雑種地	7,808.8	2.8
宅地	75,187.4	27.4	墳墓地	7,398.0	2.7
山林、原野	4,308.3	1.6	学校用地	6,617.0	2.4
堤塘・溜池・用悪水路	14,880.0	5.4	その他※2	9,493.6	3.5
公衆用道路	878.7	0.3	計※3	274,652.8	100.0

※1：無地番の境内地を含む
※2：無地番の道路敷
※3：公有化に伴い測量を行って面積を確定しているため、公示面積 266,360.26 ㎡と差異が生じている

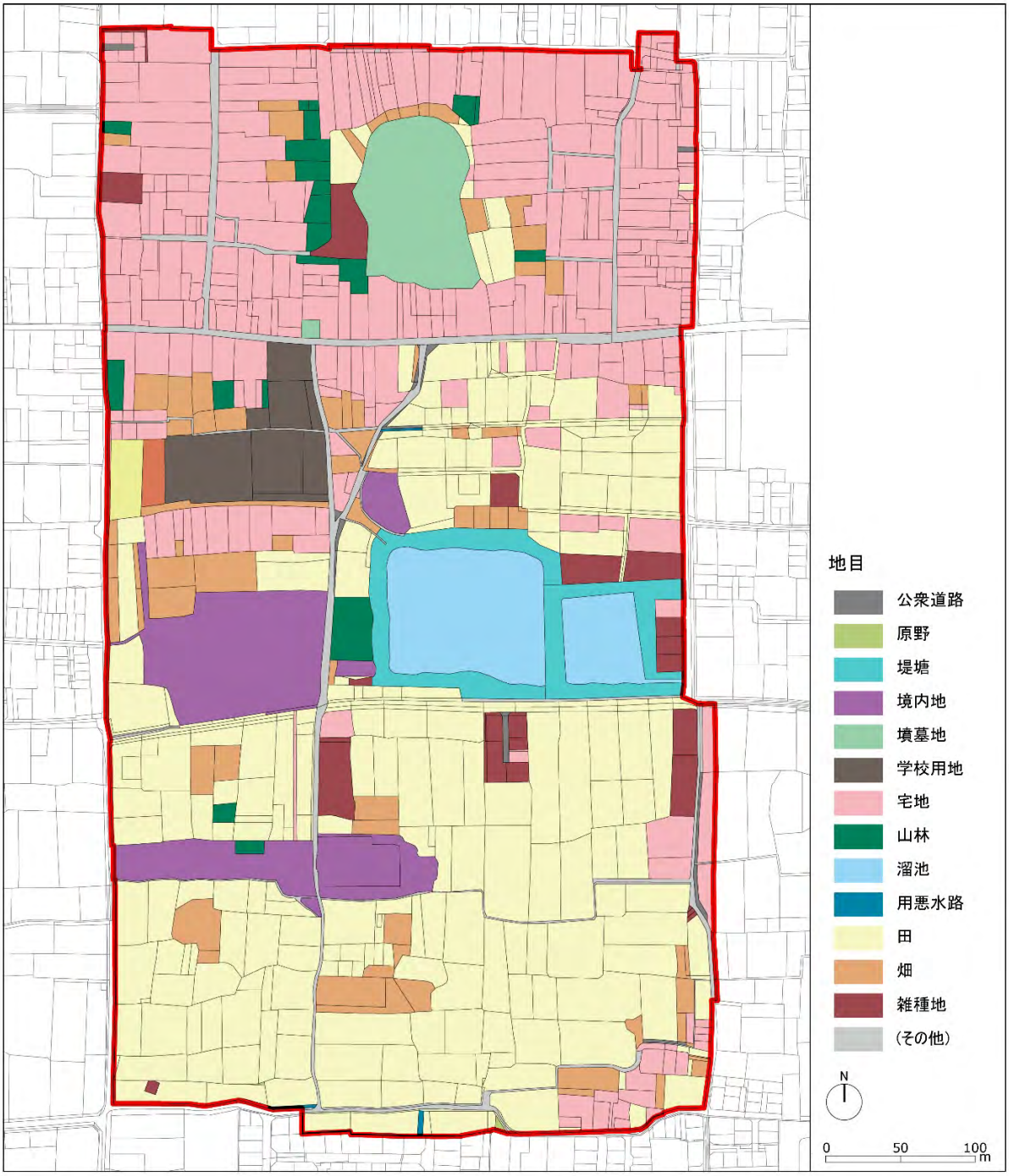

図 2- 22　現況地目図

表 2- 6　所有別面積

所有	面積（㎡）	%
国有地	11,123.0	4.0
県有地	1,660.0	0.6
市有地※1	86,625.6	31.5
寺社有地※2	20,161.2	7.3
区共有地	14,658.3	5.3
私有地	130,931.1	47.7
その他※3	9,493.6	3.5
計※4	274,652.8	100.0

※1：無地番の市有地を含む
※2：無地番の寺社有地を含む
※3：無地番の道路敷
※4：公有化に伴い測量を行って面積を確定しているため、公示面積 266,360.26 ㎡と差異が生じている

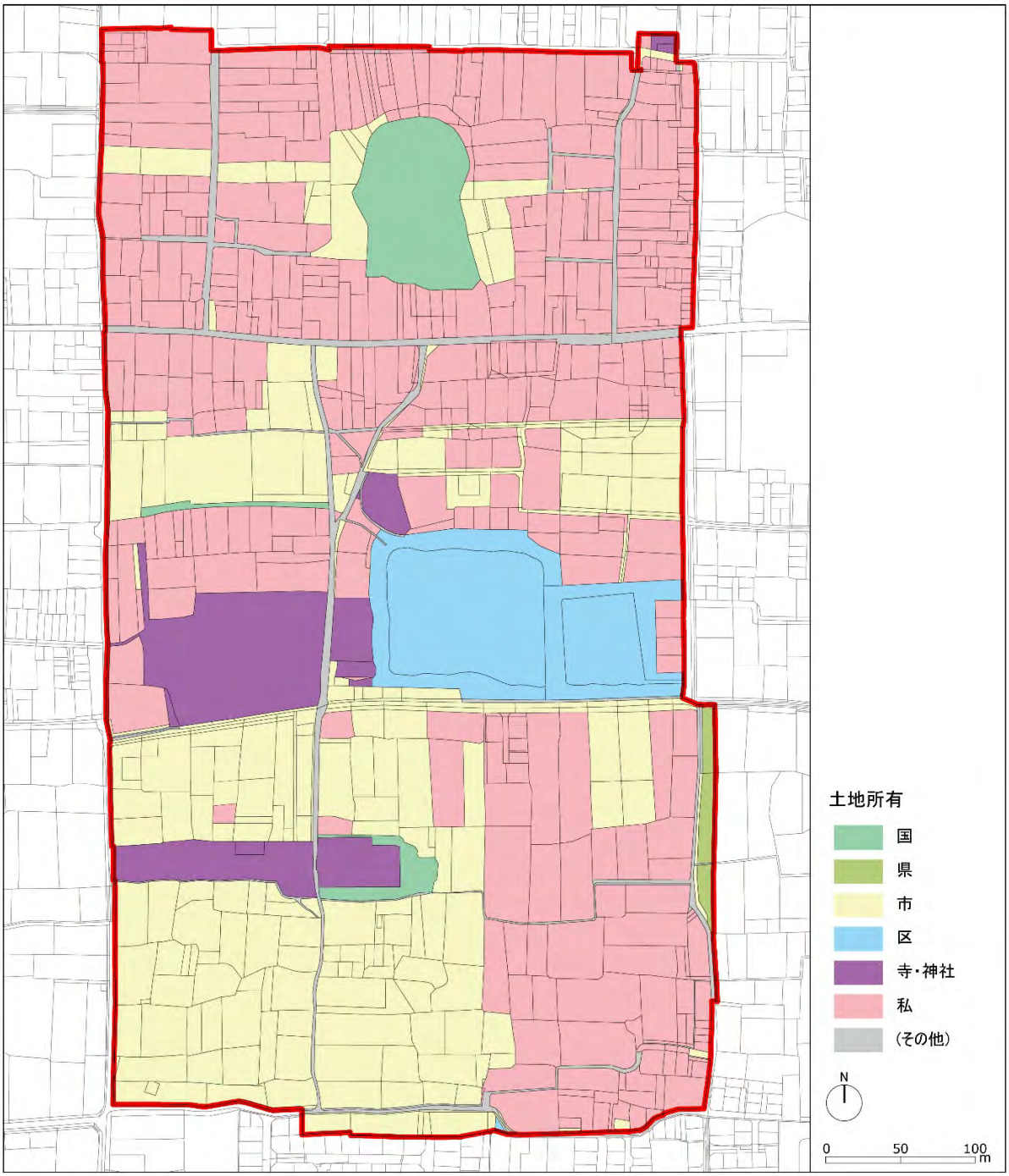

図 2- 23　現況土地所有図

ウ　土地利用の現状

史跡大安寺旧境内の現在の土地利用の特徴は、次のとおり整理できる。

・史跡指定地北部の市街化区域には、杉山古墳にまとまった樹林地が形成され、その周辺に史跡整備された広場や草地・畑地等が広がるが、それ以外は住宅等の密集する市街地が形成されている。

・現大安寺及び芝池の北部の市街化調整区域には、住宅等と田・畑・草地等が混在している。

・史跡指定地南西部の塔院地区は多くが公有化され、その一部区域は既に整備されていることから、草地・広場等が中心となる。また、南東部の倉垣院・花園院推定地区は、現在も営農が続けられている田・畑が多く、農小屋等も点在する。また、一部宅地化が進んでいる。

・史跡指定地の周辺は、市街化区域には住宅等の建物が建ち並んで、史跡指定地を取り囲み、南西部の市街化調整区域にはまとまった農地が残っている。

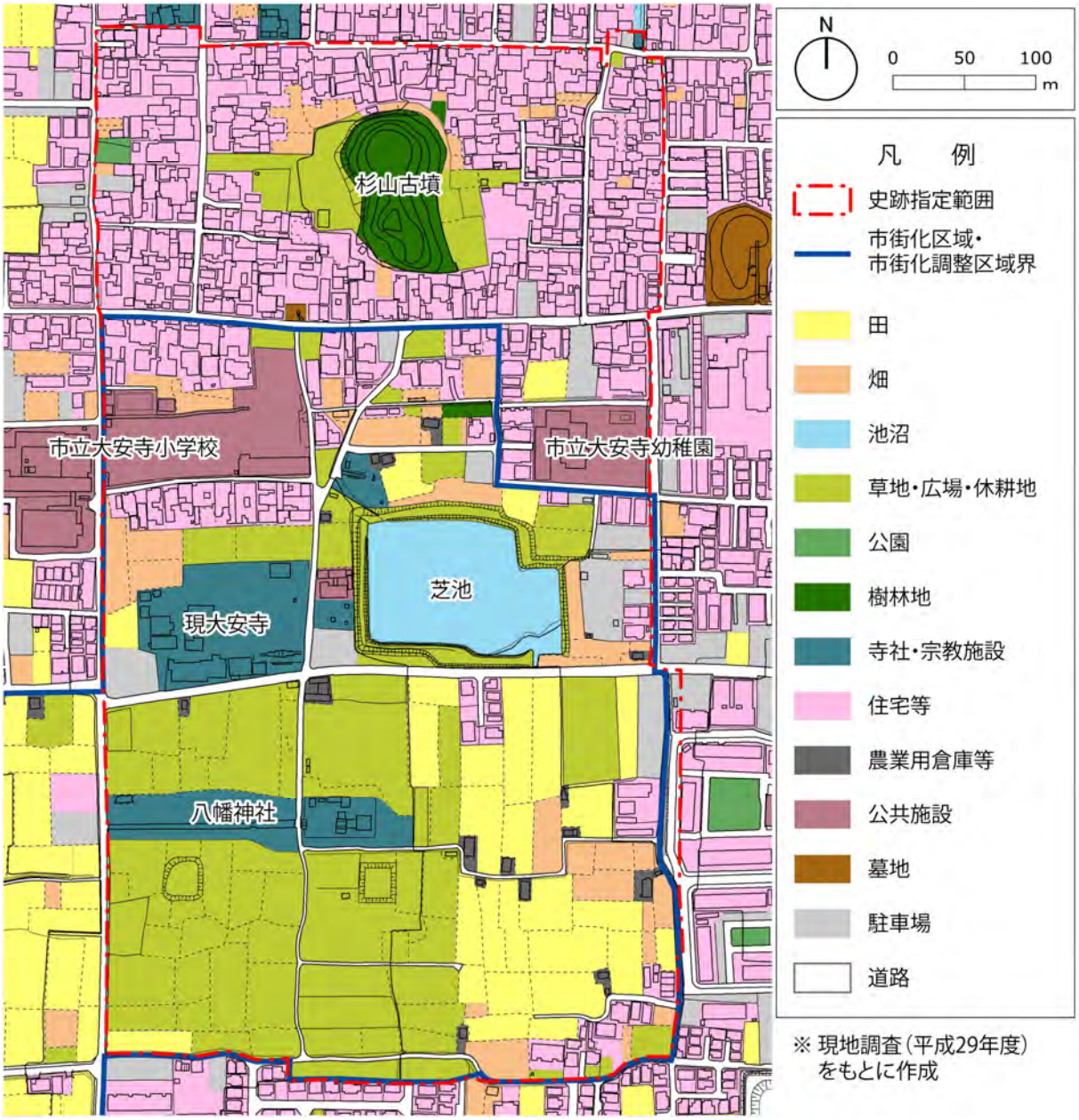

図 2- 24　土地利用現況図

エ　史跡指定地と周辺地域に所在する主な文化財

史跡指定地及び周辺地域に所在する主な文化財は表 2-7～表 2-11 及び図 2-25 のとおりである。

なお、周辺地域にも神社や寺院をはじめとした数多くの文化財が所在するが、ここでは大安寺に特に関係の深い墓山古墳と野神古墳の２件のみをとりあげている。

表 2- 7　史跡指定地に所在する主な文化財（その１）

番号	名称	指定等	概要
1	杉山古墳	－	５世紀後半（古墳時代中期）に造られた前方後円墳で、奈良時代には大安寺の境内に取り込まれていた。平城京造営の際に取り壊されなかった数少ない古墳で、『資財帳』には、「池并岳」と表現されている。前方部を南に向け、くびれ部には造り出しと呼ぶ方形の区画がある。平成５年度の調査で、墳丘長約 154m、後円部の直径約 80mで、周囲に濠が廻っていることが判明し、周濠を含めた全長は 200mを超える。昭和 30 年（1955）の調査の際に、後円部頂を発掘したが、埋葬施設はわかっていない。 保存整備では、「池并岳」の記録にしたがい、墳丘には手をいれず、周濠を平面で、くびれ部を葺石で復原している。 杉山古墳
2	杉山瓦窯跡群	－	平成５年度の杉山古墳の発掘調査の際に前方部の南斜面でみつかった６基の瓦窯である。燃焼室、焼成室、煙道からなる構造で、一度使用したとみられる瓦（あるいは塼）を利用して構築している。出土した瓦等から、奈良時代末から平安時代にかけて、大安寺の修理に使用された瓦を焼いたとみられている。寺の造営の際にも、前方部から土砂や葺石が運び出されたとみられ、その跡地に瓦窯が築かれている。杉山古墳は大安寺の資材調達の場でもあったことがうかがえる。 瓦窯跡 保存整備は、瓦窯のある箇所を明示し、構造の判明した２号窯は、ガイダンス施設で復原模型を展示している。
3	大安寺	－	明治 15 年（1882）、奥山慶瑞・佐伯弘澄両師が私財を投じて桁行４間半、梁間４間半の小堂と庫裏を建立し、大安寺復興の第一歩となった。その後、大正７年（1918）、岐阜県の清水金六夫妻の協力を得て、現在の本堂の建立が開始され、大正 11 年（1922）に落慶法要が営まれた。本堂には奈良時代から残る本尊木造十一面観音菩薩立像と弘法大師像、聖徳太子像が祀られている。昭和 38 年（1963）、鉄筋コンクリート造の収蔵庫（讃仰殿）を建立し、奈良国立博物館に預けられていた仏像を安置した。平成３年（1991）、嘶堂を新しく建てて馬頭観音を祀り、旧堂は護摩堂として使用されるようになった。かつての大安寺の伝統行事の復活も図られて、数多くの法会・行事が執り行われており、特に光仁会は、癌封じの笹酒祭りとして盛大に行われている。大安寺境内には、日露役奉公記念碑や戦功記念碑、殉国碑、歴代住侶供養碑、万葉歌碑などの数多くの石碑が見られる。 現大安寺の境内
4	八幡神社	中門：市指定文化財（建造物） 平成６年３月２日	八幡神社は、大同２年（807）、大安寺の僧行教が宇佐八幡を遷し大安寺の鎮守としたことに始まると伝わる。なお、添上郡月ヶ瀬村石打の八幡神社は、大安寺領石打荘に鎮座する八幡神で、大安寺八幡神を勧請したと伝える。寛仁元年（1017）３月の大安寺焼亡の際、当社も被災したようで、寛治４年（1090）12 月の官使覆勘には「七間八幡宮礼殿一宇、鎮守宝蔵」とあり、７間の規模をもつ長大な礼殿や宝蔵が存在したことが分かる。毎年 10 月の体育の日（かつては宵宮 14 日、本祭り 15 日）には秋祭りが行われて神輿が町内を練り歩く。 秋祭り 中門は室町時代に建てられたものが、江戸時代初めに大きく改造されて現在の姿になったとみられ、翼楼も本来は中門に接続していた。中門の柱や組物には当初材が残り、木鼻などにも古式を伝え、中世の神社の四脚門の遺例として貴重である。 八幡神社

表 2- 8　史跡指定地に所在する主な文化財（その２）

番号	名称	指定等	概要
5	御霊神社	―	高靇神（タカオカミノカミ）と早良親王を祭神とする。本殿は春日造の小祠で、傍らに竜王社があり、社殿の右に井戸と池（涸れている）がある。江戸時代に描かれた「大安寺伽藍図」に「竜王社」とあり、明治 24 年（1891）の神社明細帳では、社名を「高靇（コウレイ）神社」とし、また石清水神社とも言うと記されている。 大正４年（1915）の神社調査書には、この神社の井戸は大安寺の僧行教和尚が豊後国宇佐八幡宮から同寺の鎮守として勧請した時、ここにお手水がなかったため、独鈷で松の木の下をつつくときれいな水が湧き出て、これを神前に供えたと伝えられ、この水（閼伽井の井戸）を守護するために善女竜王を祀り御霊神社と崇め奉ると記されている。現在も毎年１月 10 日頃、苗代の準備をするために、若狭、山城、灘地方の人々が御香水として、この井戸の霊水を汲みに来る。 御霊神社 閼伽井の井戸
6	推古天皇社	―	現大安寺の道路を挟んで東側に位置し、豊御食炊屋姫命（トヨミケカシキヤヒメノミコト）を祭神とする。江戸時代に描かれた「大安寺伽藍図」には、南大門と中門の間の東側に推古天皇社、西側に聖徳太子堂が描かれている。神社は、戦国時代に松永久秀の兵火で焼かれたと伝えられているが、この兵火で大安寺が焼かれた記録はみられない。明治９年（1876）８月１日に神社が再建された記録があり、大正５年（1916）10 月３日に御霊神社の境内社と合祀申請され、同年 12 月 22 日に合祀されている。その後、神社は独立して祀られるようになり、旧地に社殿・鳥居が建てられた。旧地にある方柱形献灯籠は「推古天皇社」と刻まれ、万延元年（1860）の銘がある。 推古天皇社
7	金比羅神社	―	現大安寺の道路を挟んで東側、大安寺集会所の横に位置する。以前は融福寺の境内にあったが、寺の増築の際に現在地に移された。神社は江戸時代に盛んになった四国讃岐の「こんぴら参り」により、金刀比羅宮の祭神を、当時の村の「金比羅講」の人々が五穀豊穣を願って分霊したものとみられる。 金比羅神社
8	庚申堂	―	現大安寺の道路を挟んで東側の道路傍、大安寺集会所の横に位置する。堂内に石碑が安置されているが、風化が激しく、記載内容は不明である。江戸時代に盛んになった庚申信仰の「庚申講」の人たちが祀ったものとみられる。 庚申堂
9	地蔵堂・祠	―	東之町、西之町、中在家町、中護麻堂町、西護麻堂町に地蔵堂・祠がある。 地蔵堂・祠を持つ町内では、毎年７月 23 日に地蔵盆が行われる。年当番と町役などで地蔵や屋形を洗い清め、生花を生け、周囲に地蔵提灯、町内の子ども達が描いた絵提灯を飾り、実物野菜を供える。この年子どもが生まれた家では地蔵の前垂れを新しく作って供える。夕方にはお坊さんに経をあげてもらう。東之町の地蔵盆では数珠くりも行われている。 東之町 西之町 中在家町 中護麻堂町 西護麻堂町

表 2- 9　史跡指定地に所在する主な文化財（その３）

番号	名称		指定等	概要
10	大安寺の仏像	木造千手観音立像	国指定重要文化財（彫刻） 明治 35 年４月 17 日	嘶堂に安置される。８世紀後半あるいは９世紀初頭の作とみられる。檜の一木造りで、像高 173.5cm。寺伝では馬頭観音として伝わり、馬が草を食べるように諸々の悪を食い尽くすといい、牛馬の守りとして無病息災を祈り、一般民衆の信仰の対象になってきた。鼻、耳、６本の手、後背は後補である。
		木造不空羂索観音立像	国指定重要文化財（彫刻） 明治 35 年４月 17 日	８世紀末ないし９世紀初頭の作とみられる。檜の一木造りで、像高 189.9cm。不空羂索観音はあらゆる衆生を救済するということで、奈良時代から鎌倉時代には信仰が盛んであった。一般に三目六手であるが、この仏像は、目が２つ、手が８本となっている。
		木造楊柳観音立像	国指定重要文化財（彫刻） 明治 35 年４月 17 日	８世紀末を前後する時期の作とみられ、檜の一木造りで、像高 168.5cm。手に柳の枝を持っていることからこの名前で呼ばれているが、楊柳観音の名称は中世以降にみられるもので、本来の像名は不明である。上述の千手観音像とともにわが国初期密教彫刻の一面を知る上で貴重な遺品である。
		木造四天王立像	国指定重要文化財（彫刻） 明治 35 年４月 17 日	増長天像、持国天像、広目天像、多聞天像の四躯で、いずれも８世紀末を前後する時期の作とみられ、檜の一木造りである。 増長天像（像高 140.0cm）は、南の方を守護する。憤怒の形相で、甲冑で身を固めて武器を持ち、邪鬼を踏んで立つが、この像の武器は失われており、両手は後補である。持国天像（像高 149.5cm）は、東の方を守護する。この像も武器は失われており、両手をはじめ多くの部分が後補である。広目天像（像高 137.5cm）は、西の方を守護する。筆と経典を持つが、この像では失われている。多聞天像（像高 138.8cm）は、北の方を守護する。後補の部分が多いが、この像が最も刻出装飾をよく残しているとされる。
		木造十一面観音立像	国指定重要文化財（彫刻） 明治 35 年４月 17 日	現大安寺の本尊。天平風の華麗な装飾性から８世紀後半～９世紀初頭の作とみられる。檜の一木造りで、像高 190.5cm。首から上部及び左手の腎から持物までは後補作で、本来の像容だけでなく、十一面観音であったかどうかも不明である。
		木造聖観音立像	国指定重要文化財（彫刻） 明治 42 年９月 22 日	檜の一木造りで、像高 176.0cm。後補の部分が多く、元の形や像の名も不明であるが、十一面観音像や千手観音像と比べるとやや形式化された部分もあるとされ、９世紀初頭頃の作とみられる。
11	木造地蔵菩薩立像		市指定文化財（彫刻） 昭和 60 年３月７日	東之町の地蔵堂に安置されている木造地蔵菩薩立像は、像高 160.5cm、桧材一木像。下半身に量感があり、衣文は深く刻むが、柔らか味があるなどの特徴から、平安時代前期に作られたと考えられる。近世に面部や三道部などを彫り直し、両腕などは後補である。大安寺に関する平安時代の彫刻は珍しく、また、市内における一木造の彫刻としても貴重な作品である。
12	南都大乗院門跡大安寺墓所		－	中護麻堂町の県道北側に位置する。この墓は、室町時代に墓の西側付近の大安寺の施設を、興福寺大乗院家の菩提を弔うための己心寺として孝覚大僧正が使用し、この己心寺に隣接して建てられた大乗院家の墓所である。かつては、大名でも、この墓の前は馬や駕籠から降り、頭を下げて通り過ぎたという。石塔の東端が「第 22 世孝寿大僧正」、中央が「第 26 世経覚大僧正」、西端が「第 20 世孝覚大僧正」と読める。 南都大乗院門跡大安寺墓所
13	富士垢離記念碑		－	現大安寺の道路を挟んで東側に位置する大日如来像の北側にある石碑。寛文元年（1661）に建てられたもので、当時の大安寺村には、庄屋を中心に富士講があり、村の講中の代表数人が富士山にお参りした。その富士山参りが 33 年の満願になった記念碑である。 富士垢離記念碑
14	石清水八幡宮道標		－	嘉永２年（1849）に建てられた道標で、当時の主要な東西道として利用された道筋（奈良街道）から、石清水八幡宮への分岐を示す。現在は整備された僧房跡の一角に建てられている。幅 270mm、厚さ 145mm、高さ 1,070mm の駒型の道標である。 （東面）是より南□半丁　石清水八幡宮 （西面）－ （南面）村中安全　世話人　□□□□ （北面）嘉永二己酉年四月吉日建之 石清水八幡宮道標

表 2- 10　史跡指定地に所在する主な文化財（その４）

番号	名称	指定等	概要
15	大安寺村道路元標	－	旧大安寺村役場の北側、中護麻堂町の地蔵の前にある石標で「大安寺村道路元標」と刻まれている。道路元標は、大正９年（1920）に施行された旧道路法に基づき、市町村に１カ所ずつ設置することとされ、大正11年（1922）の内務省令で形状、規格、材料などの細目が規定された。各市町村の自治体中心部に設置され、市町村間の距離等を表す道路の規準点となっていた。大安寺村の道路元標は、旧役場前に位置し、260㎜角、高さ810㎜の丸頭角柱型の石標で、下部に100㎜程荒石部分が出ている。 大安寺村道路元標
16	東護麻堂町石灯籠	－	春日形式の常夜灯である。天保10年（1839）の銘があり、この頃の伊勢講の人たちが奉納したものである。交通の妨げになるためか、道路側の基壇部が削られている。 東護麻堂町石灯籠
17	東之町石灯籠	－	伊勢講の人たちが奉納した常夜灯で、灯籠には、天保２年（1831）卯４月八幡宮、春日社、五穀豊穣に加え、願主として数多くの人名が刻まれている。かつての写真によると、この常夜灯の傍には鳥居・祠があったことが見える。当時、この付近が村の入口であったと思われる。 東之町石灯籠
18	大安寺村役場跡の碑	－	明治22年（1889）４月、大安寺村・八条村・柏木村の３村が合併して新たに大安寺村が誕生し、昭和26年（1951）３月に奈良市に合併するまで62年間続いた。役場は、大安寺二丁目（旧西護麻堂町1149番地）に置かれ、当初の村役場は平屋であったが、昭和初期に二階建てに建て替えられた。現在は、役場建物は取り壊されており、僧房跡として整備され、平成13年（2001）３月に、大安寺村の奈良市合併50周年記念として､｢大安寺村役場跡」の石碑が建てられている。 大安寺村役場跡の碑
19	熊凝翁の謝恩碑	－	化学肥料がなかった頃、奈良近くの村々から毎朝のように奈良市内へ下肥の汲み取りに行き、肥代として、家族１人当たり９升の米（尻米）を持っていく慣わしがあった。明治32年（1899）の暮れ、尻米が諸物価の値上がりを受けて１斗５升に跳ね上がった。53ヵ村の農民が団結し、大安寺村の熊凝治郎左衛門が代表になって、奈良市の代表増田庄七と談合を重ねたが決裂し、熊凝は「53ヵ村の屎尿汲取組合」を組織して下肥汲み取りのストライキに入り、奈良市の商品も買わないことにした。奈良市長が仲裁に入り、翌年２月に尻米は元の９升、凶作の念は作柄に応じて減らすことで解決した。この石碑はこのような大争議を終結させた熊凝翁の謝恩碑である。 熊凝翁の謝恩碑
20	弘法大師の腰掛け石	－	現大安寺の道路を挟んで東側に位置する。昔、弘法大師が大安寺の別当であった時、京都（東寺）－奈良－高野山（金剛峯寺）へと往復の途中、しばしば大安寺で休憩し、庭に出ては、この石に腰掛けて修業時代の苦行を追想されたと語り継がれている。この石をなでると霊験があるといわれている。 弘法大師の腰掛け石

表 2- 11　史跡指定地の周辺地域に所在する主な文化財

番号	名称	指定等	概要
A	墓山古墳	－	杉山古墳の東約 200mに位置する大安寺地区の共同墓地が墓山古墳である。古墳時代中期後半に築造された前方後円墳で、杉山古墳よりも後に造られたと考えられる。現在の規模は、全長 70m、高さ約 6 mで、南側の県道以外の三方を住宅に囲まれているが、昭和 40 年代頃までは周囲は農地であった。墓地改修に伴って実施された調査では、墳丘の元の状況や埋葬施設は不明であるが、墳丘の規模は全長 80mで周りに濠が巡っていたことが確認されている。人物埴輪の頭部の破片が採取されていることから、墳丘には埴輪が存在していたと考えられる。 墓山古墳
B	野神古墳	市指定文化財 昭和 59 年 3 月 3 日	旧国道 24 号の東側、桂木団地の入口に位置する。墳丘はほとんど残っていないが、明治時代の古絵図からは全長約 50m程度の前方後円墳の可能性も考えられる。埋葬施設は竪穴式石室で、内部には凝灰岩の家形石棺が置かれている。明治 9 年（1876）に鏡、刀、玉類が発見されたが、現在は行方不明。昭和 42 年（1967）に再び埋葬施設の調査が行われ、剣菱形杏葉などの馬具が出土した。出土遺物からみて、6 世紀前葉頃の築造と考えられる。 野神古墳

※ 参考資料：『大和古寺大観』第三巻　元興寺極楽坊　元興寺　大安寺　般若寺　十輪院（昭和 52 年、岩波書店）
『大安寺郷土誌』（平成 20 年 3 月、大安寺地区自治連合会）
『奈良市史　考古編』（昭和 43 年、奈良市）
『奈良市史　民俗編』（昭和 43 年、奈良市）

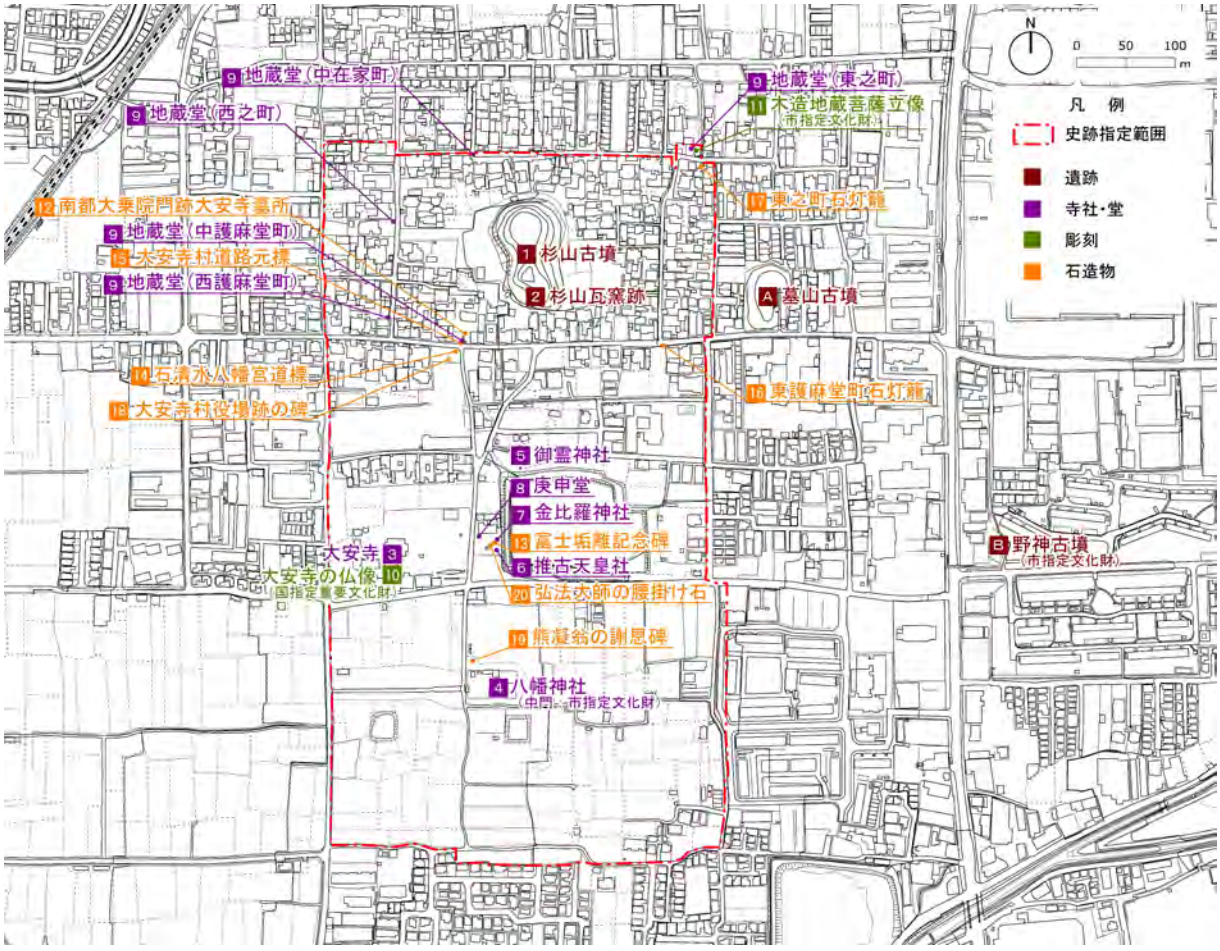

図 2- 25　史跡指定地と周辺地域の主な文化財の分布

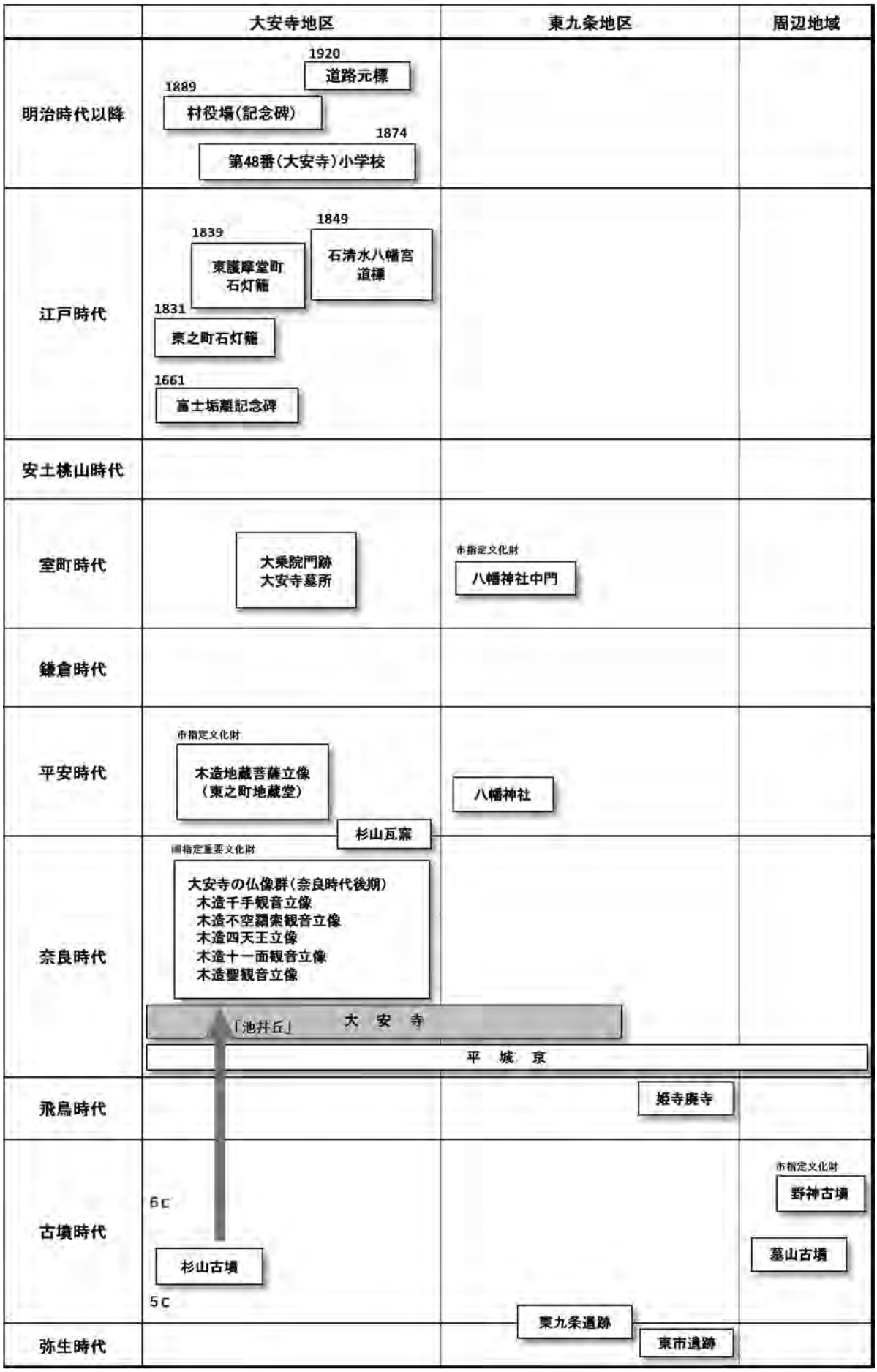

図 2- 26　史跡指定地と周辺地域に所在する主な文化財の整理（時代・所在地別）

２－３　発掘調査の経過と概要

（１）調査の経過

昭和 29 年（1954）から、大安寺の伽藍を究明するための本格的な調査が開始された。以降、奈良国立文化財研究所や奈良県教育委員会等により発掘調査が行われ、昭和 55 年（1980）以降は、奈良市教育委員会が継続的に発掘調査を行っている。合計 186 次にわたる発掘調査により、「大寺」大安寺の様相が明らかになってきている。

表 2- 12　史跡大安寺旧境内の発掘調査一覧

通し番号	調査次数	調査年	面積	調査地	調査理由	調査担当	文献等※	検出伽藍・他
1		昭和 29 年（1954） 7 月 26 日～8 月 29 日	不明	大安寺町 1299-1	学術調査	大岡實・浅野清他	o-1,2	南大門・中門・回廊・宿直屋
2	県 1955	昭和 30 年（1955） 3 月 29 日～4 月 10 日	48 ㎡	大安寺町 1119	学術調査	奈良県立橿原考古学研究所	o-3,4	池・岳（杉山古墳）
3		昭和 35 年（1960） 3 月 21 日～3 月 24 日	18 ㎡	大安寺町 1305-1	学術調査 （収蔵庫予定地）	浅野清		
4	国県 1963	昭和 38 年（1963） 6 月 21 日～8 月 27 日	673 ㎡	大安寺町 1303	大安寺小学校体育館建設	奈良国立文化財研究所 奈良県教育委員会	o-6	講堂・西軒廊・鐘楼・太房・井屋
5	県 1964	昭和 39 年（1964） 5 月 14 日～5 月 19 日	25 ㎡	大安寺町 1312	大安寺小学校プール建設	奈良県教育委員会		
6	国 1966	昭和 41 年（1966）9 月	160 ㎡	大安寺町 1309	大安寺小学校校舎改築	奈良国立文化財研究所	n-2,3	鐘楼・太房・廡廊
7	県 1972	昭和 47 年（1972） 12 月 11 日～12 月 26 日	30 ㎡	大安寺町 1130-3	住宅改築	奈良県教育委員会	o-5	
8	国 1973	昭和 48 年（1973）	115 ㎡	不明	不明（左京六条大路推定地）	奈良国立文化財研究所		
9	県 1973-1	昭和 48 年（1973） 7 月 18 日～7 月 20 日	37 ㎡	大安寺町 1249	大安寺幼稚園	奈良県教育委員会	p-1	
10	国県 1973	昭和 48 年（1973） 9 月 11 日～10 月 13 日	250 ㎡	東九条町 1415-1・2・3	住宅新築	奈良国立文化財研究所 奈良県教育委員会	p-1	
11	県 1973-2	昭和 48 年（1973） 11 月 12 日～11 月 30 日	200 ㎡	大安寺町 1241-1	住宅建設	奈良県教育委員会	p-1	
12	県 1973-3	昭和 48 年（1973） 11 月 19 日～11 月 21 日	6 ㎡	大安寺町 1150	納屋建替	奈良県教育委員会	p-1	
13		昭和 49 年（1974）	9 ㎡	東九条町 1326	東塔跡保存工事	奈良市教育委員会		
14	国 1974	昭和 49 年（1974） 12 月 13 日 ～昭和 50 年（1975） 1 月 13 日	208 ㎡	大安寺町 1303	大安寺小学校	奈良国立文化財研究所	n-4,6	鐘楼・太房・廡廊
15		昭和 50 年（1975）	20 ㎡	不明	不明 （北面僧房）	不明		
16		昭和 50 年（1975）	9 ㎡	大安寺町 1154	住宅改築			
17	国県 1975-5	昭和 50 年（1975） 9 月 22 日～9 月 25 日	8 ㎡	大安寺町 1121-4	門・車庫新築	奈良国立文化財研究所 奈良県教育委員会	p-2	
18	国県 1975-1	昭和 50 年（1975） 12 月 6 日～12 月 23 日	192 ㎡	大安寺町 1158	駐車場造成・住宅新築	奈良国立文化財研究所 奈良県教育委員会	p-2 n-5,7	中房
19	国県 1975-2	昭和 50 年（1975） 12 月 11 日～12 月 17 日	75 ㎡	大安寺町 1273	農小屋建設	奈良国立文化財研究所 奈良県教育委員会	p-2 n-5	
20	国県 1975-3	昭和 51 年（1976） 2 月 4 日～2 月 10 日	117 ㎡	東九条町 1401-2	住宅建設	奈良国立文化財研究所 奈良県教育委員会	p-2	寺域東限
21	国県 1975-4	昭和 52 年（1977） 2 月 13 日～2 月 17 日	28 ㎡	大安寺町 988	住宅建設	奈良国立文化財研究所 奈良県教育委員会	p-2	
22	県 1976-1	昭和 52 年（1977） 4 月 27 日	3 ㎡	大安寺町 1310-5	住宅増築	奈良県教育委員会	p-3	
23	県 1976-2	昭和 52 年（1977） 9 月 16 日～9 月 30 日	37 ㎡	大安寺町 1157	住宅改築	奈良県教育委員会	p-3	中房
24	県 1976-3	昭和 52 年（1977） 10 月 4 日～11 月 10 日	240 ㎡	大安寺町 1270	駐車場造成	奈良県教育委員会	p-3	食堂・廡廊
25	県 1976-4	昭和 52 年（1977） 10 月 15 日	10 ㎡	大安寺町 1310-5	住宅増築	奈良県教育委員会	p-3	
26	県 1976-5	昭和 52 年（1977）11 月	100 ㎡	大安寺町 1250	大安寺幼稚園改築	奈良県教育委員会	p-3	

※「文献等」は表 2-19 の記号に対応

表 2- 13　史跡大安寺旧境内の発掘調査一覧

通し番号	調査次数	調査年	面積	調査地	調査理由	調査担当	文献等※	検出伽藍・他
27	県1976-6	昭和 52 年（1977） 3 月 15 日～3 月 24 日	63 ㎡	東九条町 1401-2	駐車場造成 ・貸家増築	奈良県教育委員会	p-3	寺域東限
28	県1977-1	昭和 52 年（1977） 5 月 1 日～5 月 30 日	100 ㎡	東九条町 1400 の 1-4	住宅新築	奈良県教育委員会	p-4	寺域東限、溝
29	県1977-2	昭和 52 年（1977） 9 月 19 日～9 月 22 日	40 ㎡	東九条町 1413-1	住宅新築	奈良県教育委員会	p-4	顕著な遺構なし
30	国1977	昭和 52 年（1977） 10 月 17 日～10 月 25 日	77 ㎡	大安寺町 1303-17・18	大安寺小学校移転工事	奈良国立文化財研究所	n- 1,8	西中房
31	県1977-3	昭和 53 年（1978） 2 月 28 日～3 月 31 日	1200 ㎡	東九条町 1397-1, 1398-1, 1402-1	住宅新築	奈良県教育委員会	p-4	掘立柱建物、井戸、溝、土坑
32	県1978-1	昭和 53 年（1978） 4 月 1 日～5 月 15 日	800 ㎡	東九条町 1397-1, 1398-1, 1402-1	住宅新築	奈良県教育委員会	p-5	掘立柱建物、溝、土坑、杉山古墳周濠
33	県1978-2	昭和 53 年（1978） 4 月 1 日～5 月 15 日	6.84 ㎡	大安寺町 1310-5	浄化槽設置	奈良県教育委員会	p-5	溝、土坑
34	県1978-3	昭和 53 年（1978） 4 月 1 日～5 月 15 日	8 ㎡	大安寺町 1076-1	住宅新築	奈良県教育委員会	p-5	杉山古墳周濠
35	県1979-1	昭和 54 年（1979） 4 月 1 日～5 月 15 日	42 ㎡	大安寺町 1310-3	住宅増築	奈良県教育委員会	p-6	西中房基壇
36	県1979-2	昭和 55 年（1980） 2 月 25 日～2 月 28 日	14.7 ㎡	大安寺町 1135	住宅増築	奈良県教育委員会	p-6	中世の落ち込み
37	県1979-3	昭和 55 年（1980） 3 月 13 日～3 月 16 日	12 ㎡	大安寺町 1120-4	住宅増築	奈良県教育委員会	p-6	杉山古墳周濠
38	市1次	昭和 55 年（1980） 8 月 22 日～8 月 26 日	54 ㎡	大安寺町 1042,1043	児童遊園施設建設	奈良市教育委員会	c-1	西面築地は検出されず
39	市2次	昭和 56 年（1981） 5 月 25 日～6 月 6 日	75 ㎡	大安寺町 1237-1	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-2	掘立柱建物（奈良）、土坑（時期不明）
40	市3次	昭和 56 年（1981） 10 月 5 日～10 月 15 日	16 ㎡	大安寺町 1147	水路改修	奈良市教育委員会	c-2	講堂基壇北辺延石
41	市4次	昭和 57 年（1982） 1 月 25 日～2 月 1 日	21 ㎡	大安寺町 1042	防火水槽設置	奈良市教育委員会	c-2	井戸（室町）、土坑（時期不明）
42	市5次	昭和 57 年（1982） 2 月 4 日～2 月 6 日	43 ㎡	大安寺町 1154-1	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-2	僧房基壇築成土
43	市6次	昭和 57 年（1982） 2 月 8 日～2 月 12 日	8 ㎡	大安寺町 1120	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-2	杉山古墳周濠、埋甕（近世）
44	市7次	昭和 57 年（1982） 6 月 7 日～6 月 12 日	19 ㎡	大安寺町 1161-4	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-3	顕著な遺構なし
45	市8次	昭和 57 年（1982） 10 月 1 日～10 月 6 日	18 ㎡	大安寺町 1161-1	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-3	顕著な遺構なし
46	市9次	昭和 58 年（1983） 2 月 14 日	4 ㎡	大安寺町 1125	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-3	杉山古墳周濠
47	市10次	昭和 58 年（1983） 2 月 15 日～2 月 16 日	9 ㎡	大安寺町 1148-2	小学校フェンス設置	奈良市教育委員会	c-3	凝灰岩切石列
48	市11次	昭和 58 年（1983） 3 月 8 日～3 月 10 日	45 ㎡	東九条町 1412-1	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-3	顕著な遺構なし
49	市12次	昭和 58 年（1983） 3 月 16 日～8 月 23 日	40 ㎡	大安寺町 1265-4	農業用倉庫建築	奈良市教育委員会	c-4	土坑状の窪みの他顕著な遺構なし
50	市13次	昭和 58 年（1983） 5 月 27 日～6 月 8 日	20 ㎡	大安寺町 1138-2	農業用倉庫建築	奈良市教育委員会	c-4	土坑（奈良か）
51	市14次	昭和 58 年（1983） 8 月 2 日～8 月 5 日	18 ㎡	大安寺町 996	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-4	土坑（時期不明）
52	市15次	昭和 58 年（1983） 10 月 5 日～10 月 19 日	45 ㎡	大安寺町 1237-4	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-4	柱列・掘立柱建物（奈良か）
53	市16次	昭和 59 年（1984） 1 月 9 日～1 月 21 日	64 ㎡	大安寺町 1254-1	駐車場建設	奈良市教育委員会	c-4	土坑（時期不明）
54	市17次	昭和 59 年（1984） 6 月 1 日～6 月 23 日	64 ㎡	大安寺町 1373-1	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-5	七条条間路北側溝
55	市18次	昭和 59 年（1984） 6 月 1 日～6 月 23 日	70 ㎡	大安寺町 1373-1	分譲住宅建設	奈良市教育委員会	c-5	土坑（平安）
56	市19次	昭和 59 年（1984） 8 月 6 日～8 月 25 日	99 ㎡	大安寺町 1371,1372	共同住宅建設	奈良市教育委員会	c-5	七条条間路北側溝
57	市20次	昭和 59 年（1984） 3 月 29 日～8 月 30 日 昭和 60 年（1985） 2 月 2 日～2 月 8 日	3.2 ㎡ 7.6 ㎡	大安寺町 1099	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-5	土坑（時期不明）、溝（奈良）
58	市21次	昭和 60 年（1985） 4 月 5 日～4 月 10 日	30 ㎡	大安寺町 1035-1	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-6	土管埋設暗渠・井戸・土坑（近世）
59	市22次	昭和 60 年（1985） 6 月 1 日～6 月 12 日	48 ㎡	大安寺町 994-2	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-6	井戸（奈良）、土坑（近世）

※「文献等」は表 2-19 の記号に対応

表 2- 14　史跡大安寺旧境内の発掘調査一覧

通し番号	調査次数	調査年	面積	調査地	調査理由	調査担当	文献等※	検出伽藍・他
60	市23次	昭和 60 年（1985） 12 月 18 日～12 月 21 日	12 ㎡	大安寺町 1263	農業用倉庫建築	奈良市教育委員会	c-6	土坑（時期不明）
61	市24次	昭和 60 年（1985） 12 月 18 日～12 月 21 日	0.5 ㎡	大安寺町 1260-2	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-6	顕著な遺構なし
62	市25次	昭和 61 年（1986） 5 月 19 日～5 月 22 日	7 ㎡	大安寺町 988-3	店舗付住宅建設	奈良市教育委員会	c-7	土坑（近世）
63	市26次	昭和 61 年（1986） 6 月 2 日～6 月 3 日	6 ㎡	大安寺町 1067-2	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-7	溝・柱穴（近世～近代）
64	市27次	昭和 61 年（1986） 6 月 2 日～6 月 4 日	15 ㎡	大安寺町 1067-2	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-7	顕著な遺構なし
65	市28次	昭和 61 年（1986） 7 月 16 日～9 月 3 日	400 ㎡	大安寺町 1303-4	本堂及び門の増改築	奈良市教育委員会	c-7 o-7	西小子房、井戸・土坑（平安）
66	市29次	昭和 62 年（1987） 5 月 6 日～5 月 19 日	45 ㎡	大安寺町 1237-3	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-8	掘立柱建物・溝（奈良）、土坑（平安）
67	市30次	昭和 62 年（1987） 9 月 14 日～10 月 3 日	150 ㎡	大安寺町 1301-4	本堂及び門の増改築	奈良市教育委員会	c-8	西小子房（瓦積基壇外装）
68	市31次	昭和 62 年（1987） 12 月 21 日～12 月 22 日	6 ㎡	大安寺町 1002	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-8	土坑（近世～近代）
69	市32次	昭和 63 年（1988） 4 月 4 日～4 月 9 日	52 ㎡	大安寺町 1135	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-9	顕著な遺構なし
70	市33次	昭和 63 年（1988） 9 月 7 日～9 月 9 日	12 ㎡	大安寺町 1263	個人住宅増築	奈良市教育委員会	c-9	顕著な遺構なし
71	市34次	昭和 63 年（1988） 9 月 9 日	3 ㎡	大安寺町 1043	便所改修	奈良市教育委員会	c-9	土坑状の窪み
72	市35次	昭和 63 年（1988） 11 月 9 日～11 月 10 日	15 ㎡	大安寺町 1084	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-9	杉山古墳周濠
73	市36次	昭和 63 年（1988） 11 月 25 日～11 月 30 日	9 ㎡	大安寺町 1104	倉庫建設	奈良市教育委員会	c-9	土坑（中世、近世）
74	市37次	平成元年（1989） 3 月 9 日～3 月 14 日	17 ㎡	大安寺町 1048	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-9	東三坊大路東側溝
75	市38次	平成元年（1989） 7 月 17 日～10 月 4 日	270 ㎡	大安寺町 1297-1・2, 1299	本堂及び門の増改築	奈良市教育委員会	c-10	南大門礎石据付穴と足場穴、回廊基壇北縁、西太房南列礎石根石
76	市39次	平成元年（1989） 9 月 6 日～9 月 8 日	5 ㎡	大安寺町 1003,1004-1	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-10	顕著な遺構なし
77	市40次	平成元年（1989） 12 月 5 日～12 月 7 日	11 ㎡	大安寺町 998-5	店舗付事務所改築	奈良市教育委員会	c-10	坊間東小路西側溝
78	市41次	平成 2 年（1990） 1 月 9 日～1 月 12 日	7 ㎡	東九条町 1373-5	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-10	七条条間路側溝か
79	市42次	平成 2 年（1990） 4 月 3 日～4 月 27 日	62 ㎡	大安寺町 1141-1	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-11	西中房北列基壇、礎石据付穴
80	市43次	平成 2 年（1990） 6 月 4 日～6 月 15 日	75 ㎡	大安寺町 1255	個人住宅新築	奈良市教育委員会	c-11	土坑（奈良）
81	市44次	平成 2 年（1990） 9 月 3 日～10 月 8 日	255 ㎡	大安寺町 1063, 1064-2・3	史跡整備	奈良市教育委員会	c-18	墳丘後円部、周濠、外提
82	市45次	平成 3 年（1991） 2 月 25 日～3 月 30 日	300 ㎡	大安寺町 1063	史跡整備	奈良市教育委員会	c-18	墳丘後円部、周濠
83	市46次	平成 3 年（1991） 5 月 16 日～7 月 4 日	134 ㎡	大安寺町 1146-1	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-12	北西太房、軒廊
84	市47次	平成 3 年（1991） 8 月 19 日～10 月 28 日	690 ㎡	大安寺町 1062	史跡整備	奈良市教育委員会	c-18	墳丘くびれ部、墳丘前方部、葺石
85	市48次	平成 4 年（1992） 1 月 18 日～1 月 29 日	80 ㎡	大安寺町 1061-1	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-12	柱穴・溝・井戸（鎌倉時代以降）
86	市49次	平成 4 年（1992） 4 月 6 日～4 月 13 日	22 ㎡	大安寺一丁目 1166	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-13	井戸・土坑（奈良）
87	市50次	平成 4 年（1992） 7 月 20 日～7 月 29 日	38 ㎡	大安寺四丁目 1053-1	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-13	溝・土坑（近世）
88	市51次	平成 4 年（1992） 8 月 3 日～8 月 31 日	112 ㎡	大安寺一丁目 1145-1	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-13	北西太房基壇築成土、基壇外装、礎石据付穴
89	市52次	平成 4 年（1992） 8 月 17 日～8 月 29 日	150 ㎡	大安寺一丁目 1240-1	駐車場造成	奈良市教育委員会	c-13	掘立柱塀（奈良）
90	市53次	平成 4 年（1992） 10 月 9 日～11 月 20 日	265 ㎡	大安寺四丁目 1061-2～4	史跡整備	奈良市教育委員会	c-18	周濠、外提
91	市54次	平成 4 年（1992） 11 月 30 日～12 月 19 日	24 ㎡	大安寺四丁目 1096	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-13	杉山古墳周濠、外提
92	市55次	平成 4 年（1992） 11 月 24 日～12 月 18 日	62 ㎡	大安寺四丁目 1097,1117-5	共同住宅建設	奈良市教育委員会	c-13	杉山古墳周濠、外提
93	市56次	平成 5 年（1993） 2 月 10 日～2 月 25 日	53 ㎡	大安寺四丁目 1051,1053-3	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-13	掘立柱建物・掘立柱塀（奈良ヵ）、溝・土坑（平安以降）

※「文献等」は表 2-19 の記号に対応

表 2- 15　史跡大安寺旧境内の発掘調査一覧

通し番号	調査次数	調査年	面積	調査地	調査理由	調査担当	文献等※	検出伽藍・他
94	市57次	平成5年（1993） 5月31日～7月5日	200㎡	大安寺四丁目1043	公民館分館建設	奈良市教育委員会	c-14 o-9	掘立柱塀、井戸、土坑（奈良）、掘立柱建物、井戸、土坑（平安）
95	市58次	平成5年（1993） 6月27日～11月19日	435㎡	大安寺四丁目1119	史跡整備	奈良市教育委員会	c-18	瓦窯
96	市59次	平成5年（1993） 8月2日～8月6日	14㎡	大安寺五丁目996-3	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-14	溝（奈良）、溝、土坑（室町）
97	市60次	平成5年（1993） 10月4日～10月29日	80㎡	大安寺二丁目1142-1・2	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-14	北西中房・掘立柱建物（奈良）、土坑（平安）
98	市61次	平成5年（1993） 12月14日～12月22日	24㎡	大安寺一丁目1167-5	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-14	土坑（奈良）、溝（室町）
99	市62次	平成5年（1993） 12月15日～12月28日	27㎡	大安寺四丁目1058-1	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-14	土坑（平安、室町）
100	市63次	平成6年（1994） 1月10日～2月18日	125㎡	大安寺一丁目1150	史跡整備	奈良市教育委員会	c-14	北東中房基壇、礎石据付痕跡
101	市64次	平成6年（1994） 2月1日～3月11日	275㎡	大安寺一丁目1213-1	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-14	掘立柱建物、井戸（奈良）、掘立柱建物、掘立柱塀（平安）
102	市65次	平成6年（1994） 8月12日～12月14日	110㎡	大安寺四丁目1119	史跡整備	奈良市教育委員会	c-18	瓦窯
103	市66次	平成6年（1994） 10月5日～10月20日	92㎡	大安寺一丁目地内	下水道建設	奈良市教育委員会	c-15	土坑（平安）、溝（中世）
104	市67次	平成7年（1995） 2月10日～2月23日	36㎡	大安寺四丁目1115	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-15	杉山古墳前方部
105	市68次	平成7年（1995） 6月1日～6月19日	218㎡	大安寺二丁目地内	公共下水道布設	奈良市教育委員会	c-16	金堂北辺で平安時代の焼土層
106	市69次	平成8年（1996） 2月1日～3月8日	188㎡	大安寺一丁目地内	公共下水道布設	奈良市教育委員会	c-17	北東中房礎石、北東太房礎石
107	市70次	平成8年（1996） 2月13日～2月26日	32㎡	大安寺一丁目1121	農家住宅改築	奈良市教育委員会	c-16	石組遺構、土坑（鎌倉以降）
108	市71次	平成8年（1996） 3月15日～3月20日	18㎡	大安寺四丁目1037-3～9	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-17	東二坊大路東側溝か
109	市72次	平成8年（1996） 7月16日～8月13日	98㎡	大安寺四丁目1127-1・4	個人住宅建替	奈良市教育委員会	c-17	掘立柱列、土坑（平安）、土坑（中世）
110	市73次	平成8年（1996） 9月3日～12月16日	250㎡	大安寺二丁目1149	史跡整備	奈良市教育委員会		北西中房基壇
111	市74次	平成9年（1997） 8月18日～9月12日	99㎡	大安寺一丁目1-11他	史跡整備	奈良市教育委員会		北西中房基壇、北東中房基壇
112	市75次	平成9年（1997） 11月27日～12月25日	61㎡	大安寺二丁目1142-1	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-19	北西中房基壇、軒廊
113	市76次	平成10年（1998） 3月2日～3月16日	40㎡	大安寺一丁目1292-1	集会所改修修理	奈良市教育委員会	c-19	東面回廊基壇
114	市77次	平成10年（1998） 3月9日～4月21日	193㎡	大安寺二丁目1299-1	門・便所建設	奈良市教育委員会	c-20	南大門基壇築成土、礎石据付穴
115	市78次	平成10年（1998） 4月1日～4月14日	28㎡	大安寺四丁目1089	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-20	柱穴、土坑、溝（時期不明）
116	市79次	平成10年（1998） 4月7日～4月19日	40㎡	大安寺四丁目1044-3	農業月倉庫建設	奈良市教育委員会	c-20	土坑（江戸）
117	市80次	平成10年（1998） 4月23日～5月15日	82㎡	大安寺二丁目1299-1他	庫裏建設	奈良市教育委員会	c-20	南大門基壇北辺外装
118	市81次	平成10年（1998） 7月2日～8月6日	102㎡	大安寺一丁目1288-1・2	史跡整備	奈良市教育委員会	c-20	経楼基壇、軒廊
119	市82次	平成10年（1998） 11月18日～11月27日	23㎡	大安寺二丁目1310-1	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-20	土坑、溝（近世）
120	市83次	平成11年（1999） 1月6日～1月18日	50㎡	大安寺一丁目1153、1154-2	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-20	土坑、溝（近世）
121	市84次	平成11年（1999） 4月14日～4月26日	42㎡	大安寺町1044-4,1046-1	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-21	溝（奈良）、掘立柱建物（平安）
122	市85次	平成11年（1999） 5月26日～6月11日	33㎡	大安寺五丁目9941,995-2,967-12	個人住宅新築	奈良市教育委員会	c-21	溝（室町）、土坑（室町）
123	市86次	平成11年（1999） 8月17日～8月25日	15㎡	大安寺五丁目998,999,967-17	自家用車庫の改築	奈良市教育委員会	c-21	溝（奈良）、溝（室町）
124	市87次	平成11年（1999） 12月1日～12月20日	20㎡	大安寺二丁目1299-1	史跡整備	奈良市教育委員会	c-21	南大門基壇外装
125	市88次	平成12年（2000） 8月3日～9月27日	470㎡	大安寺一丁目1250他	幼稚園園舎建築事業	奈良市教育委員会	c-22	掘立柱建物、井戸、土坑（奈良か平安）
126	市89次	平成12年（2000） 8月21日～8月30日	23㎡	大安寺四丁目1056-1の一部他	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-22	土坑（平安、室町）

※「文献等」は表2-19の記号に対応

表 2- 16　史跡大安寺旧境内の発掘調査一覧

通し番号	調査次数	調査年	面積	調査地	調査理由	調査担当	文献等※	検出伽藍・他
127	市90次	平成12年（2000） 9月28日～10月18日	107㎡	大安寺二丁目181	擁壁築造	奈良市教育委員会	c-22	南築地雨落溝、土坑（近世）
128	市91次	平成12年（2000） 11月27日～12月5日	72㎡	東九条町1405	農業用倉庫建設	奈良市教育委員会	c-22	溝（奈良～平安）、溝（鎌倉～室町）
129	市92次	平成12年（2000） 12月4日 ～平成13年（2001） 2月20日	54㎡	大安寺二丁目1299-1	史跡整備	奈良市教育委員会	c-22	南大門基壇、北階段、基壇外装
130	市93次	平成13年（2001） 5月21日～6月11日	30㎡	大安寺四丁目1073-1	個人住宅新築	奈良市教育委員会	c-23	井戸、土坑（室町）、土坑（江戸）
131	市94次	平成13年（2001） 11月2日 ～平成14年（2002） 2月6日	355㎡	東九条町1320-2, 1337-1, 1336他	史跡整備	奈良市教育委員会	c-23	溝（奈良）
132	市95次	平成13年（2001） 12月11日～12月18日	11㎡	大安寺五丁目1004-2	個人住宅増築	奈良市教育委員会	c-23	土坑・溝（中世）、溝（近世）
133	市96次	平成14年（2002） 4月15日～4月19日	14㎡	大安寺五丁目991,992	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-24	土坑（時期不明）、溝（近代）
134	市97次	平成14年（2002） 6月18日～6月27日	40㎡	大安寺四丁目1036-1	庫裡増築	奈良市教育委員会	c-24	土坑（近世）
135	市98次	平成14年（2002） 10月22日～10月29日	9㎡	大安寺二丁目1317	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-24	顕著な遺構なし
136	市99次	平成14年（2002） 12月3日～12月6日	7㎡	大安寺五丁目967-15	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-24	溝・土坑（近世）
137	市100次	平成14年（2002） 11月18日 ～平成15年（2003） 3月3日	270㎡	東九条町1320-2他	史跡整備	奈良市教育委員会	c-24	西塔基壇・基壇外装・階段
138	市101次	平成15年（2003） 5月13日～5月20日	40㎡	大安寺二丁目1145-1	倉の改築及び塀のやり替え	奈良市教育委員会	c-25	井戸（近世）
139	市102次	平成15年（2003） 7月1日～10月31日	370㎡	東九条町1335他	史跡整備	奈良市教育委員会	c-25	基壇外装、北階段、四天柱、礎石抜取痕跡
140	市103次	平成15年（2003） 11月7日～11月20日	30㎡	大安寺四丁目1052-1他	個人住宅新築	奈良市教育委員会	c-25	柱穴・土坑（室町以前）、溝・柱穴（室町以降）
141	市104次	平成16年（2004） 1月14日～2月16日	188㎡	大安寺町1320他	遺跡範囲確認	奈良市教育委員会	c-25	西面築地雨落溝、溝（奈良～平安）、掘立柱建物（時期不明）
142	市105次	平成16年（2004） 6月28日～12月24日	500㎡	東九条町1840他	史跡整備	奈良市教育委員会	c-26	基壇外装、礎石抜取痕跡
143	市106次	平成16年（2004） 6月28日～7月30日	102㎡	大安寺町1320他	遺跡範囲確認	奈良市教育委員会	c-26	西面築地・南面築地雨落溝ヵ
144	市107次	平成16年（2004） 7月1日～7月8日	15㎡	大安寺五丁目967-5	個人住宅新築	奈良市教育委員会	c-26	掘立柱建物・溝（奈良）、土坑（江戸）
145	市108次	平成17年（2005） 2月3日～2月15日	21㎡	東九条町1381	農業用倉庫建設	奈良市教育委員会	c-26	溝（奈良？～平安）
146	市109次	平成17年（2005） 2月14日～2月22日	17㎡	大安寺四丁目1055	個人住宅新設	奈良市教育委員会	c-26	掘立柱列（奈良）、土坑（室町）、井戸（江戸）
147	市110次	平成17年（2005） 7月19日 ～平成18年（2006） 1月17日	1090㎡	東九条町1340他	史跡整備	奈良市教育委員会	c-27	塔跡基壇、東・西・南階段、礎石抜取痕跡
148	市111次	平成17年（2005） 8月1日～8月5日	30㎡	大安寺四丁目1042-2他	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-27	溝（奈良～平安）、溝（室町以降）
149	市112次	平成17年（2005） 10月25日～11月16日	43㎡	大安寺八幡町1310-3	個人住宅改築	奈良市教育委員会	c-27	溝（江戸）
150	市113次	平成18年（2006） 2月6日～3月9日	102㎡	大安寺町1238-1	芝池改築	奈良市教育委員会	c-27	土坑（江戸）
151	市114次	平成18年（2006） 10月27日～12月27日	370㎡	東九条町1322他	史跡整備	奈良市教育委員会	c-28	基壇辺、南・西・北階段、石敷き（平安）、土坑（奈良～平安）、土坑（江戸）
152	市115次	平成18年（2006） 12月4日～12月6日	5㎡	東九条町1316	神社施設改修	奈良市教育委員会	c-28	石列（平安）
153	市116次	平成19年（2007） 2月19日～2月28日	10㎡	東九条町1373-4	個人住宅新築	奈良市教育委員会	c-28	流路（時期不明）
154	市117次	平成19年（2007） 9月18日～9月25日	10㎡	大安寺四丁目1049	「離れ」棟の除却、住宅の増築	奈良市教育委員会	c-29	土坑（江戸）
155	市118次	平成20年（2008） 3月4日～3月10日	11㎡	大安寺四丁目1124の一部	個人住宅の除却及び新築	奈良市教育委員会	c-29	石敷（江戸）
156	市119次	平成20年（2008） 6月2日～6月6日	4㎡	東九条町1376-2他	農業用倉庫新築	奈良市教育委員会	c-30	顕著な遺構なし

※「文献等」は表2-19の記号に対応

表 2- 17　史跡大安寺旧境内の発掘調査一覧

通し番号	調査次数	調査年	面積	調査地	調査理由	調査担当	文献等※	検出伽藍・他
157	市120次	平成20年（2008） 12月10日～12月19日	24㎡	大安寺四丁目 1103-2他	住宅の除却及び新築	奈良市教育委員会	c-30	柱穴・溝・井戸（奈良ヵ）、溝・井戸・土坑（室町）
158	市121次	平成21年（2009） 2月23日～3月19日	103㎡	東九条町 1348-1他	史跡整備	奈良市教育委員会	c-30	溝、土坑（奈良・平安）、掘立柱建物・塀（時期不明）
159	市122次	平成21年（2009） 11月16日～12月15日	80㎡	東九条町 1326	史跡整備	奈良市教育委員会	c-31	基壇築成土、心礎・四天柱・側柱礎石抜取穴
160	市123次	平成22年（2010） 5月17日～5月22日 平成23年（2011） 1月27日	19㎡	大安寺四丁目 1083-1	離れ棟の改築、門新築	奈良市教育委員会	c-32	杉山古墳周濠、土坑（時期不明）
161	市124次	平成22年（2010） 6月21日～7月9日	40㎡	大安寺四丁目 4-5	住宅の除却及び新築	奈良市教育委員会	c-32	土坑（平安以降）
162	市125次	平成22年（2010） 7月20日～9月8日	120㎡	東九条町 1321他	史跡整備	奈良市教育委員会	c-32	基壇外装抜き取り穴、基壇外装、東階段
163	市126次	平成22年（2010） 8月2日～8月4日	4㎡	大安寺五丁目 7-47	住宅の除却及び新築	奈良市教育委員会	c-32	顕著な遺構なし
164	市127次	平成22年（2010） 11月29日～12月8日 平成23年（2011） 2月28日～3月18日	104㎡	大安寺二丁目 1299-1	護摩堂の改築	奈良市教育委員会	c-32	礎石据付穴もしくは抜取痕跡、土坑
165	市128次	平成23年（2011） 7月11日～8月4日	34㎡	大安寺一丁目 1290-1の一部他	範囲確認調査	奈良市教育委員会	c-33	西辺基壇外装、土坑（平安）、土坑（平安以降）、土坑（鎌倉以降）
166	市129次	平成23年（2011） 8月22日～9月16日	44㎡	大安寺四丁目 1058-1他	個人住宅建設	奈良市教育委員会	c-33	土坑（鎌倉）、溝（鎌倉以降）
167	市130次	平成24年（2012） 9月3日～12月28日	1026㎡	東九条町 1350-1他	史跡整備	奈良市教育委員会	c-34	幢竿遺構、掘立柱建物、掘立柱列、井戸
168	市131次	平成25年（2013） 6月10日～6月26日	30㎡	東九条町 1374-1	個人住宅新築	奈良市教育委員会	c-35	土坑（平安）
169	市132次	平成25年（2013） 8月27日～9月3日	35㎡	大安寺四丁目 1086	住宅の除却及び新築	奈良市教育委員会	c-35	土坑（室町）、土坑（時期不明）、溝（古代）
170	市133次	平成25年（2013） 12月16日 ～平成26年（2014） 1月24日	147㎡	大安寺二丁目 1309-2	小学校校舎解体及びバンビホーム新築	奈良市教育委員会	c-35	土坑（平安）、焼土層
171	市134次	平成26年（2014） 3月3日～3月18日	99㎡	大安寺一丁目 1241-1の一部	長屋新築	奈良市教育委員会	c-35	粘土採掘坑（江戸）
172	市135次	平成26年（2014） 10月14日～10月21日	27㎡	大安寺一丁目 1167-3	個人住宅新築	奈良市教育委員会	c-36	粘土採掘坑（江戸か）
173	市136次	平成26年（2014） 12月8日～12月16日	24㎡	大安寺四丁目 1101の一部	個人住宅新築	奈良市教育委員会	c-36	柱穴（奈良）、溝・土坑（江戸）
174	市137次	平成27年（2015） 7月27日～8月26日	192㎡	大安寺二丁目 1147	水路改修	奈良市教育委員会	c-37	講堂基壇・延石列・礎石抜取穴、講堂・軒廊雨落溝（鎌倉）、軒廊延石列抜取痕跡（江戸）
175	市138次	平成27年（2015） 9月15日～9月28日	28㎡	大安寺四丁目 1088	個人住宅新築	奈良市教育委員会	c-37	柱穴・溝・土坑（奈良～平安）
176	市139次	平成28年（2016） 8月3日～11月2日	200㎡	東九条町 1295-2他	範囲確認調査	奈良市教育委員会	c-38	掘立柱建物・溝・井戸
177	市140次	平成28年（2016） 7月25日～9月1日	58㎡	大安寺二丁目 1147	水路改修	奈良市教育委員会	c-37	講堂基壇・延石列・礎石抜取穴、講堂・軒廊雨落溝（鎌倉）、軒廊延石列抜取痕跡（江戸）
178	市141次	平成28年（2016） 10月24日～10月28日	16.5㎡	大安寺四丁目 1037-2他	倉庫解体・離れの新築	奈良市教育委員会	c-38	杉山古墳周濠
179	市142次	平成28年（2016） 11月28日～12月27日	150㎡	東九条町 1159-1他	保存整備事業	奈良市教育委員会	c-38	溝
180	市143次	平成29年（2017） 9月4日～11月22日	200㎡	東九条町 1305-5	範囲確認調査	奈良市教育委員会	未報告	掘立柱建物、六条大路南北両側溝
181	市144次	平成29年（2017） 11月6日～11月17日	17㎡	東九条町 1316	八幡神社中門附翼廊の解体修理	奈良市教育委員会	未報告	柱穴・礎石・土坑
182	市145次	平成30年（2018） 1月11日～1月12日	21㎡	大安寺二丁目 1310-5	住宅の除却及び新築	奈良市教育委員会	未報告	平安時代の遺物包含層
183	市146次	平成30年（2018） 9月5日～11月15日	207㎡	東九条町 1302-1他	範囲確認調査	奈良市教育委員会	未報告	塔院北門・六条大路南側溝・橋
184	市147次	平成30年（2018） 10月1日～10月22日	118㎡	東九条町 1417	戸建て住宅の新築・地盤改良	奈良市教育委員会	未報告	奈良・平安時代の溝、柱穴
185	市148次	平成31年（2019） 4月12日～4月25日	56㎡	東九条町 1416他	戸建て住宅の新築・地盤改良	奈良市教育委員会	未報告	奈良時代の溝、柱穴
186	市149次	令和元年（2019） 7月22日～9月18日	250㎡	東九条町 1309-1他	範囲確認調査	奈良市教育委員会	未報告	六条大路北側溝

※「文献等」は表 2-19 の記号に対応

表 2- 18　大安寺旧境内の伽藍に係る発掘調査一覧

伽藍区域	伽藍	番号※1		遺構概要	文献等※2
		通し番号	調査次数		
塔院	西塔	131	市 94 次	（基壇外）顕著な遺構なし	c-23
		137	市 100 次	基壇外装、礎石抜取穴	c-24
		139	市 102 次	基壇外装、礎石抜取穴、北階段	c-25
		142	市 105 次	基壇外装、礎石抜取穴、東階段	c-26
		147	市 110 次	塔跡土壇、礎石抜取穴、西・北階段	c-27
		167	市 130 次	塔院南門、南面大垣、塔院西面大垣、いずれも検出されず	c-34
	東塔	151	市 114 次	南・北階段延石	c-28
		159	市 122 次	基壇、礎石	c-31
		162	市 125 次	基壇外装、東階段最下段段石	c-32
	北門	183	市 146 次	塔院北門、六条大路南側溝	未報告
中軸伽藍	南大門	1	1954	桁行５間（17 尺等間）、梁行２間（17 尺等間）	o-1,2
		75	市 38 次	礎石据付穴、足場用小柱穴	c-10
		114・117	市 77・80 次	基壇築成土、凝灰岩切石基壇外装、礎石据付穴	c-20
		124	市 87 次	築成土、基壇西辺外装（地覆石）	c-21
		129	市 92 次	北面階段、基壇地覆石	c-22
	中門	1	1954	基壇隅部、地覆石延石、礎石据付穴	o-1,2
		75	市 38 次	延石、地覆石、雨落溝	c-10
	金堂	－	－	－	－
	講堂	4	国県 1963	西縁延石と西軒廊北縁延石との取付、南面階段の痕跡	o-6
		6	国 1966	西縁延石と西軒廊北縁延石との取付、南面階段の痕跡	n-2
		40	市 3 次	基壇北辺延石列	c-2
		174・177	市 137・140 次	講堂基壇北辺延石、北軒廊外周の雨落溝	c-37
	食堂	99	市 62 次	食堂の遺構なし	c-14
		109	市 72 次	食堂の遺構なし	c-17
回廊	回廊	75	市 38 次	基壇北縁の凝灰岩列	c-11
		106	市 69 次	基壇外装（凝灰岩切石壇正積）	c-17
		113	市 76 次	東辺基壇外装	c-19
		165	市 128 次	東面回廊西辺基壇外装（凝灰岩切石）	c-33
楼	鐘楼	4	国県 1963	礎石据付穴	o-6
		6	国 1966	礎石据付穴	n-2
		14	国 1974	礎石据付穴	n-4,6
	経楼	118	市 81 次	経楼基壇（凝灰岩切石壇正積）、回廊との軒廊	c-20
太房	東太房北列	42	市 5 次	基壇築成土	c-2
	東太房南列	－	－	－	－
	西太房北列	4	国県 1963	礎石据付穴	o-6
		97	市 60 次	礎石据付穴	c-14
	西太房南列	75	市 38 次	礎石根石検出、	c-10
	北東太房	18	国県 75-1	礎石、根石列	p-2
		106	市 69 次	基壇外装（凝灰岩切石）	c-17
		120	市 83 次	礎石据付穴か	c-20
	北西太房	83	市 46 次	基壇築成土、礎石据付穴、軒廊	c-12
		88	市 51 次	壇正積凝灰岩切石基壇外装（延石・地覆石）	c-13
中房	東中房北列	－	－	－	－
	東中房南列	－	－	－	－
	西中房北列	4	国県 1963	礎石据付穴	o-6
		14	国 1974	礎石据付穴	n-4,6
		30	国 1977	礎石据付穴	n-1,8
		79	市 42 次	西面中房北列東側柱列、基壇築成土検出	c-11
	西中房南列	119	市 82 次	西中房に係る遺構なし	c-20
		149	市 112 次	西中房に係る遺構なし	c-27
		164	市 127 次	西中房南列礎石据付穴（抜き取り穴か）	c-32
	北東中房	23	県 76-2	礎石の根石	p-3
		47	市 10 次	凝灰岩切石基壇化粧	c-3
		100	市 63 次	基壇、礎石据付穴	c-14
		106	市 69 次	凝灰岩切石検出	c-17
	北西中房	97	市 60 次	建物基壇南辺（瓦積基壇）	c-14
		112	市 75 次	礎石据付穴、軒廊	c-19
小子房	東小子房	107	市 70 次	削平で遺構なし	c-16
	西小子房	65	市 28 次	瓦積基壇外装の礎石建物（西小子房と想定）	c-7
		67	市 30 次	瓦積基壇外装の礎石建物（西小子房と想定）	c-8
		127	市 90 次	礎石建物検出	c-22

※1：「番号」は表 2-12～2-17 の「通し番号」「調査次数」に対応

※2：「文献等」は表 2-19 の記号に対応

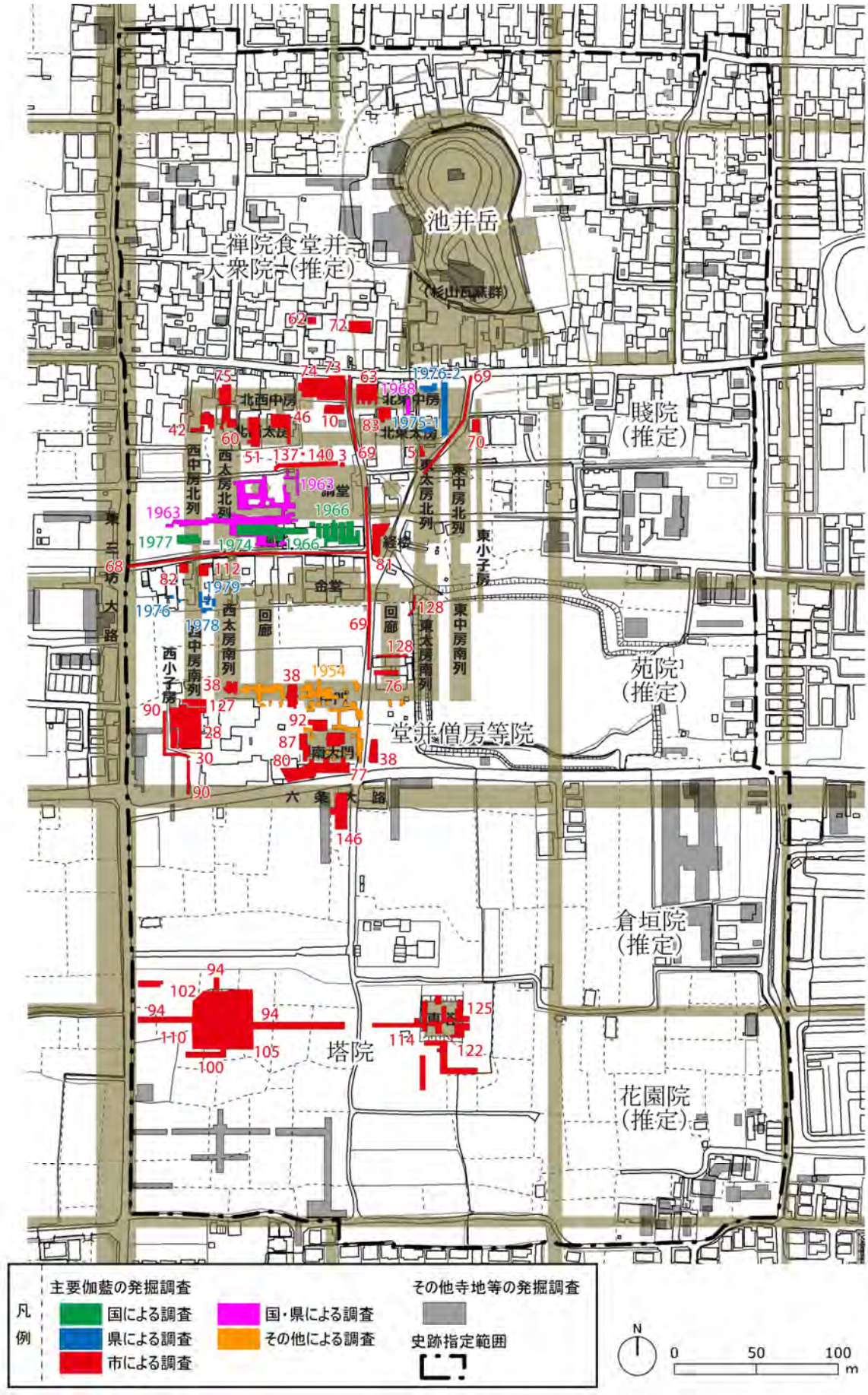

図 2- 27　発掘調査の位置

表 2- 19　史跡大安寺旧境内関係調査研究文献目録

記号	編・著者名	出典名	発行機関	刊行年
c-1	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和 55 年度』	奈良市教育委員会	1981
c-2	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和 56 年度』	奈良市教育委員会	1982
c-3	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和 57 年度』	奈良市教育委員会	1983
c-4	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和 58 年度』	奈良市教育委員会	1984
c-5	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和 59 年度』	奈良市教育委員会	1985
c-6	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和 60 年度』	奈良市教育委員会	1986
c-7	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　昭和 61 年度』	奈良市教育委員会	1987
c-8	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　昭和 62 年度』	奈良市教育委員会	1988
c-9	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　昭和 63 年度』	奈良市教育委員会	1989
c-10	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成元年度』	奈良市教育委員会	1990
c-11	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 2 年度』	奈良市教育委員会	1991
c-12	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 3 年度』	奈良市教育委員会	1992
c-13	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 4 年度』	奈良市教育委員会	1993
c-14	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 5 年度』	奈良市教育委員会	1994
c-15	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 6 年度』	奈良市教育委員会	1995
c-16	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 7 年度』	奈良市教育委員会	1996
c-17	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 8 年度』	奈良市教育委員会	1997
c-18	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査研究報告書 1　史跡大安寺旧境内Ⅰ』	奈良市教育委員会	1997
c-19	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 9 年度　第一分冊』	奈良市教育委員会	1998
c-20	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 10 年度』	奈良市教育委員会	2001
c-21	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 11 年度』	奈良市教育委員会	2002
c-22	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 12 年度』	奈良市教育委員会	2003
c-23	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 13 年度』	奈良市教育委員会	2004
c-24	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 14 年度』	奈良市教育委員会	2005
c-25	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 15 年度』	奈良市教育委員会	2006
c-26	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　平成 16 年度』	奈良市教育委員会	2007
c-27	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査年報　平成 17 年度』	奈良市教育委員会	2008
c-28	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査年報　平成 18 年度』	奈良市教育委員会	2009
c-29	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査年報　平成 19 年度』	奈良市教育委員会	2010
c-30	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査年報　平成 20 年度』	奈良市教育委員会	2011
c-31	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査年報　平成 21 年度』	奈良市教育委員会	2012
c-32	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査年報　平成 22 年度』	奈良市教育委員会	2013
c-33	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査年報　平成 23 年度』	奈良市教育委員会	2014
c-34	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査年報　平成 24 年度』	奈良市教育委員会	2015
c-35	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査年報　平成 25 年度』	奈良市教育委員会	2016
c-36	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査年報　平成 26 年度』	奈良市教育委員会	2017
c-37	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査年報　平成 27 年度』	奈良市教育委員会	2018
c-38	奈良市教育委員会	『奈良市埋蔵文化財調査年報　平成 28 年度』	奈良市教育委員会	2019
p-1	奈良県教育委員会	『遺跡調査室だより』No. 4「史跡大安寺の発掘調査」	奈良県教育委員会	1974
p-2	奈良県立橿原考古学研究所	『大安寺　-50 年度発掘調査概報』「Ⅱ　発掘調査の結果」	奈良県立橿原考古学研究所	1976
p-3	奈良県立橿原考古学研究所	『奈良県遺跡調査概報　一九七六年度』「大安寺旧境内発掘調査概報」	奈良県立橿原考古学研究所	1977
p-4	奈良県立橿原考古学研究所	『奈良県遺跡調査概報　一九七七年度』「奈良市大安寺旧境内発掘調査概報」	奈良県立橿原考古学研究所	1978
p-5	奈良県立橿原考古学研究所	『奈良県遺跡調査概報　一九七八年度』「奈良市大安寺旧境内発掘調査概報」	奈良県立橿原考古学研究所	1979
p-6	奈良県立橿原考古学研究所	『奈良県遺跡調査概報　一九七九年度　第二分冊』「奈良市大安寺旧境内発掘調査概報」	奈良県立橿原考古学研究所	1980
n-1	奈良国立文化財研究所	『平城京左京六条三坊十四坪発掘調査概報』「大安寺西中房」	奈良市教育委員会	1978
n-2	奈良国立文化財研究所	『奈良国立文化財研究所年報　1967』「大安寺発掘調査概報」	奈良国立文化財研究所	1968
n-3	奈良国立文化財研究所	『奈良国立文化財研究所年報　1971』「その他の調査　陶枕の調査」	奈良国立文化財研究所	1972
n-4	奈良国立文化財研究所	『昭和 49 年度平城京跡発掘調査部発掘調査概報』「大安寺鐘楼等の発掘調査」	奈良国立文化財研究所	1975
n-5	奈良国立文化財研究所	『昭和 50 年度平城京跡発掘調査部発掘調査概報』「大安寺の発掘調査」	奈良国立文化財研究所	1976
n-6	奈良国立文化財研究所	『奈良国立文化財研究所年報　1975』「大安寺鐘楼・僧房の調査」	奈良国立文化財研究所	1976
n-7	奈良国立文化財研究所	『奈良国立文化財研究所年報　1976』「大安寺発掘調査概報」	奈良国立文化財研究所	1977
n-8	奈良国立文化財研究所	『奈良国立文化財研究所年報　1978』「大安寺西中房の調査」	奈良国立文化財研究所	1979
n-9	奈良国立文化財研究所	『奈良国立文化財研究所三十年史』「大安寺旧境内の発掘調査」	奈良国立文化財研究所	1982
o-1	浅野清	『大和文化研究　2-4』「大安寺および薬師寺南大門中門の発掘」	大和文化学会	1954
o-2	大岡實ほか	『建築学会論文集　50』「大安寺南門・中門及び回廊の発掘」	日本建築学会	1955
o-3	小島俊次	『日本考古学年報　昭和 30 年度』「奈良県奈良市杉山古墳」	日本考古学協会	1956
o-4	末永雅雄	『日本考古学年報　昭和 29 年度』「大安寺杉山古墳」	日本考古学協会	1955
o-5	菅谷文則ほか	『日本考古学年報　昭和 47 年度』「大安寺旧境内遺跡」	日本考古学協会	1973
o-6	杉山信三	『大和文化研究　8-11』「大安寺講堂等発掘調査概報」	大和文化学会	1964
o-7	中井公	『奈良県観光　368』「史跡大安寺旧境内の調査」	奈良県観光新聞社	1987
o-8	八賀晋	『奈良県観光　217』「大安寺跡発掘調査について」	奈良県観光新聞社	1974
o-9	三好美穂ほか	『木簡研究　16』「奈良大安寺旧境内」	木簡学会	1994

（２）遺構・遺物の概要

ア　占地

大安寺は、現在判明している塔跡や条坊などの状況から、平城京の左京六条四坊二～七坪と十～十二坪の９坪と、七条四坊一・二・七～十の６坪（四至は、北が五条大路より１坪南の小路、南が六条大路より２坪南の条間路、西が東三坊大路、東が東四坊大路より１坪西の小路）の合計 15 町を占めていたと推定されている。この位置は、唐の長安城における青龍寺の場所にあたり、伽藍配置は西明寺を模したともと考えられている。青龍寺、西明寺はそれぞれ遣唐使との関わりが深い。また、『資財帳』にみえる「池并岳」は、大安寺の北東に位置する杉山古墳の墳丘及び周濠を利用したものであるが、これは、大安寺の主要堂宇から見た鬼門にあたることから、陰陽思想や風水に基づいた理想的な場所を選んで造営されたとも考えられている。

イ　伽藍配置と遺構

伽藍中軸線を東三坊大路の東一町の小路に設け、大安寺の伽藍配置は、六条大路に面して南大門を開き、その北方に中門・金堂・講堂などが一直線に配された。僧房は他の大寺などにみられる講堂の三方を囲むだけでなく、金堂と中門を囲む回廊の東西にまで達するという南北に長いものであった。六条大路が境内を東西に横断して通されていることは大安寺の伽藍配置の大きな特徴である。その六条大路の南に塔院として東西に二基の塔が並んで配置されるという、わが国では他に類をみない伽藍配置であることから、「大安寺式」と呼ばれている。東塔跡には土壇と基壇延石、西塔跡には土壇と心礎が残る。これらの塔は、天平 19 年（747）の『資財帳』作成の段階では完成していなかったとみられるが、天平神護２年（766）に東塔が落雷にあったという記述が『続日本紀』にあることから、この頃には東塔は完成していたと考えられる。また、西塔の建立は、発掘調査の結果、奈良時代末から平安時代初頭と考えられており、寛治８年（1094）の『官宣旨案』、『七大寺巡礼私記』ともに、東西両塔は七重塔であったと記している。

(ア) 塔及び塔院

塔は普通、南大門の北側に建てられることが多いが、大安寺においては南大門の南側に塔院と呼ばれる独立した区画を設けた独特の配置となっている。落雷を招きやすい高層建築である塔を主要堂宇から離した場所に設けることで、落雷による延焼を防ぐねらいがあったのではないかという説もある。西塔跡には心礎が現存しており、平成 13 年度から平成 17 年度にかけての発掘調査により、基壇の階段、延石、地覆石等も確認され、その規模も解明された。発掘調査の結果、西塔は二度火災にあっていることが判明しており、一度目は貞観 18 年（876）の相輪への落雷による塔上層部の焼失、二度目は天暦３年（949）の落雷による全焼と考えられる。東塔跡からは発掘調査によって礎石据付穴、基壇延石の一部が検出されている。これら東西両塔は伽藍中軸線に対して左右対称の位置に配されている。平成 24 年度の塔院南門、南面大垣、塔院西面大垣の確認のための発掘調査では、いずれも検出されなかったが、平成 30 年度の調査では、塔院北門の遺構が検出された。塔院の周囲を巡ったと推定される築地や門の実態の解明には、今後のさらなる調査が求められる。

(イ) 南大門

塔院の六条大路を挟んで北側に南大門跡が位置している。発掘調査では、礎石据付穴や足場用小柱穴、基壇築成土、凝灰岩切石基壇外装、基壇地覆石、北面階段等が検出された。これらの遺構の

状況から、往時の南大門は二重門であったと考えられ、桁行５間（17 尺等間)、梁行２間（17 尺等間）で、初重の平面規模は平城宮朱雀門と同規模であった。また、南大門の両脇には築地が取り付いていたことも判明している。

(ウ) 中門

南大門の北側 28.9m（約 98 尺、建物心々の距離）の場所に中門跡が位置している。発掘調査では、延石、地覆石、雨落溝が検出されており、南大門と中軸線を揃えていたことが分かっている。

(エ) 金堂

これまで、金堂跡は発掘調査が行われていないため、詳細は不明である。明治時代の中頃までは中門の北側に土壇が残存していたとのことから、中門、南大門と中軸線を揃えていたと考えられている。

(オ) 講堂

金堂跡と考えられる場所から、さらに北側に講堂跡がある。平成 27・28 年度に実施した市 DA137・140 次調査で講堂の遺構を検出するとともに、昭和 38 年（1963）・昭和 56 年（1981）の発掘区を一部確認し、過去の調査成果との整合性を検討することができた。講堂の規模については、基壇の南北長は 34.2mとなることがわかった。東西長については、伽藍中軸線で左右対称となるよう西辺延石列を東へ折り返して求めると 49.9m前後となる。この東西長は『資財帳』に記されている講堂の規模（14 丈６尺＝約 43m）を上回っており、文献との矛盾が生じる。

(カ) 食堂

これまで、数度にわたって食堂の位置を確認するために発掘調査が行われてきたが、未だ正確な位置を特定するにはいたっていない。『資財帳』には、「食堂前廡廊　東西各長五十五尺」等の記述があり、食堂本体の遺構検出だけでなく、廡廊との関係が重要である。

(キ) 回廊

発掘調査によって、中門の脇に南面回廊と考えられる遺構が取り付いていることが確認されている。柱間は中門から５間目までが 14.8 尺、６間目と７間目が 13 尺である。これは西面回廊に取り付くために柱間を西面回廊の梁間に合わせたものと考えられ、『資財帳』に記載された西面回廊の梁行 26 尺と合致する。

(ク) 僧房

『資財帳』によると、屋根は全て檜皮葺であると記されている。発掘調査によって、基壇築成土や凝灰岩切石基壇外装、礎石据付穴、礎石の根石などが検出され、建物の配置など詳細が明らかになりつつある。

回廊の外側に東西太房の南列と北列が配され、さらにその外側に東西の中房南列と北列が並んでいる。

(ケ) 築地

発掘調査により築地雨落溝などが検出され、南大門の東西両側に築地がとりつき、主要堂宇を囲う四周に築地が巡っていたと思われる。また主要堂宇を囲う築地とは別に、塔院を囲う築地があったことが、平成 29 年度に実施した市第 143 次調査で確認されている。

(コ) 楼（経楼・鐘楼）

発掘調査によって、講堂の東で経楼北西角及び講堂への軒廊基壇が確認されている。軒廊には、柱の根石も確認されている。また、講堂の西では鐘楼の礎石据付穴が確認されている。

(サ) 池并岳

『資財帳』に記される「池并岳」に該当するとみられる杉山古墳は、大安寺の資材調達の場でもあったとされる。平成５年度の「池并岳」（杉山古墳）の発掘調査では、大安寺造営の際に土砂や葺石を運び出したとみられる跡地に６基の瓦窯跡が見つかっており、奈良時代末から平安時代にかけての大安寺の修理・再建では、「岳」の南斜面（杉山古墳前方部の南斜面）に築かれた瓦窯で焼かれた瓦が使用されたと考えられている。

(シ) 六条大路

発掘調査で六条大路の南北両側溝と塔院の北門を検出したことから、塔院と南大門との間に六条大路があったことは確実であろう。大路の幅員は側溝心々で約 15m であったと考えられる。

ウ　出土遺物

大安寺旧境内の発掘調査では、瓦や塔の相輪の部材、唐三彩、奈良三彩などの陶器など、数多くの遺物が出土しており、大安寺の歴史や伽藍等を知る手掛かりとなると同時に、大寺としての往時の繁栄をうかがい知ることができる。ここでは、出土遺物のうち、主要なものの概要を示す。

(ア) 瓦

大安寺の創建時の軒瓦は、大官大寺式軒瓦と石橋瓦窯（京都府綴喜郡井手町）で造られた平城宮系軒瓦であり、その後に平城宮系軒瓦を原型とし、瓦の范型の彫り直しと紋様の模倣によって、大安寺で最も多く出土する「大安寺式」が出現するとみられる。単弁蓮華紋の軒丸瓦、牛の頭のような中心飾りと連続した唐草紋の軒平瓦を特徴とする「大安寺式」軒瓦は、これまで言われてきたような大安寺の創建時の瓦ではなく、奈良時代中頃以降に僧房に使われた瓦と考えることができる。

大官大寺式軒瓦

平城宮系軒瓦

大安寺式軒瓦

西塔の鬼瓦

西塔で出土した鬼瓦は、平城宮のものとは異なる「南都七大寺式」と呼ばれるもので、下顎を欠く鬼面が棟を噛み、周囲に珠紋を連ねる。また、南大門跡から出土する軒平瓦には、通常のものよりも大きなものがあり、南大門の破風専用の螻羽瓦と考えられる。

平安時代に大安寺は数度の火災に遭うが、その都度修復される。平安時代後期の修復時には蓮華紋の中房内を巴紋で飾る軒丸瓦が用いられている。

左：平安時代後期の軒丸瓦
右：鎌倉時代後期の軒瓦

鎌倉時代中期には、東大寺の学僧として知られる宗性が大安寺の別当となり、東塔などの伽藍の修復を行ったことが知られており、「大安寺」や「大安寺寶塔」といった文字を入れた瓦が東塔跡から出土している。

(イ) 西塔の相輪と風鐸

東塔・西塔は基壇が一辺約 21m で、史料からは七重塔であったことが知られる。奈良時代の塔としては、東大寺に次ぐもので、大安寺の前身である百済大寺や大官大寺の九重塔といった大塔の系譜を継ぐものとみられる。西塔は平安時代の天暦３年（949）、東塔は鎌倉時代の永仁年間（1293～1299）に雷火で焼亡したとみられる。西塔の発掘調査では、軒先を飾る風鐸片と、塔頂の相輪の露盤・水煙・風鐸が出土している。風鐸は鍍金がよく残り、塔の金具類の巨大さからも大安寺の大塔の威容をうかがうことができる。

(ウ) 金堂・講堂付近の焼土の遺物

昭和 41 年（1966）に奈良国立文化財研究所が大安寺小学校の校舎改築に伴い実施した発掘調査では、金堂跡と講堂跡の間に大安寺焼亡時の遺物を廃棄した土坑が存在し、その周辺に焼土層や灰層が広がっていることが分かり、焼土層は延喜 11 年（911）の講堂焼亡に伴うものと考えられていた。しかし、平成 25 年（2013）の校舎解体に伴う発掘調査でも、この焼土層を確認し、焼土からは繍仏に使用したとみられる金糸、堂内荘厳のためのガラス片や玉類、仏像の螺髪などが新たに見つかった。11 世紀前半の土師器皿片も含むことから、焼土層は寛仁元年（1017）の火災に伴うもので、遺物は金堂に伴う可能性を考えることができる。

(エ) 唐三彩・奈良三彩・緑釉陶器・灰釉陶器

大安寺の金堂跡と講堂跡の間に広がる焼土層からは、昭和 41 年（1966）の調査で約 200 片、平成 25 年（2013）の発掘調査で新たに約 80 片の唐三彩陶枕片が出土し、唐から請来された唐三彩がこれほど多く出土する遺跡は大安寺以外に例がない。出土する唐三彩のほとんどは、方形・中空の陶枕の破片で、唐代に流行した四弁花紋などの紋様が施されるものや、絞胎と呼ばれる練り土の素地のものもあり、国産の奈良三彩も出土している。大安寺の造営に関わった僧、道慈が唐から帰国した養老２年（718）に持ち帰った可能性が高いと考えられている。

創建時の金堂あるいは講堂の垂木先は二彩の垂木先瓦が取り付けられており、緑釉と透明釉を施した円形の地垂木先と、緑釉と褐釉を施した長方形の飛檐垂木先が出土して

「大安寺」「大安寺寶塔」の文字入り瓦

水煙

風鐸

螺髪

唐三彩

奈良三彩

いる。緑釉で描いた四弁花紋は唐三彩陶枕の紋様に倣った可能性もあり、わが国への三彩製作技術の受容とも関わる可能性が考えられる。

奈良三彩は、奈良時代に唐三彩の影響を受けて造った国産の施釉陶器で、大安寺では 250 点以上出土している。杯・皿の他、鉢・托・香炉・壷などがあり、仏供具とみられる。

奈良時代末以降、三彩陶器はなくなり、中国からもたらされた青磁や白磁の食器類（椀・皿）と、それらを模したとみられる食器類が現れる。大安寺でも仏事で用いたとみられ、北僧房やその周辺で出土している。

(オ) 周辺寺地の出土遺物

大安寺の堂塔周辺には、寺を維持するための太衆院、賤院、苑院、花園院などがあることが『資財帳』に記されている。

伽藍北側における第 57 次調査では、井戸から出土した８世紀中頃の土器は食器類が多く、「大安寺」「大安寺左右酒」等の墨書土器や題箋・付札等の木簡も出土した。「池」にあたる杉山古墳南西部の周濠内から硯や転用硯も多く出土することから、寺内の日常生活や物資の調達を担う事務機関の「政所」などを含む「太衆院」の存在がうかがえ、杉山瓦窯跡からは「修理所」の存在も推定できる。

伽藍東側における試掘 98-1 次調査では、基壇建物の基壇外装や塼積みの井戸が検出され、この付近に別院が存在した可能性がある。第 64 次調査では、「東院」の墨書土器が出土しており、伽藍の東方には奈良時代末に桓武天皇の弟早良親王が住んだ「東院」が営まれた可能性も考えられる。

(カ) 池并岳（杉山古墳）の出土遺物

平成２～４年（1990～1992）の墳丘西側の周濠・外堤部の発掘調査では、外堤に並べられていた埴輪が、奈良時代に周濠内に投棄されていたことが分かった。墳丘の前方部の前端部は、大安寺の造営で削られ、奈良時代後半から平安時代に瓦窯が築かれている。平成５～６年（1993～1994）の発掘調査で、６基（１～６号窯）の瓦窯が見つかり、半地下式の瓦窯であることが確認されている。なお、「池并岳」（杉山古墳）の南方の発掘調査では、古墳時代中期後半の須恵器も出土しており、周辺には寺の造営に伴って壊された古墳が他にもあったと思われる。

白磁・青磁

「大安寺左右酒」の墨書土器

「東院」の墨書土器

杉山古墳の家形埴輪
（市指定文化財）

第３章　史跡大安寺旧境内の価値

史跡大安寺旧境内の史跡指定理由には、次の記載があり、これらが大安寺の価値として評価されてきたことが分かる。

・南都七大寺ノ一ニシテ…（中略）…寺院建築ノ上ニ一様式ヲ來セシモノナリ
（大正 10 年（1921）３月３日）

・近時南大門、中門と廻廊、講堂、僧坊等の全貌乃至一部が発掘調査されて大安寺の伽藍の規模はとみに明らかになってきた。これに加えて資財帳所載の「池并岳」に当り、また北限の一部でもある杉山古墳、東限に当る四坊の小路、南限に当る七條四坊の小路、西限に当る三坊大路、また六條大路等の痕跡たる道路は、すでにその寺跡乃至平城京の遺構としての重要性が指摘されている。
（昭和 43 年（1968）３月４日）

・東大寺建立までは国家の筆頭寺院であった
（平成 18 年（2006）１月 26 日、平成 26 年（2014）３月 18 日、平成 27 年（2015）10 月７日）

当初史跡指定の大正 10 年（1921）から 100 年弱が経過する中で、発掘調査の進展により、第２章２－３（２）「遺構・遺物の概要」にも記したように、杉山古墳の前方部に大安寺の造営・修理に係る瓦窯が造られていたこと、東西両塔の発掘調査により基壇の構造等が判明したこと、南大門と塔院の間に幅員 15ｍの六条大路が通り、塔院の北門が発見されるといった新知見が得られ、価値評価の視点が進化している。

このような新たな調査成果を踏まえ、次頁以降、史跡大安寺旧境内が有する本質的価値を改めて整理するとともに、本質的価値を支え、史跡大安寺旧境内特有の価値を付加している副次的価値を整理する。史跡大安寺旧境内の価値は、この本質的価値と副次的価値との総体からなるといえる。

３－１　史跡大安寺旧境内の本質的価値

ア　平城京第一の官寺の遺構が良好に残る

平城遷都に伴って、平城京左京六条四坊を中心とする広大な地に移転した大安寺は、東大寺が建立されるまでは、官大寺の筆頭にあり、平城京第一の寺院であった。約 1,000 人の僧が学ぶ大伽藍は、六条大路に面した南大門の北に、中門・金堂・講堂などが一直線に並び、それらを取り囲むように南北に長い僧房が設けられた。六条大路が境内を東西に横断することは大安寺の大きな特徴の一つである。六条大路を挟んだ南に、東西二基の塔を囲む塔院を配置するという、わが国では他に類を見ない伽藍配置であり、「大安寺式」と呼ばれる一様式を示す。これは長安城の西明寺を模したとも考えられている。

土壇と基壇延石とが残る東塔跡、土壇と心礎とが残る西塔跡をはじめとした塔院全域の遺構が良好に保存される平城京の寺院は大安寺のみであり、現大安寺の境内やその周辺の農地、宅地の地下には、かつての官寺の諸建築の遺構が現在も良好な状態で保存されている。

イ　平城京の造営にあたって古墳との共存が図られた特異な例である

平城京の造営にあたっては、古墳時代に築造された数多くの古墳が壊されて京域に取り込まれた。大安寺においても、いくつかの古墳が壊されたことが出土遺物から推測されている。その中にあって、杉山古墳は、大安寺の築造にあたっての資材調達の場として利用されて一部を失うものの、『資財帳』においても「池并岳」として、寺域を構成する一つの要素として位置づけられた。また、奈良時代末には、「岳」の南斜面（杉山古墳前方部の南斜面）に瓦窯が築かれ、大安寺の修理・再建に利用されたと考えられている。このように、杉山古墳は古代における大安寺の創建から修理・再建を支えながら共存し続け、現在に残る墳丘や窯跡などからは、当地域の歴史の重層性を感じることができる。

ウ　往時の大安寺の隆盛を物語る遺物が地下に眠る

これまでの調査では、瓦の様式の変遷を知る上で貴重な大安寺式の軒瓦をはじめ、国際色豊かな大寺の様子をうかがえる唐三彩など、壮大な堂宇や塔からなる往時の大安寺の隆盛を物語る遺物が数多く出土している。また、伽藍枢要部の遺構の多くは、市街地の地下に位置するなど、広大な旧境内の多くが未調査のまま残されており、今後の発掘調査によって、さらなる価値の解明の可能性がある数多くの貴重な遺物が地下に埋蔵されている。

３－２　史跡大安寺旧境内の副次的価値

ア　遺跡とともに生きる人々が育んできた重層的な歴史・文化空間が伝わる

中世、大安寺周辺（史跡大安寺旧境内の北部地域）に発達した「郷」の系譜をひく集落を舞台に、現代に至るまで人々の暮らしが繰り広げられてきた。集落周辺には農地が形成され、人々の暮らしを支えると同時に、地下の遺構・遺物は良好に守り伝えられることとなった。また、八幡神社等の神社は、信仰の場として、境内社殿や社叢、祭礼・行事等が受け継がれ、史跡指定地内を通る古道には道標や石灯籠、また、集落各所に地蔵・祠がみられるなど、数多くの歴史的・文化的な資源が育まれてきた。これらは、平城京において隆盛を極めた大安寺が、その後衰退し、廃絶した後の各時代における人々の暮らしと旧境内との関わりを伝えるとともに、人々が地域の歴史や文化を学ぶ場となり得るという副次的価値を形成している。

イ　かつての大安寺の隆盛を感じられる行事が執り行われている

現在の大安寺では、光仁会や崇道天皇忌、本願天皇御忌（推古帝）、正御影供（弘法大師）、聖徳太子忌など、天皇や歴史上著名な人物に関係するさまざまな法会が執り行われている。なかでも光仁会は、桓武天皇が光仁天皇の一周忌の斎会を大安寺で営んだという『続日本紀』の故事によるもので、「癌封じささ酒祭り」として多くの人々が訪れる。

現在の大安寺は、明治期に再興されたものではあるが、かつての大安寺の隆盛を感じることができる数多くの行事は、史跡大安寺旧境内の副次的価値を形成している。

ウ　史跡指定地の自然資源が史跡地内外からの良好な景観をつくり出している

八幡神社の社叢や「岳」（杉山古墳の墳丘）の樹林などのまとまりのある自然資源が、史跡地内外からの景観のランドマークとなり、緑豊かな景観をつくりだしている。また、史跡指定地南部の塔院地区の広がりのある空間や、奈良盆地北部の数少ない高台となる「岳」（杉山古墳の墳丘）の上は、雄大な眺望を享受できる視点場となり、東側の若草山等の大和青垣の山並みや、西側の矢田丘陵や西の京丘陵を背景とした薬師寺東塔などを望むことで、平城京の空間的な広がりや都市構造を感じ取ることができる。このように、史跡指定地に残る自然資源は、良好な景観資源並びに視点場となって副次的価値を形成している。

エ　奈良市南部地域の観光の核となる

南都七大寺の一つとして隆盛を極めた大安寺には、衰退後も多くの人々が参詣・巡礼などで来訪してきた。その様子は日記や巡礼記、絵図などに記され、各時代の大安寺の姿を知ることができる貴重な史料にもなっている。現在も、多くの人々が参拝・観光に訪れており、今後、京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジやＪＲ関西本線の新駅の設置など周辺地域におけるまちづくりの取組が活発化していくと、さらなる観光客の増加が見込まれる。このような中で、史跡大安寺旧境内は、奈良市南部地域における観光の核としての役割を担うことが期待され、観光資源としての副次的価値を形成している。

３－３　構成要素

（１）構成要素の区分

史跡の構成要素は次のように区分し、該当する構成要素を分類・整理する。

①　史跡の本質的価値を構成する要素

３－１に示す「史跡大安寺旧境内の本質的価値」を構成する要素であり、『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』にみえる伽藍などの史跡の指定要件にも関わる要素である。

②　史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素

②－１　史跡の副次的価値を構成する要素

３－２に示す「史跡大安寺旧境内の副次的価値」を構成する要素であり、本質的価値を構成する要素そのものではないが、歴史的な経緯などにおいて本質的価値と密接に関係する要素で、史跡指定地においても保存すべき歴史的な要素である。

②－２　史跡の保存・活用に関わる要素

本質的価値を構成する要素及び副次的価値を構成する要素の保存・活用において必要な要素であり、保存施設・便益施設・維持管理施設などがある。

今後、保存・活用のための施設や管理・運営のための施設を整備する場合は、それらも含まれる。

②－３　その他の要素

史跡大安寺旧境内の本質的価値の顕在化や景観的調和において、そのあり方を検討し、調整する必要がある要素（①・②－１・②－２以外）である。

（２）構成要素の特定

史跡大安寺旧境内の構成要素は表 3-1 のとおりである。

表 3- 1　史跡大安寺旧境内の構成要素

①史跡の本質的価値を構成する要素	②史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素		
	②－１ 史跡の副次的価値を構成する要素	②－２ 史跡の保存・活用に関わる要素	②－３ その他の要素
・大安寺旧境内にかかわる遺構・遺物 堂并僧房等院（金堂、講堂、中門、南大門、鐘楼、中房、太房、小子房、回廊） 塔院（西塔、東塔） 禅院、食堂、太衆院 賤院、苑院、倉垣院、花園院 池并岳（杉山古墳の墳丘及び周濠） 付属堂舎、築地など ・六条大路の遺構 ・七条条間路の遺構 ・条間路・坊間路の遺構 ・杉山瓦窯跡	・大安寺 ・八幡神社（中門：市指定文化財） ・推古天皇社 ・御霊神社 ・各寺社の祭礼・行事 ・各寺社の社叢 ・大安寺村役場跡の碑 ・南都大乗院門跡大安寺墓所 ・地蔵・祠 ・古道と道標 ・石灯籠 ・農地・畦畔 ・木造地蔵菩薩立像（市指定文化財）	・遺構表示 ・史跡標柱 ・史跡案内板等 ・ベンチ ・トイレ ・防護柵 ・瓦窯跡解説施設 ・大安寺駐車場 ・消防・防災設備 ・復元水田・畦畔	・建築物（住宅・事業所・小学校・集会所等） ・工作物（電柱電線類・上下水施設・ガス管・標識・カーブミラー・看板等） ・ため池 ・水路 ・道路 ・駐車場 ・児童公園

第４章　史跡指定地の現状・課題

４－１　保存

史跡大安寺旧境内の指定地内には、中世以降の郷の形成や戦後の市街地の拡大等により、既に宅地化した民有地に数多くの人家等が建ち並んでいるため、公有化が進んでいない区域がみられる。また、これらの区域では、年数を経た建築物等も数多く見られるようになってきており、今後建築物等の更新が増加することが予想されるなかで、建築物等の更新による地域住民の生活の継続と遺構の保存の両立が、益々大きな課題になってくると考えられる。

また、数多くの人家等が建ち並んでいることから、主要伽藍の区域においても十分な発掘調査が実施できていないという課題もある。さらに、大安寺旧境内の境内域や構成する各院の配置なども明確になっておらず、今後、さらなる調査研究を推進していくことが求められる。

一方、史跡指定地の周辺地域では、今後、京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジとＪＲ関西本線の新駅が設置され、それらを活かした新たなまちづくりの取組が展開していくなかで、史跡指定地内への住宅等の建設圧力の高まりへの適切な対応や史跡周辺の環境・景観の変化との調整も保存にあたっての重要な課題といえる。

以下、保存の対象となる「本質的価値を構成する要素」と「副次的価値を構成する要素」について、保存の現状と課題を整理する。

ア　史跡の本質的価値を構成する要素

推定される境内区域の区分（図 4-1）ごとに、史跡の本質的価値を構成する要素の現状と課題を整理する。

(ア) 堂并（ならびに）僧房等院

【現状】

・『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』ではＡ地区にあたり、原則として現状変更を認めない地区とされている。

・これまで 47 次におよぶ発掘調査を実施しているが、人家等が数多く建ち並ぶことなどから、部分的な調査しか行えていない。

・調査後は保護層を確保したうえで調査区を埋戻し、地下遺構を保存している。北東中房・北西中房や経楼の一部並びに南大門については、基壇復元や遺構の平面表示を行っている。

・史跡指定地内外に跨る形で市立大安寺小学校があり、史跡指定地内には同校のグラウンドやプール、倉庫、放課後児童クラブ（バンビーホーム）の建物などがある。グラウンド部分での発掘調査では、中軸伽藍を成す講堂の遺構などが検出されている。

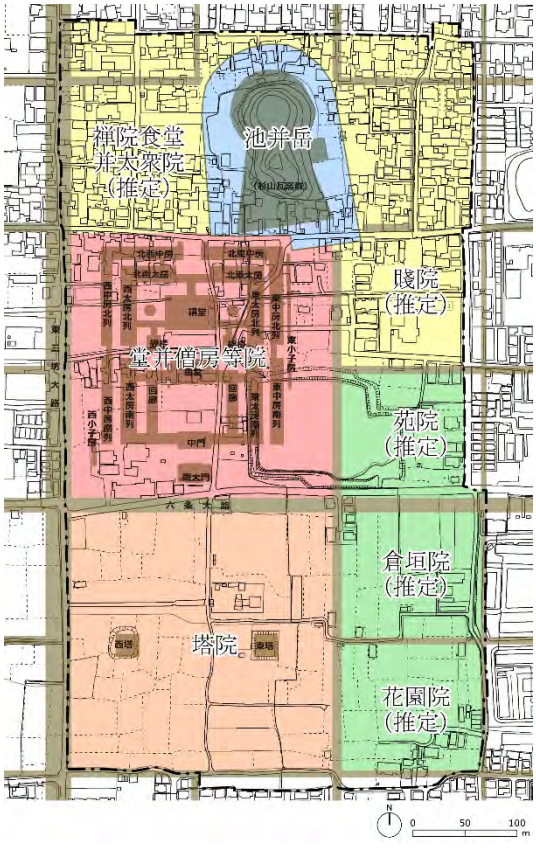

図 4- 1　推定される境内区域の区分

・南大門、中門などの遺構は現大安寺の境内に位置する。また東太房や回廊の遺構は御霊神社や推古天皇社の境内等に位置する。
・東中房南列、東太房南列の遺構は、芝池やその堰堤に存在することが推定されているが、これまで発掘調査を実施できていない。
・金堂、北西太房、北東中房、北西中房、北東中房などの遺構が存在することが推定される区域には、人家が建ち並んでおり、特に金堂については、これまで発掘調査を実施できていない。

【課題】

・現に人家が建ち並ぶ区域が多く、未調査区域が多く残るが、伽藍の中心的な区域であることから、優先的に遺構の確認を進め、保存の措置を講じていくことが求められる。特に、これまで発掘調査を実施できていない金堂をはじめとした中軸伽藍については、最優先で発掘調査や公有化、保存・活用のための整備等を実施することが求められる。
・中軸伽藍を成す講堂の遺構が検出されている市立大安寺小学校のグラウンドについては、今後の史跡の活用に向けて、将来的には小学校グラウンドの移設が求められる。関係部局との調整や地域住民等[6)]の意見聴取を行いながら、時期や移設先等について検討を進める必要がある。
・建築物等の更新にあたっては、建築基準法に規定される構造耐力を満たすための杭基礎の施工等が必要となり、地下遺構に悪影響をおよぼすおそれがあることから、建築物等の更新と遺構の保存の両立が課題である。
・現在の大安寺境内の区域については、現大安寺との調整のもとに、境内における史跡整備を推進することが求められる。

(イ) 塔院

【現状】

・『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』ではＡ地区にあたり、原則として現状変更を認めない地区とされている。
・これまで、西塔は６次、東塔は３次の発掘調査を実施し、両塔の基壇の遺構等を確認している。また平成 30 年度の奈良市第 146 次調査により、塔院北門の遺構を確認するとともに、第 143 次調査では築地の雨落溝を検出し、塔院を囲む築地があったことが判明している。
・塔院地区は約 82%の公有地化が完了している。
・平成 19 年（2007）３月に『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』を策定し、東西両塔跡並びにその周辺区域の保存・活用のための整備を実施してきた。

【課題】

・本計画の内容を踏まえて、『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』を見直すなかで、塔院地区の広がりのある空間の活用方策との調整を図りながら、保存・活用のための整備を実施していくことが求められる。
・塔院の北を通る六条大路の整備にあたっては、現在その場所にある市道が六条大路の線形と合っていないことから、この整合を図る必要がある。
・西・南・東辺で、塔院を囲む築地を確認し、その範囲を明確化する必要がある。

(ウ) 禅院食堂并太衆院、賤院

【現状】

---

6) 本計画書では、「地域住民等」は、史跡大安寺旧境内の区域内の住民（土地の権利者を含む）、現大安寺及び自治会や史跡大安寺旧境内対策協議会、大安寺地区評議委員会などの自治組織・団体に加え、八幡神社やその氏子、市立大安寺小学校に通う小学生など、史跡大安寺旧境内に日常的に関わりをもつ周辺地域の住民を含む用語として用いる。

・『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』では、食堂推定区域はＡ地区にあたり、原則として現状変更を認めない地区とされ、その他の区域はＣ地区にあたり、史跡の保存上支障のない場合には現状変更を認める（ただし、必要に応じて事前の発掘調査を行う）地区とされている。
・当区域は、人家等が密集しているため、十分な発掘調査が実施できていない。これまで実施してきた発掘調査では、大安寺旧境内にかかわる遺構は確認されていないが、禅院、食堂、太衆院、賤院にかかわる遺構が存在することが推定されている。

【課題】

・当該区域をすべて公有化して整備することは現実的ではなく、地下遺構を保存した上で、建築物等の更新を行うことにより、遺構の保存と地域住民等の生活との調和を図ることが求められる。

(エ) 苑院、倉垣院、花園院

【現状】

・『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』では、Ｂ地区にあたり、史跡の保存上支障がない地域については、現状変更を認める（ただし、原則として事前に発掘調査を行う）地区とされている。
・これまで実施してきた発掘調査では、苑院、倉垣院、花園院にかかわる遺構は確認されていないが、各院を構成する堂舎やそれらを取り囲む築地などの遺構が存在することが推定されている。
・非接道農地が多く、これらの区域では農地として耕作が続けられる中で地下遺構の保存が図られているが、道路に接道する当該区域の縁辺部では、農家住宅等の建築物が建築されてきている。

【課題】

・『資財帳』では、倉垣院には倉 15（板倉２、甲倉 13）とみえるが、苑院や花園院は構成堂舎が明らかではない。特に花園院は堂舎自体が存在しない可能性もある。しかし、これらの各院も大安寺旧境内を構成する重要な院であることから、保存と公有化を推進していくことが求められる。

(オ) 池并岳（杉山古墳の墳丘及び周濠、杉山瓦窯跡）

【現状】

・『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』では、Ｃ地区にあたるが、保存管理基準ではＡ地区に準ずるとされ、原則として現状変更を認めない地区とされている。
・６次にわたる発掘調査を実施し、平成５年度から平成７年度に保存・活用のための整備を実施した。
・平成５年度の杉山古墳の発掘調査の際に前方部の南斜面で６基の瓦窯が検出されている。瓦窯跡については、今後の整備に備えて保護壁を設置して保存を図っている。なお、２号窯は模型展示施設を整備している。
・「池」にあたる周濠には、現に人家等が建ち並んでいる。
・墳丘上の樹木が高木化し、草も繁茂している。

【課題】

・史跡指定地北部の「岳」（杉山古墳の墳丘）は、夏場には草が生い茂り、見学が困難な状況になっているため、管理団体である奈良市を中心に、地域住民等との連携・協力のもとに、草刈りや清掃等の日常の維持管理等を継続的に実施していくことが求められる。
・瓦窯跡は、確実な保存並びに積極的に活用していくための措置を講じていくことが求められる。
・「池」にあたる周濠の区域においては、地域住民等の生活との調和の視点から、建築物等の更新と遺構保存の両立を図る必要がある。
・活用していくためには草木類の生い茂った現状を解消し、常に見学できる状態を保つ必要がある。

(カ) 条坊（大路・条間路・坊間路）

【現状】

・史跡大安寺境内を通る条坊については、六条大路及び七条条間路を中心に近年調査を実施している。しかし、この他の条間路・坊間路の把握のための調査は実施しておらず、依然として大安寺旧境内の寺域や各院の所在は把握できていない。

・六条大路は、平成 29 年度の奈良市第 143 次調査により南側溝の遺構及び北側溝と思われる遺構を確認し、平成 30 年度の奈良市第 146 次調査では塔院北門や南側溝などの遺構、令和元年度の奈良市第 149 次調査では南側溝及び北側溝の遺構を確認し、寺院地に六条大路が東西に通っていたことはほぼ確実と考えられる。

・七条条間路は、平成 28 年度の奈良市第 142 次調査により南側溝及び北側溝を確認した。これを受けて、平成 29 年度に七条条間路跡の整備に向けた検討を行ったが、整備には至っていない。

【課題】

・六条大路は、位置確認のためのさらなる調査を実施しながら、公有化を推進し、保存・活用のための整備を優先的に実施することが求められる。

・七条条間路は、調査成果を踏まえて保存・活用のための整備を実施することが求められる。

・六条大路及び七条条間路の実態については明らかになってきたが、その他の条坊遺構は、位置や幅員等を含めて十分に把握できていない。史跡大安寺旧境内の区域を明確にするためにも、旧境内の寺域や各院を囲む条坊遺構の把握のための調査が求められる。

イ　史跡の副次的価値を構成する要素

(ア) 副次的価値を構成する各要素

【現状】

・現大安寺の境内は大安寺によって保たれ、各種法会・行事等により往時が偲ばれる。

・神社や地蔵・祠、祭礼・行事などの史跡地内の歴史文化資源は、地域住民等を中心に保存・継承が図られている。

【課題】

・人口減少や高齢化が進むなかで、神社や地蔵・祠などの日常的な維持・管理や祭礼・行事などの伝統的活動の継承など、史跡地内の歴史文化資源を保護・継承するための担い手の確保・育成が求められる。

・今後、活用を推進するなかで、美術工芸品や石造物などの防犯対策や、地域住民等のみならず観光客等も含めた防災対策の強化を図る必要がある。

・史跡北部の市街地内の道路は幅員が狭く、歴史的な佇まいを残す一方で、交通上・防災上の危険性が高いことも課題となっている。

(イ) 副次的価値としての史跡地及び周辺地域の景観

【現状】

・塔院地区では、草地・広場等の非建蔽地が創り出す空間の広がりによって、東西方向に眺望が開ける。東には若草山などの大和青垣の山並み、西には西の京丘陵を背景に薬師寺東塔も垣間見ることができ、かつての平城京の構造や京域の広がりを感じることができる。しかし、史跡指定地の周辺地域や眺望空間には集合住宅などの中高層建築、ゴルフ練習場、電柱や鉄塔などが位置し、それらが眺望景観に映り込むため、景観的には必ずしも良好な状態とは言えない。

・東西に帯状に連なる八幡神社の社叢をはじめ、御霊神社の社叢、現大安寺の寺叢、杉山古墳の樹林などは、緑の塊として地域の景観のランドマークとなる。
・杉山古墳の墳丘上で樹林等に遮蔽されていない地点からは、周囲の市街地や山並みを見渡すことができ、史跡大安寺旧境内を望む良好な視点場となり得ると同時に、かつての平城京の構造や京域の広がりを感じられる視点場となり得る。
・東から西へと緩やかに下る地形を呈する史跡指定地内には、農業用水路が縦横に巡る。それらはコンクリート護岸であるが、集落内の水景として景観に潤いを与えている。史跡指定地北東部は、農地と宅地が混在し、芝池は、周囲から水面を望むことはできないが、土手の高まりからため池の存在を知ることができると同時に、緑の帯を形成し、緑豊かな自然景観をつくり出している。
・史跡指定地北部の古くからの集落の区域には、大和棟の民家や町家、蔵・塀など、近世・近代の伝統的な建造物が数多く残る。集落内の狭隘な道路は、円滑な交通上の妨げとなる一方で、それらの伝統的な建造物や敷地内の庭木等と一体となって、歴史的な風情を醸し出している。

【課題】

・史跡指定地北部には、人家等の建物が密集し、市街地が形成されているが、今後、同区域における建築物等の更新が進められる中で、建築物の形態・意匠等についても史跡の価値を損なわないものに誘導していくことが求められる。
・南側には住宅団地が史跡指定地の際まで迫り、コンクリート擁壁と住宅の連なりが見える。今後、活用を進めていくなかでは、史跡からの景観や周辺地域の住民のプライバシーの確保に配慮した修景措置などを講じていくことが求められる。
・史跡周辺地域の大半は、既に市街地が形成されており、現在は、南西の市街化調整区域に広がりのある農地が残されているのみである。しかし、当該区域も今後、八条・大安寺周辺地区のまちづくりの進展により開発が進むことが想定され、史跡の背景となる景観や史跡からの眺望景観が大きく変容することが想定される。周辺市街地に高い建物が建てられたり、良好な眺望景観を阻害する塔屋や屋上看板などが設置されたりすることにより、眺望景観が阻害されるおそれがある。関係部局との連携・調整を図りながら、史跡内からの周辺地域への景観についても保全を図ることが求められる。

塔院地区から若草山への眺望

ランドマークとなる八幡神社社叢

ランドマークとなる御霊神社社叢

杉山古墳から西側への眺望

大和棟の民家等による町並み

南部に隣接する住宅景観

４－２　活用

【現状】

・史跡大安寺旧境内では、これまでは積極的な活用を行ってきたとはいえず、地域住民等の憩いの場､学びの場としての活用を中心としてきたが､近年は観光客の来訪も多くなってきている。

・史跡大安寺旧境内の北部地域は、中世以降に郷が形成された後、戦後、市街地が拡大していく中で数多くの建築物等が建てられ、市街地が形成されてきたため、古くから暮らしの場として利用されてきている。特に、八幡神社や御霊神社、推古天皇社、金毘羅社などの各神社、庚申堂や地蔵堂、祠などは地域住民等の信仰の場となっている。毎年 10 月の体育の日には八幡神社の秋祭りが行われ、神輿が町内を練り歩く。また、毎年 7 月 23 日には、地蔵堂・祠をもつ町内において地蔵盆が執り行われている。

・現大安寺では、かつての大安寺を偲ばせる行事も行われ、数多くの法会・行事が執り行われている。特に光仁天皇一周忌の斎会を大安寺で行ったという『続日本紀』の記事に因む光仁会は、癌封じのささ酒祭りとして盛大に行われ、市内外から多くの人々が訪れる。

・市立大安寺小学校では、史跡大安寺旧境内を地域学習の場として活用する取組を行っており、杉山古墳や瓦窯模型展示施設の見学などを実施している。また、近年は、地域住民により組織されている大安寺地区評議委員会の協力のもとに、塔院地区の水田を利用した田植え・稲刈り体験も実施している。

・発掘調査を行う過程では、市民等による発掘調査体験や発掘調査成果の現地説明会を行うとともに、出土遺物については、奈良市埋蔵文化財調査センターなどで保管・展示している。平成 19 年（2007）11 月 5 日～12 月 26 日には「第 25 回平城京展　並びたつ大塔－大安寺塔跡の発掘調査－」、平成 26 年（2014）10 月 22～12 月 26 日には「平成 26 年度秋季特別展　甦る大寺－大安寺発掘調査成果展－」を開催した。

・近年は、史跡大安寺旧境内とその周辺地域の歴史文化資源を巡る探訪ツアーなども実施している。平成 28 年（2016）に開催された「東アジア文化都市 2016 奈良市」では、史跡大安寺旧境内はアートプロジェクト「古都祝奈良」の展示会場となり、多くの人々が訪れた。

【課題】

・史跡大安寺旧境内の遺構は地下に埋もれており、また、伽藍枢要部も既に市街化していることから、その価値や魅力が伝わり難いものとなっている。計画的な公有化を図りながら遺構の表示等を進めると同時に、案内・解説板の設置やＡＲ（拡張現実)・ＶＲ（仮想現実）などの科学技術の活用、ホームページやパンフレットの作成など、さまざまな手法を用いて価値や魅力を発信していくことが求められる。

・社会背景が変化する中で、史跡をまちづくりや観光等により一層活用していくことが求められている。特に今後、京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジやＪＲ関西本線の新駅の建設が計画される中で、史跡の整備などを通じて、史跡大安寺旧境内が奈良市南部地域の観光や周辺地域のまちづくりの核としての役割を担っていくことが期待されている。

・前述のように史跡大安寺旧境内は、これまで積極的な活用を目指してこなかったため、ガイダンス施設やトイレ、駐車場といった便益施設など、活用のための基盤が十分に整っていない。周辺地域のまちづくりと連携しながら、地域住民等や観光客をはじめとした多くの人々が、学習や観光、憩い、交流などに利用できる場としての環境を整え、地域活力の向上を見据えた史

跡の活用を展開することが求められる。

・活用にあたっては、史跡大安寺旧境内だけではなく、周辺地域に所在する墓山古墳や野神古墳などの歴史文化資源、奈良市埋蔵文化財調査センターや奈良県立図書情報館などの文化施設、佐保川の桜並木をはじめとした多様な地域資源との連携が求められる。周辺地域のまちづくりの状況や奈良市が設定している「歴史の道」、観光ガイド等の意見聴取などの必要な調査を踏まえながら、史跡大安寺旧境内を拠点とした観光ルートを検討し、発信していくことが求められる。

光仁会（癌封じささ酒祭り）

市立大安寺小学校の小学生による
瓦窯模型展示施設の見学

市立大安寺小学校の小学生による
田植え体験

発掘調査体験

遺跡探訪ツアー

アートプロジェクト「古都祝奈良」
（足場の塔）

４－３　整備

【現状】

・これまでの史跡整備としては、平成５年度から平成７年度は杉山古墳地区、平成９年度から平成 11 年度は僧房地区、平成 10 年度から平成 11 年度は経楼地区、平成 13 年度から平成 15 年度は南大門地区の整備（以上、史跡大安寺旧境内第Ⅰ期整備事業）を実施し、平成 19 年度から平成 30 年度には塔院地区において、塔院地区第Ⅰ期整備（史跡大安寺旧境内第Ⅱ期整備事業）を実施してきた。

・杉山古墳地区の整備では、奈良時代に「池并岳」であったとする記録にしたがい、墳丘には手をいれず、周濠を平面で、くびれ部に葺石を復元している。杉山古墳の解説板や杉山瓦窯跡群の模型展示施設も整備している。

・僧房地区の整備では、基壇の復元整備を行い、上面に柱の位置を表示している。整備にあたっては、僧房地区の解説板を設置するとともに、石清水八幡宮への分岐を示す道標も保存して基壇上に設置している。また、平成 13 年（2001）には、大安寺村の奈良市合併 50 周年記念として、同区域にかつて位置した大安寺村役場跡の石碑を整備している。

・経楼地区の整備では、基壇の平面表示を行っており、史跡大安寺旧境内の解説板と石標も整備している。

・南大門地区の整備では、基壇の復元整備を行い、上面に柱の位置を表示している。発掘調査の成果を解説する解説板も設置している。

・塔院地区では、平成 19 年（2007）３月に『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画』を策定して、整備を推進してきた。塔院地区Ⅰ期の整備では、西塔跡は、現存する心礎の露出展示を行い、基壇部は発掘調査前の土壇を活かした表示整備とし、東塔跡は、遺構を損傷しないよう必要な厚さの保護盛土を行った上で壇正積基壇を復元整備した。なお、解説板は可動式の木製の土台にパネルを貼り付けた仮設的なもので、発掘調査の様子などを紹介している。東西両塔の南側の区域については、昔ながらの日本の原風景を彷彿させる景観の形成を目指して、近世の水田耕作時の畦畔を表示し、草花の栽培等をしていくこととしている。

・現大安寺では、平成 21 年（2009）６月に『大安寺　境内整備計画書』を作成し、現境内地に位置する中門、回廊、太房といった遺構の整備についての検討をまとめている。

【課題】

○これまで整備してきた保存・活用のための施設に関する課題

・僧房地区の基壇の一部破損や杉山瓦窯跡解説施設の鉄柵の錆、杉山古墳解説板の盤面の割れなど、整備からの時間の経過に伴い老朽化やき損も見られるようになってきている。

・史跡地内の各遺構を解説する解説板のデザイン的な統一が図られていない。

○今後の保存・活用のための整備に関する課題

・史跡大安寺旧境内全体の整備の方向性を検討して整備計画を作成し、将来像を見据えた計画的な整備を推進することが求められる。

・史跡の価値を確実に保存するための整備に加え、周辺地域のまちづくりの核として活用できる整備を推進する必要がある。特に、ガイダンス施設や案内板・解説板、トイレや駐車場などの便益施設など、観光交流や学習の場としての活用促進を図るための整備の充実が求められる。

・史跡大安寺旧境内全体の伽藍配置を示す案内板を設置していないため、保存・活用に向けて整

備していくことが求められる。

・史跡の価値を保存し、その魅力を分かりやすく伝えていくためには、堂并僧房等院の区域における金堂や講堂などの中軸伽藍を中心とした整備が不可欠であることから、公有化を推進し、保存・活用のための整備を優先的に実施していくことが求められる。

・六条大路については、調査成果を踏まえて、公有化を推進し、遺構表示等による整備を推進することが求められる。その際、六条大路を踏襲する東西道と考えられる現在の市道が、発掘調査で検出した六条大路の位置から北に寄っており、主要伽藍地区を斜行している状況も鑑み、この市道や周辺地域のまちづくりとの調整および活用方策や周辺景観の検討を踏まえて、史跡の価値を高めるような整備が求められる。

・七条条間路についても、調査成果を踏まえた整備を実施することが求められる。その際、南側・西側に隣接する住宅地との関係などについての検討が求められる。

・塔院地区については、本計画の内容を踏まえて『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』を見直し、計画的に整備を推進することが求められる。

・現大安寺の境内については、史跡整備との調整のもとに『大安寺　境内整備計画書』を改訂し、遺構の保存・活用と、現大安寺の活動が相互に調和のとれたものとなる整備が求められる。

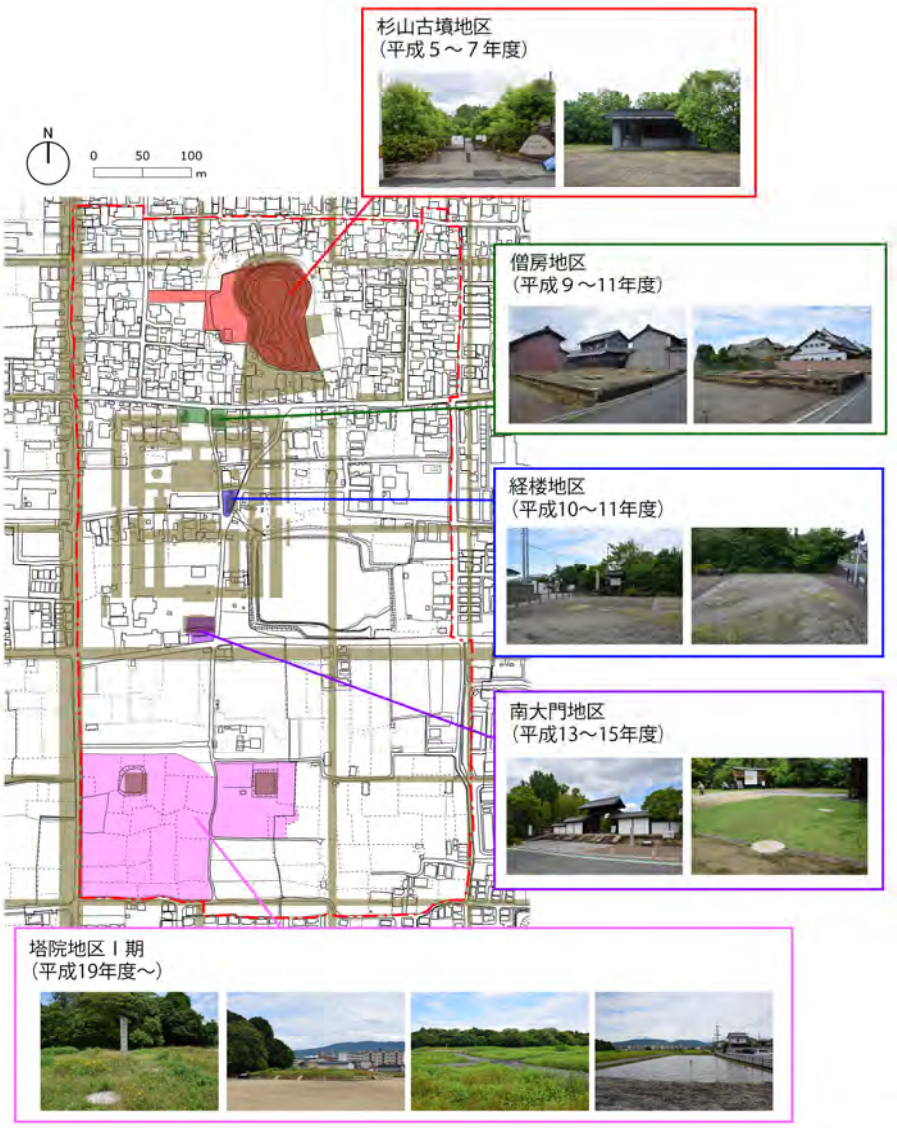

図 4- 2　これまでの史跡整備

４－４　管理・運営

【現状】

・史跡大安寺旧境内の管理団体は奈良市であり、管理を奈良市教育委員会文化財課が所管している。そのなかで、市立大安寺小学校の田植え・稲刈り体験のための旧境内における水田耕作については「大安寺地区評議委員会」に、旧境内での花の栽培については「奈良市史跡大安寺旧境内対策協議会」に委託している。

・指定地内に位置する県道・市道や幼稚園、小学校は、奈良県・奈良市の担当各課が管理している。また、芝池や集会所等は水利組合や自治会をはじめとした地域の関係者が、八幡神社や現大安寺は各々の寺社が管理し、その他の宅地や農地などの民有地は各所有者が管理している。

・公有地が年々拡大されていくものの、整備が進められておらず、公有化した土地の除草が不十分な状態である。

【課題】

・数多くの民有地が所在する史跡大安寺旧境内は、管理・運営の主体も多岐にわたり、それらの相互の連携を図りながら、史跡の保存・活用を効果的に推進するための管理・運営体制づくりが求められる。特に、現大安寺との連携・協力体制や地域住民・関係団体等との協働体制づくりが重要となる。

・史跡大安寺旧境内の価値や魅力を理解し、大切に思う人の輪を広げるとともに、まちづくりへと活かしていくためのリーダーとなる人材の育成が求められる。また、保存・活用の取組を持続的に展開していけるよう、史跡の保存・活用の次世代の担い手を育成していくことが求められる。

・史跡周辺地域のまちづくりとの連携を図り、史跡をまちづくりに効果的に活かしていくために、関係部局との連携が求められる。

・さらなる調査の推進や、適切な保存措置に基づく積極的な活用の推進に向けて、国や県等の関係機関や専門家等との密な連携体制を構築することが求められる。

・特に副次的価値については、今後、地域内だけでは保護・継承が困難になっていくことが予想されることから、地域外の人々との連携のあり方を検討し、地域の活性化方策と併せて検討していくことが求められる。

第５章　大綱・基本方針

５－１　大綱（基本理念）

史跡大安寺旧境内は、平城京第一の官寺の遺構・遺物が良好に残り、わが国古代史上の重要な価値を有する国民共有の財産であることから、現在に受け継がれている本質的価値を保存・継承していくことを大前提とする。

１．大安寺は、舒明天皇の発願による百済大寺の建立以後、勅願寺と大塔の歴史を受け継ぎ、ともに藤原京から移された薬師寺と並ぶ二大官寺の一つである。平城京において留学僧・渡来僧が多く止住する国際色の豊かさと、仏教の教学研究が盛んな学問寺院として隆盛を誇ったが、中世以降は南都のいくつかの寺院とともに「その衰滅するところ、紹隆するの力なし」と表現されるほど寺勢が衰えてしまう[7)]。伽藍地は宅地や生産地化していき、やがてそこには郷が形成され、居住、生産、信仰などの暮らしの場として利用されながら現在に至っている。この住民生活と共生・共存してきたという独自の歴史性こそが大安寺旧境内の独特の価値を形成している。この視点から、史跡の保存と地域住民等の暮らしとの調和を図り、「暮らしとともに生き続ける遺跡」として保存・活用を図る。

２．史跡大安寺旧境内に関する発掘調査と研究を継続して行うことにより、史跡大安寺旧境内の価値をより一層明らかにすることに努め、価値の保存や活用にあたっての基礎資料とする。

３．八条・大安寺周辺地区のまちづくりと連携し、交流や学びなどの地域資源としての活用がこれまで以上に求められるなかで、史跡大安寺旧境内の価値を分かりやすく伝えることができる整備を推進する。

４．史跡の保存・活用は将来にわたって継続的に取り組む必要があることから、史跡の保存・活用の担い手を確保・育成するとともに、地域住民等をはじめとした関係主体との連携・協力体制を構築し、持続的な保存・活用の取組を進める。

５．以上を踏まえ、「本質的価値の未来への確実な保存」、「魅力の向上と交流・学びの拠点としての活用」、「価値の保存を前提とした効果的な活用のための整備」、「主体間の連携強化と官民協働による持続的な管理・運営」により、持続的な保存・活用へとつなげていくことを目指す。

上記の点を踏まえ、史跡大安寺旧境内の保存・活用の大綱（基本理念）を「暮らしとともに生き続け、交流と学びを通じて豊かなひとと地域を育む　大安寺旧境内」と定める。

図 5- 1　大綱（基本理念）

[7)] 嘉禄３年（1227）の官宣旨に引く法隆寺別当範円の解状

５－２　基本方針

（１）保存

～　史跡大安寺旧境内の本質的価値を未来へと確実に保存する　～

史跡大安寺旧境内は、大安寺式伽藍の特徴である二基の塔を囲む塔院全域が良好に残るなど、わが国古代史上の重要な価値を有する歴史文化資源である。この平城京第一の官寺の遺構や遺物を未来へと確実に保存・継承する。

（２）活用

～　史跡大安寺旧境内の魅力を高め、交流・学びの拠点として活用する　～

往時の大安寺は異国の僧や気鋭の学僧が止住し、発掘調査で出土した遺物からも国際色豊かな寺院であったことが知られる。今後も継続的な調査を行い、このような史跡大安寺旧境内の顕在・潜在する価値を引き出して魅力の向上を図るとともに、人と人との交流や学びの拠点として、まちづくりや観光振興などに効果的に活用して地域活力の向上を図る。

（３）整備

～　史跡大安寺旧境内の価値の保存を前提とした効果的な活用のための整備を行う　～

史跡大安寺旧境内には東西両塔の基壇や『資財帳』に「池并岳」と記される杉山古墳をはじめとした他に類をみない貴重な遺構が良好に保存されている。これらの遺構を恒久的に保存するとともに、遺跡の価値を分かりやすく伝え、効果的に活用していくため、両者の調和に十分に注意した手法、仕様等を検討して整備を行う。

（４）管理・運営

～　主体間の連携強化と官民協働による持続的な管理・運営を行う　～

行政、地域住民等、専門家だけでなく、「寧楽考古楽倶楽部」をはじめとした活動団体や観光客などの地域外の人々も含めた関係するさまざまな主体との連携の強化を図り、保存・活用の担い手の育成や官民協働の管理・運営体制づくりを通じて、将来にわたって持続的な管理・運営を行う。

（５）共生・共存

～　史跡と地域住民等の共生・共存を図る　～

大安寺は中世以降、寺勢の衰えとともに寺地が次第に宅地や耕作地などへと変わっていき、そこに住民の生活が展開した。史跡の保存や管理・運営していくにあたっては、現在にまで続くこの歴史性を尊重しながら、史跡大安寺旧境内の保護・継承と住民生活との共生・共存を図ることが必要である。

第６章　保存

６－１　保存の方向性

保存については、基本方針「史跡大安寺旧境内の本質的価値を未来へと確実に保存する」のもとに、以下の７項目を柱として取り組む。

○ 史跡大安寺旧境内の本質的価値を構成する遺構・遺物を適切に保存する

遺跡を完全に保存していくことを大前提とするとともに、史跡について周知し、確実に保存するための保存施設の整備を行う。防災施設や復旧等の整備を実施し、史跡大安寺旧境内の遺構・遺物を適切に保存する。

※「整備」については第８章で詳述する。

○ 史跡にふさわしい環境・景観を保全・形成する

８世紀以降連綿と続く地域の歴史や文化に想いを馳せることができる副次的価値を構成する要素や景観を保全・形成し、歴史的な風情を感じられる環境・景観と一体となって高まる史跡の価値を保存する。

○ 大安寺旧境内の全体像を解明するための調査を継続的に実施する

大安寺旧境内の遺構・遺物等の状況を確認するための調査を継続的に行い、大安寺旧境内の全体像を明らかにすることで、史跡大安寺旧境内の価値を一層高め、その成果に基づき史跡を保存する。

○ 史跡の公有化を計画的に推進する

史跡大安寺旧境内の区域内の土地について、遺構の重要度や対応の緊急度などを踏まえながら計画的な公有化を進め、史跡を確実に保存する。

○ 多様な主体と連携・協働して保存を行う

史跡大安寺旧境内とその周辺の地域住民等と協働、並びに奈良市の関連部局や国・県等の関係機関、専門家などとの連携のもとに保存する。

○ 史跡の保存と住民生活との共生・共存を図る

史跡大安寺旧境内において地下の遺構に影響を及ぼすとみられる現状変更は認めないが、地下の遺構に影響を及ぼさないもので、住民の快適な生活のために必要最小限度の現状変更は認めるなどにより、両者の調和を図る。

○ 周辺のまちづくりや文化財との関係を踏まえた保存を行う

史跡大安寺旧境内の周辺地域におけるまちづくりの取組と連携・調整を図り、市域に所在する多様な文化財と一体的な活用が図れるような保存を行う。

６－２　保存の地区区分

史跡大安寺旧境内を有効に保存していくため、発掘調査によってこれまで判明している遺構の分布状況やその性格、遺構確認の進展状況、土地利用の現況等を加味して、史跡指定地を表 6-1、図 6-1 のように地区区分する。

これまでの『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』では、想定される条坊に基づいて保存の地区区分を設定（図 1-5 参照）した上で、地番に対応させて現状変更等の取扱を行ってきた。このことを踏まえ、本計画における保存の地区区分の設定にあたっては、地番に対応した形で地区区分を再整理した。

また、『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』では、Ａ地区、Ｂ地区、Ｃ地区の３地区の区分を設定したが、食堂の所在が推定されてきたＡ地区北部の人家等が密集する区域では、数度にわたる発掘調査を実施したものの未だ食堂の遺構が確認されていない。また、杉山古墳については、Ｃ地区に位置するが、保存管理基準はＡ地区に準ずるという扱いになっている。これらを踏まえ、本計画では、Ａ地区をＡ１地区、Ａ２地区に区分して、食堂の所在が推定される区域をＡ２地区に設定するとともに、杉山古墳の区域をＡ１地区に設定することとし、Ａ１地区、Ａ２地区、Ｂ地区、Ｃ地区の４地区の地区区分に再整理した。なお、Ａ１地区に設定する杉山古墳の区域は、当面は、現地形から『資財帳』の「池并岳」に相当することが明確である墳丘（造り出し含む）の区域（地区界は筆界による）とするが、今後の発掘調査により、周濠の状況が明らかになり次第、周濠の区域もＡ１地区に含めていくことを検討する。

現在の史跡大安寺旧境内の各地区には、表 6-2 に示すように、「史跡の本質的価値を構成する要素」と「史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素」が分布する。「史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素」との関係を調整しながら、「史跡の本質的価値を構成する要素」を確実に保存し、史跡の本質的価値を未来へと確実に継承していくこととする。

表 6- 1　各地区の概要

地区区分	遺構の概要	現況土地利用	都市計画
Ａ１地区	伽藍枢要部と塔院跡、池并岳（杉山古墳の墳丘及び周濠の一部）、六条大路跡、七条条間路跡、杉山瓦窯跡等の遺構が所在する。	水田、畑地が多くを占めるが、一部寺社境内や学校用地、人家等が立地する。	大半が市街化調整区域であるが、池并岳の区域は、市街化区域（第一種住居地域）である。
Ａ２地区	伽藍枢要部の一画を構成する食堂の遺構の所在が推定される。	現に人家等が密集する。	市街化区域（第一種住居地域）である。
Ｂ地区	苑院跡、倉垣院跡、花園院跡、東限築地跡等の所在が推定される。	その大部分は水田、畑地、池であるが、一部人家等が立地する	市街化調整区域である。
Ｃ地区	賤院太衆院跡、付属堂舎等の所在が推定される。	現に人家等が密集する。	大半が市街化区域（第一種住居地域）であるが、Ａ１地区との境界の一部は市街化調整区域である。

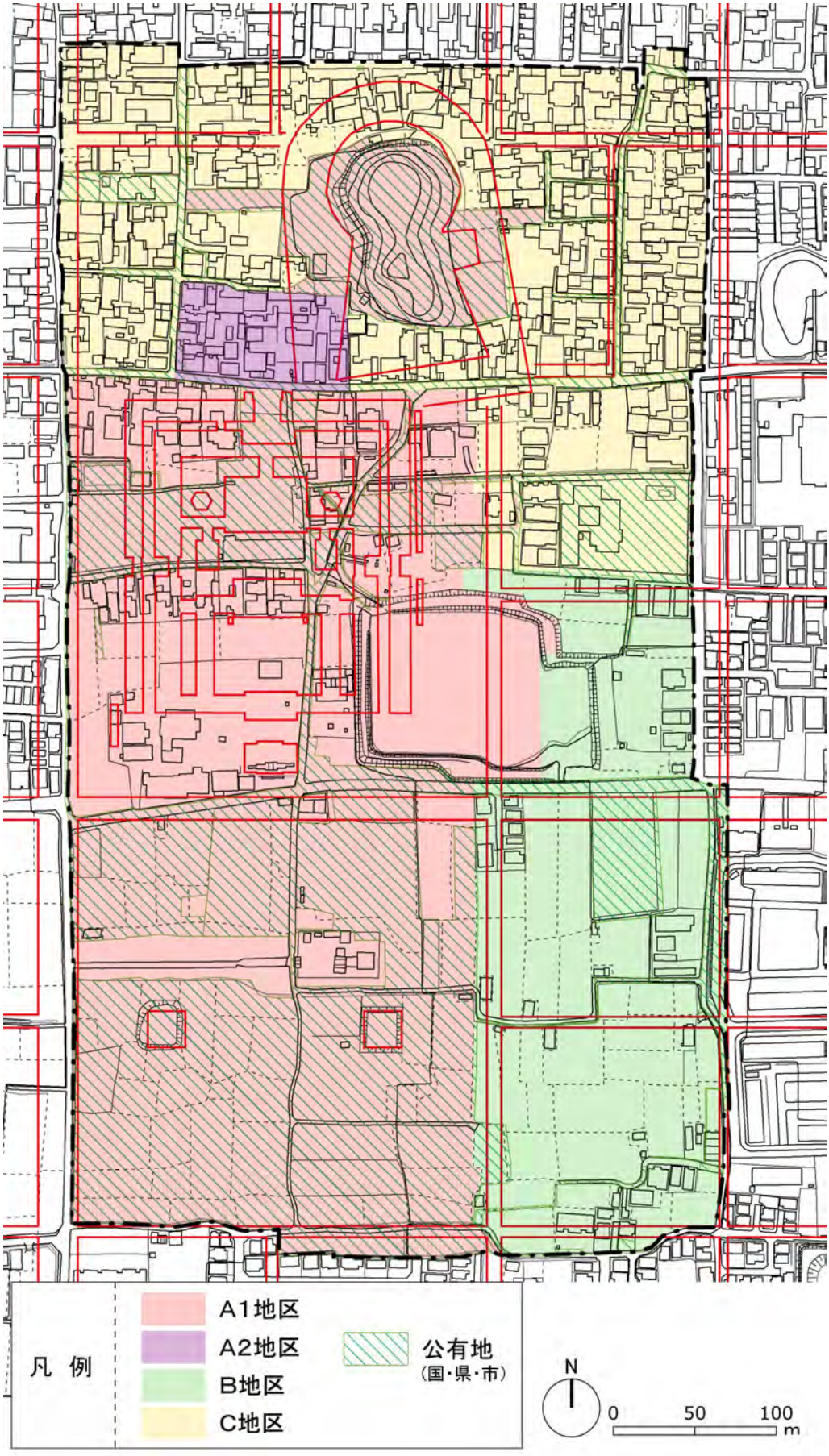

図 6- 1　史跡大安寺旧境内の地区区分

表 6- 2　史跡大安寺旧境内を構成する要素の地区別整理

地区区分	①史跡の本質的価値を構成する要素	②史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素		
		②－１ 史跡の副次的価値を構成する要素	②－２ 史跡の保存・活用に関わる要素	②－３ その他の要素
Ａ１地区	・大安寺旧境内にかかわる遺構・遺物 堂并僧房等院（金堂、講堂、中門、南大門、鐘楼、中房、太房、小子房、回廊） 塔院（西塔、東塔） 池并岳（杉山古墳の墳丘及び周濠の一部） ・六条大路の遺構 ・七条条間路の遺構 ・杉山瓦窯跡	・大安寺 ・八幡神社（中門：市指定文化財）、推古天皇社、御霊神社と祭礼・行事、社叢 ・大安寺村役場跡の碑 ・地蔵・祠 ・古道と道標 ・農地・畦畔	・遺構表示 ・史跡標柱 ・史跡案内板等 ・ベンチ ・トイレ ・防護柵 ・瓦窯跡解説施設 ・大安寺駐車場 ・消防・防災設備 ・復元水田・畦畔	・建築物（住宅・小学校・集会所等） ・工作物（電柱電線類・上下水施設・ガス管・標識・カーブミラー・看板等） ・ため池 ・水路 ・道路
Ａ２地区	・大安寺旧境内にかかわる遺構・遺物 食堂※推定 池（杉山古墳の周濠の一部）※推定	・大安寺村道路元標 ・南都大乗院門跡大安寺墓所 ・地蔵・祠 ・古道	－	・建築物（住宅等） ・工作物（電柱電線類・上下水施設・ガス管・標識・カーブミラー・看板等） ・道路
Ｂ地区	・大安寺旧境内にかかわる遺構・遺物 苑院※推定 倉垣院※推定 花園院※推定 築地など※推定 ・六条大路の遺構 ・七条条間路等の条間路・坊間路の遺構	・農地・畦畔	－	・建築物（住宅、集合住宅、事業所等） ・工作物（電柱電線類・上下水施設・ガス管・標識・カーブミラー・看板等） ・水路 ・道路 ・駐車場
Ｃ地区	・大安寺旧境内にかかわる遺構・遺物 賤院太衆院※推定 池（杉山古墳の周濠の一部）※推定 ・条間路・坊間路の遺構	・石灯籠 ・木造地蔵菩薩立像（市指定文化財） ・地蔵・祠 ・古道	－	・建築物（住宅、店舗、事業所、保育園、市役所連絡所等） ・工作物（電柱電線類・上下水施設・ガス管・標識・カーブミラー・看板等） ・水路 ・道路 ・駐車場 ・児童公園

６－３　保存の方法

（１）手法ごとの保存の方法

ア　維持的措置（見回り・点検、清掃・除草等）

・日常的、定期的な点検等によって地下遺構の保存が適切になされているかを確認する。
・地下に遺構・遺物を包蔵する土地が良好な状態で維持されるよう、自然的要素、人文的要素等の管理を徹底する。特に、遺構の保存に経年的に影響を及ぼす恐れのある遺構上の樹木の生育状況等については、観察・確認に留意する。
・遺跡の公開が可能な箇所においては、清掃・除草等によって史跡にふさわしい状態を維持する。
・日常的な見回り・点検、清掃・除草等については、地域住民等とも協力して実施する。

イ　保存施設の設置等（標識・説明板・境界標・囲さく等の保存のための施設の設置及び管理）

・遺跡の本質的価値を構成する諸要素を保存するために、必要に応じて標識・説明板・境界標・囲さく等の保存のための施設を適所に設置する。
・整備された遺構の表示・復元等施設が人為的に損傷されないよう必要に応じて注意板等のサイン類を設置するなど、来訪者の適正なコントロールを行う。
・整備された保存のための施設については、日常的、定期的な点検を行う。施設の破損が判明した場合は、維持措置をとるか、修理が必要かを協議・判断して適切に対処する。

ウ　防災対策（防災体制の強化、防災施設の設置等）

・災害・事故等の緊急事態の発生に備え、関係機関・組織や地域住民等との間での情報収集・伝達体制を確立する。
・自然災害（強風・豪雨・洪水・地震・落雷・火災等）による被害が予想される危険箇所の抽出を行い、予防や拡大防止のための措置を検討する。

エ　応急的措置（災害時や軽微なき損・衰亡に対して応急的に行う小規模な復旧・修理等）

・自然災害、人為災害、事故等の発生時には、臨時的な見回りを実施して被害状況を把握するとともに、速やかに関係機関に連絡して緊急・応急の対応方針等を協議し、二次的被害の防止のための応急的措置などの必要な対策を講じる。
・見回りや点検によって、本質的価値を構成する要素に軽微なき損や衰亡が見られた際には、小規模な復旧及び修理による原状復旧を維持的措置の範囲内で行う。なお、軽微なき損等以外の場合は、本格的な復旧策を講じる。

オ　復旧（史跡等がき損・衰亡している場合に、き損・衰亡前の状態に戻す措置）

・復旧に際しては、遺構の保存を大前提としたうえで、十分な調査をふまえ、遺跡の本質的価値や周辺景観との調和等の整備効果を検討し、専門家等の指導のもとに適切な手法で行う。
・き損等が広範囲に及び、また様々な程度の差が見られる場合は、き損状況調査に基づき、遺構の重要性やき損の影響の程度、安全性等を考慮して、計画的に復旧を行う。

（２）地区ごとの保存の方法

史跡大安寺旧境内の遺構の保存と史跡にふさわしい景観の保全・形成を前提とした上で、地区ごとの構成要素やその保存状況、調査の進捗状況等をふまえ、保存の方針を次のとおり設定する。

なお、「史跡にふさわしい景観の保全・形成」とは、建築物・工作物の建築等をはじめとした各種行為を行う際に、規模、形態、意匠、色彩等において、現在、史跡大安寺旧境内の樹林や農地、草地などの自然資源、史跡整備地や寺社、古くから残る民家などの歴史文化資源がつくり出している景観との調和を図り、歴史的な風情を感じられる景観を保全・形成することをいう。

ア　Ａ１地区

・大安寺旧境内の伽藍枢要部を構成する建物群の重要な遺構が地下に良好に保存されており、史跡の中核的な地区として、遺構を確実に保存する。
・中軸伽藍である南大門、中門、金堂、講堂の各遺構は、重点的に保存する。
・塔院地区は、花畑や農地、多目的広場などの広場的空間としての利用を継続する。
・六条大路及び七条条間路の遺構は、適切な保存の措置を講じ、発掘調査成果に基づき整備する。
・岳（杉山古墳の墳丘）は、枯れ枝や枯損木の除却、樹木の伐採や除草などの適切な植生管理を行うとともに、平城京域の空間的な広がりや都市構造を感じられる眺望の視点場としての整備を検討する。
・現在の大安寺境内は、大安寺旧境内の史跡整備と併せて再整備を行う中で、建築物や植栽の配置等に十分に配慮し、中軸伽藍を含む遺構を適切に保存する。
・地区内に位置する市立大安寺小学校グラウンドの他所への移設について、時期や移設先を含めて検討する。

イ　Ａ２地区

・往時の大安寺の食堂が存在したと推定されるが、現時点では遺構が確認できておらず、大半が宅地となっている。このため、現状の土地利用の継続を認めながら、地域住民等の生活との調和を図り、地下遺構に悪影響を及ぼさないように対処する。
・調査により食堂等の遺構が確認された場合は、遺構の保存に万全を期す。

ウ　Ｂ地区

・苑院・倉垣院・花園院に関係する遺構が存在することが推定され、大半が農地であるが、一部宅地化が進んでいる。このため、現状の土地利用の維持を基本としながらも、地域住民等の生活及び史跡の活用のための整備との調和を図り、推定される地下遺構に悪影響を及ぼさないように対処する。
・六条大路及び七条条間路の遺構は、適切な保存の措置を講じ、発掘調査成果に基づき整備する。

エ　Ｃ地区

・史跡大安寺旧境内の一画をなし、堂舎の存在も推定されるが、現状では大安寺に係る明確な遺構が確認できていない。既に人家等によって市街地が形成されていることから、現状の土地利用の継続を認めながら、地域住民等の生活との調和を図り、地下遺構に悪影響を及ぼさないように対

処する。

・調査により重要な遺構が確認された場合は、遺構の保存に万全を期す。

（３）史跡周辺地域の景観の保全

史跡周辺地域は、史跡地内の景観の背景となるとともに、史跡地からの眺望の重要な構成要素となることから、建築物や工作物の高さや規模、形態・意匠・色彩等に十分に配慮することが望ましいため、今後、関連部局との連携・調整を検討する。

（４）現状変更等の取扱方針及び取扱基準

ア　現状変更等の対象行為と許可申請

(ア) 現状変更等の対象行為

文化財保護法第 125 条に規定するように、「現状変更等」とは、「現状を変更する行為」と「保存に影響を及ぼす行為」である。「現状を変更する行為」とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。また、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、史跡の保護の見地から将来にわたり支障をきたす行為をいう。

これまでの現状変更等の申請内容から見て、史跡大安寺旧境内では、今後、以下の現状変更等の行為が想定される。

① 現状を変更する行為

・建築物の新築、増築、改築、除却、外観の変更
・工作物の設置、改修、除却、外観の変更
・道路・通路の新設、拡幅、修繕、改修
・駐車場の新設、改修、除却
・水路の新設、改修、除却
・埋設物の新設、改修、除却
・土地の形状の変更
・木竹の植栽、伐採、伐根
・発掘調査等の各種学術調査
・史跡の整備工事や史跡の保存のための必要な試験材料の採取
・建築物の新築・増築・改築又は工作物の新設・改修のための地盤調査

② 保存に影響を及ぼす行為

・日常生活や生業等
・既存施設による荷重や遺構上層の占有　など

(イ) 現状変更等の許可申請が不要な行為

① 文化財保護法第 125 条のただし書きにある許可不要行為

文化財保護法第 125 条の規定に基づき、史跡指定地における現状変更等にあたっては、許可等の手続きを要するが、同条のただし書きにより、以下の現状変更等は、許可不要行為とされている。ただし、これらの行為の実施にあたっては、奈良市教育委員会と事前協議するものとする。

○ 現状変更のうち、維持の措置

・「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第４条に定められている次の範囲

一　史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二　史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三　史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

○ 現状変更のうち、非常災害のために必要な応急措置[8)]

○ 保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微なもの

② 影響の軽微な行為

指定地内における以下のような影響の軽微な行為については、現状変更等の許可申請を要しない。ただし、その内容・程度によっては、遺構に影響を及ぼすおそれもあるため、原則として、奈良市教育委員会に連絡し、必要に応じて協議するものとする。

○ 史跡の維持管理

・植栽の日常的な手入れ（枯損木除却、剪定、除草等）

・施設の保守点検、清掃、簡易な補修等

○ 各種行事に係る簡易な仮設工作物[9)] の設置・撤去

・立看板や幟などの設置・撤去

・テントや仮設トイレなどの設置・撤去

・その他上記に準ずる程度の各種行事の開催上必要なもの

○ 既存建築物・工作物の維持管理

・屋根の修繕・葺き替え

・外壁の修繕・貼り替え等の外観の変更

・建築物等に付帯する室外機・電気温水器等の諸設備の修繕・改修で掘削を伴わないもの

・間仕切りの改修及び変更で基礎の改修を伴わないもの

・雨戸・窓・ドアその他戸の修繕及び改修

・基礎の改修を伴わない門・塀その他工作物の修繕

・その他上記に準ずる程度で、建築物・工作物の維持に必要な修繕で掘削を伴わないもの

○ 日常生活・生業等

・家庭内の菜園における苗の定植程度で、地下遺構に影響を及ぼさない程度の掘削

・耕作地内での地下遺構に影響を及ぼさない通常の営農行為

・樹木の伐採、除草、果樹・庭木・生垣の剪定・枝払い

・住宅敷地内における日常生活上必要な簡易工作物（物干し台等）の設置・撤去で掘削を伴わないもの

・その他上記に準ずる程度の日常生活・生業上必要なもの

---

8) ガス漏れ、水道管破裂等を含む。

9) 「簡易な仮設工作物」とは、行事等における使途に応じた必要最小限の期間を定めて設置するものであり、かつ掘削を伴わず、移転の容易な工作物とする。

(ウ) 現状変更等の許可申請が必要な行為

文化財保護法第 125 条の規定に基づき、史跡指定地における現状変更等については、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、国の機関等による現状変更等の場合は、文化庁長官の同意を得る必要がある。なお、現状変更等のうち、軽微なものについては、文化財保護法施行令第５条第４項の規定に基づき、奈良市教育委員会がその事務を行うこととなっている。現状変更行為の種類と許可権者の区分は、表 6-3 のとおりとする。

表 6- 3　現状変更の許可申請区分

現状変更の内容			許可権者
建築物	新築・増築・改築※1		文化庁
	除却	・建築後 50 年以上のもの	文化庁
		・建築後 50 年未満のもの	市
小規模建築物※2	新築･増築･改築	・設置期間が２年を超えるもの	文化庁
		・設置期間が２年以下のもの	市
	除却	・建築後 50 年以上のもの	文化庁
		・建築後 50 年未満のもの	市
工作物	設置	・小規模建築物に付随する門・生垣・塀等や、既設道路の付帯施設※3、史跡の管理に必要な施設※4 を含む史跡に対する影響の軽微なもの	市
		・上記以外の工作物	文化庁
	改修	・小規模建築物に付随する門・生垣・塀等や、既設道路の付帯施設などで、設置後 50 年以上のもの	文化庁
		・小規模建築物に付随する門・生垣・塀等や、既設道路の付帯施設などで、設置後 50 年未満のもの ・史跡の管理に必要な施設	市
		・上記以外の工作物	文化庁
	除却	・設置後 50 年以上のもの	文化庁
		・設置後 50 年未満のもの	市
道路・通路	新設・拡幅		文化庁
	修繕・改修	土地の形状の変更を伴うもの	文化庁
		土地の形状の変更を伴わないもの	市
	既設の道路で未舗装の道路の舗装		市
駐車場	新設・改修・除却		文化庁
水路	新設・改修・除却		文化庁
埋設物※5	新設・改修・除却で、土地の形状の変更が最小限度のもの		市
	上記以外のもの		文化庁
土地の形状の変更※6			文化庁
木竹の植栽・伐根			文化庁
発掘調査等の各種学術調査			文化庁
史跡の整備工事や史跡の保存のための必要な試験材料の採取			市
建築物の新築・増築・改築又は工作物の新設・改修のための地盤調査			市

※1:「新築」とは、建築物のない更地に建築物を造ること、「増築」とは、既存建築物の床面積を増床する若しくは既存建築物がある敷地内に別棟を造ること、「改築」とは、建築物の全部または一部を除却した後、若しくは災害等で部分的に滅失した後に、従前の建築物と用途・規模・構造が著しく異ならない建築物を造ることである。
※2:「小規模建築物」とは、階数が２階以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120 ㎡以下のものをいう。
※3:「既設道路の付帯施設」とは、既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機、ガードレールなどの施設をいう。
※4:「史跡の管理に必要な施設」とは、管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いなどの施設で、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に合致するものをいう。
※5:「埋設物」とは、埋設されている電線、ガス管、水道管、下水道管、側溝、街渠、集水ますなどをいう。
※6:「土地の形状の変更」とは、土地の掘削・盛土・切土、水面の埋め立てなどをいう。

イ　現状変更等の取扱方針

現状変更等にあたっての、共通方針は次のとおりとする。

- 史跡大安寺旧境内の保護のため、史跡がもつ本質的価値を減じる行為、史跡の景観を阻害又は著しく減じる行為は認めない。現状変更等を許可する場合は、地下遺構を保存すること、周辺の景観を大きく損なわないこと等の条件を付す。
- 現に史跡指定区域内で居住する者が居住を続けるために必要となる行為等に対応し、史跡の保存と地域住民等の生活との調和を図れるよう、保存の地区区分に応じた現状変更等の取扱基準を定める。
- 現状変更等にあたっては、奈良市教育委員会と事前協議を行うものとし、行為の内容によって発掘調査または立会調査を実施し、史跡の保存に万全を期す。
- 史跡の保存・活用のための整備、史跡の管理及び公共・公益上必要な施設の設置・改修については、当該指定地内でなされる必然性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。
- 遺構の保存や状況把握に係る調査は、目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認める。
- 発掘調査の成果に基づく保存修理、整備であり、方法などを十分検討した上で行う行為は認める。

ウ　現状変更等の取扱基準

「現状変更等の取扱方針」を前提とした上で、現状変更等の内容並びに地区区分に応じて、次のとおり対応する。

(ア) 建築物の新築・増築・改築・除却[10)]

- 【Ａ１地区】新築・増築・改築は、原則として認めない。但し、増築・改築であって、史跡の保存・活用や生活の上、必要最小限の範囲であるものは、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。
- 【Ｂ地区】新築・増築・改築は、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や生活の上、必要最小限の範囲であるものは、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- 【Ａ２地区・Ｃ地区】新築・増築・改築は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- 【全地区共通】除却は、史跡の保存を図った上で認める。

(イ) 小規模建築物[11)] の新築・増築・改築・除却

- 【Ａ１地区】新築・増築・改築は、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や防災等の公益上必要な建築物、或いは既存建築物と同一敷地内であり、既存建築物と用途が不可分な建築物である場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。

---

10)「新築」とは、建築物のない更地に建築物を造ること、「増築」とは、既存建築物の床面積を増床する若しくは既存建築物がある敷地内に別棟を造ること、「改築」とは、建築物の全部または一部を除却した後、若しくは災害等で部分的に滅失した後に、従前の建築物と用途・規模・構造が著しく異ならない建築物を造ることである。

11)「小規模建築物」とは、階数が２階以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120 ㎡以下のものをいう。

・【Ｂ地区】新築・増築・改築は原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や生活の上、必要最小限であるものは、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

・【Ａ２地区・Ｃ地区】新築・増築・改築は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

・【全地区共通】除却は、史跡の保存を図った上で認める。

(ウ) 工作物[12)]の新設・改修・除却

・【Ａ１地区】新設・改修は、原則として認めない。但し、土地の形状の変更を伴わない場合、或いは史跡の保存・活用や防災等の公益上必要な場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。

・【Ｂ地区】新築・改修は、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や生活の上、必要最小限の範囲であるものは、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

・【Ａ２地区・Ｃ地区】新設・改修は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

・【全地区共通】除却は、史跡の保存を図った上で認める。

(エ) 道路・通路の新設・拡幅・修繕・改修

・【Ａ１地区・Ａ２地区・Ｂ地区】新設・拡幅は、原則として認めない。但し、土地の形状の変更を伴わない場合、或いは史跡の保存・活用や防災等の公益上必要な場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。

・【Ｃ地区】新設・拡幅は、土地の形状の変更を伴う場合については、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

・【全地区共通】修繕・改修は、史跡の保存を図った上で認める。

(オ) 駐車場の新設・改修・除却

・【Ａ１地区・Ａ２地区・Ｂ地区】新設は、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用等の公益上必要な場合および生活に必要な場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。

・【Ｃ地区】新設は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

・【全地区共通】改修は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

・【全地区共通】除却は、史跡の保存を図った上で認める。

(カ) 水路の新設・改修・除却

・【Ａ１地区・Ａ２地区・Ｂ地区】新設は、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や防災等の公益上必要な場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。

・【Ｃ地区】新設は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

・【全地区共通】改修は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

・【全地区共通】除却は、史跡の保存を図った上で認める。

(キ) 埋設物[13)]の新設・改修・除却

・【Ａ１地区・Ａ２地区・Ｂ地区】新設は、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や防災等の公益上必要な場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。

・【Ｃ地区】新設は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

・【全地区共通】改修は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

---

12)「工作物」とは、門・生垣・塀・柵等、既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機、ガードレールなどの施設、史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いなどの施設をいう。

13)「埋設物」とは、埋設されている電線、ガス管、水道管、下水道管、側溝、街渠、集水ますなどをいう。

・【全地区共通】除却は、史跡の保存を図った上で認める。

(ク) 土地の形状の変更[14)]

・【Ａ１地区・Ａ２地区・Ｂ地区】原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や防災等の公益上必要な場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。

・【Ｃ地区】必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

・【全地区共通】水面の埋め立ては、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用を目的とした計画的な整備および生活に必要な場合に限って認める。

(ケ) 木竹の植栽・伐根

・【全地区共通】地下遺構に影響のない場合に限って認める。

(コ) 発掘調査等の各種学術調査

・【全地区共通】史跡の本質的価値を損なうことなく、調査の目的が適切であり、それに応じた必要最小限の範囲であるものは認める。

(サ) 史跡の整備工事や史跡の保存のための必要な試験材料の採取

・【全地区共通】必要最小限の規模に留め、地下遺構への影響が軽微となるものは認める。

(シ) 建築物の新築・増築・改築又は工作物の新設・改修のための地盤調査

・【全地区共通】必要最小限の規模に留め、地下遺構への影響が軽微となるものは認める。

（５）公有化の方針

保存・活用のための整備を円滑に実施することを目的として、今後策定する整備計画に即した優先順位をもとに、計画的な公有化を行うことを基本とする。なお、第８章で後述するように、六条大路及び沿道区域は、保存・活用のための整備を優先的に実施することから、最優先で公有化を促進する。

各地区については次の方針に従い、公有化を実施する。

Ａ１地区の範囲は、大安寺旧境内の伽藍枢要部を構成する建物群の重要な遺構が存在することから、優先的に公有化を促進する。中でも、中軸伽藍である南大門、中門、金堂、講堂のうち、現大安寺が所有する南大門、中門の区域を除く民有地については、特に優先的に公有化を促進する。その他の区域においては、所有者からの申し出に応じて、随時公有化を行う。

Ａ２地区の範囲は、食堂の所在が推定されるが、遺構が確認できておらず、既に宅地が大半を占めることから、当面は公有化を促進しないが、所有者からの申し出に応じて、随時公有化を行う。

Ｂ地区の範囲は、公有化を促進し、所有者からの申し出に応じて、随時公有化を行う。

Ｃ地区の範囲は、当面は公有化を促進せず、将来的な公有化を検討する。

なお、上記にかかわらず、史跡の保存・活用に必要となる場合や重要な遺構が確認された場合には、優先的に公有化を行う。

（６）追加指定

現状の史跡指定区域の保存を基本とするが、新たな発見があった場合は追加指定も検討する。

14)「土地の形状の変更」とは、土地の掘削・盛土・切土、水面の埋め立てなどをいう。

第７章　活用

７－１　活用の方向性

活用については、基本方針「史跡大安寺旧境内の魅力を高め、交流・学びの拠点として活用する」のもとに、以下の５項目を柱として取り組む。

○ 史跡の価値や魅力を分かりやすく伝える

地域住民等をはじめ、国内外からの多様な属性の観光客、歴史や文化財等の専門家などのさまざまな人々が、それぞれに史跡大安寺旧境内の価値を理解でき、魅力を感じられるような活用を行う。

○ 活用のための整備を計画的に推進して、さまざまな活用を展開する

多くの人々が安全で快適に過ごせる環境づくりや史跡の価値の理解を助けるための整備などを実施し、日常的な憩いや学習から、観光やイベントを含めたさまざまな方法で、史跡を活用する。

※「整備」については第８章で詳述する。

○ 史跡を教育・学習の場として積極的に活用する

史跡を舞台とした郷土学習や歴史教育等を積極的に実施するなど、史跡の保存・活用や地域づくりに対する意識向上、次世代の担い手育成に資する史跡の活用を行う。

○ まちづくりの一拠点として効果的に活かす

観光ニーズや地域課題等を踏まえた活用方法を継続的に検討し、史跡大安寺旧境内の周辺地域における観光振興や活力あるまちづくり、さらには、未来へつながる人づくり・地域社会づくり等に対して、効果的な機能・役割を担う拠点として活用する。

○ 多様な主体と連携・協働して継続的に活用を行う

史跡大安寺旧境内について、その歴史や遺構・遺物等について適切な情報を提供し、地域住民等をはじめとした多様な主体の理解を深め、協働による魅力向上の仕組みや体制を整えながら、継続的な活用を行う。

７－２　活用の方法

（１）史跡の価値等を学び、理解するための活用

ア　学校教育・生涯学習等との連携

・大安寺小学校をはじめとした市内の小・中学校等における学校教育カリキュラムと連携し、平城京における大安寺の重要性等についての適切な教育を行い、子ども達の大安寺旧境内の価値に対する理解を深めるとともに、地域に対する誇りや愛着の醸成につなげる。

・「奈良ひとまち大学」をはじめ、講演会・シンポジウム、町歩きや住民参加型のフィールドワーク・ワークショップなどの市内で展開されているさまざまな生涯学習に関わる活動や、自治会・大安寺等の地元の行事とも連携し、史跡大安寺旧境内を訪れ、その価値や特質、それに関わる地域の成り立ちなどを学び、理解できる機会を増やす。

イ　史跡に関する的確かつ最新の情報の発信

・活用の推進にあたっては、史跡大安寺旧境内に対する正しい理解と認知度の向上が重要であることから、インターネット等を利用した情報の発信や解説パンフレット等の作成を進めるとともに、継続的な調査の成果等に基づき、定期的に情報の更新を行う。

・地域住民等をはじめとした多くの人々が史跡大安寺旧境内の価値を認識し、理解するための情報に加え、歴史・文化に精通した人々や専門家等がより深い知識を得るための詳細な情報についても積極的に公開していく。

ウ　発掘調査の公開並びに調査成果の公表

・発掘調査の様子を公開し、史跡の価値をより多くの人々に理解してもらうとともに、発掘調査体験イベントなどを継続的に実施するなど、史跡と積極的に関われる機会を提供することにより、史跡に対する誇りや愛着を高める。

・発掘調査の成果については、現地説明会の開催、調査報告書や概要資料の発行、インターネットでの公開などのさまざまな形で公表・発表する。特に、地域住民等に対しては、必要に応じて別途説明会等を開催したり、各戸に概要資料を配布するなどにより、調査成果の報告をきめ細かに実施する。

エ　現地での解説の充実

・史跡大安寺旧境内を中心とした観光・散策ルート（図 7-1 参照）を踏まえた説明板や案内板の設置や将来的なガイダンス施設の整備などの施設整備や観光ガイド等の育成などに加え、多言語解説や音声ガイドなどにより、さまざまな属性の人々に対応できる現地解説のための施設や体制の充実を図る。

・史跡大安寺旧境内は、往時の建築物等は現存せず、遺構の大半が地下に眠り、一部区域は市街化していることから、その価値や魅力が理解し難い。このため、ＡＲやＶＲなどの最新の科学技術を活用して視覚化を図るなど、現地において史跡の価値や魅力を理解できる仕掛けづくりを継続的に検討する。

（２）地域住民等の憩い・交流の場としての活用

ア　地域住民等による日常利用

・史跡南部の塔院や花園院・倉垣院推定地の区域については、花畑や広場空間として維持・管理するとともに、ベンチ等の必要な便益施設等の整備を行うことにより、広い空間と豊かな自然を活かした地域住民等の憩い・集いの場や子ども達の遊びの場として活用する。

イ　地域活動の場としての活用

・大安寺小学校による大安寺旧境内での米づくり体験学習の継続的な実施や自然環境を含めた地域に関する学びの場とするなど、子ども達が史跡と触れ合える機会を増やし、史跡の保存・活用の次代の担い手育成につなげる。
・史跡の価値や魅力に気づき、誇れるよう、地域住民等が中心となった情報発信の方法も検討し、さまざまな人々が集い、交流しながら、人づくりやまちづくりに資する活動等を展開する。
・史跡南部の塔院や花園院・倉垣院推定地の区域については、民間活力を活かしたイベントを定期的に開催し、地域内外の多くの人々が集う、交流の場づくりを進める。

（３）観光資源としての活用

ア　さまざまな方法による観光情報の発信

・奈良市観光協会ホームページやＳＮＳなどのインターネットでの情報発信、観光パンフレットや史跡ガイドパンフレットの作成・配布などに加え、旅行雑誌への掲載や観光業者・交通機関とのタイアップなどのさまざまな方法により観光情報を発信する。
・史跡大安寺旧境内の価値や周辺の文化財等の観光資源と一体となってつくり出される環境の価値を複数の歴史・文化のストーリーとして再編し、多様なニーズに対応した魅力的な情報として発信することで、多くの人々の史跡への来訪・再訪を促す。

イ　観光資源としての活用に必要な環境整備の推進

・多様な人々の活用を想定した上で、観光資源としての活用に必要となる学習施設や休憩・便益施設、安全管理施設などの施設整備を進める。
・観光客の増加等に伴って生じるおそれがある課題等について、地域住民等と協議して対応策を検討するなど、観光客の受け入れ態勢の充実を図る。

ウ　季節・時期や区域ごとの多様な魅力の創出

・史跡大安寺旧境内の価値を踏まえ、豊かな歴史や文化を感じられる環境を活かしたさまざまなイベントを開催し、地域住民等や観光客をはじめとした多くの人々が大安寺の歴史や文化に親しみながら楽しみ、集い、交流できる場として積極的に活用する。なお、活用にあたっては事前に防災・防犯に関する方針・方策を検討する。
・豊かな自然がつくる日常的なゆとりと落ち着きのある環境とイベント開催時における賑わいの形

成、また、四季折々の魅力を感じられる八幡神社の社叢と塔院地区の花畑、花園院・倉垣院推定地の広場空間、北部市街地の歴史的な風情漂う町並みなど、季節・時期、史跡地内の各区域に多様な魅力を創り出し、何度も訪れたいと思われる史跡環境を整える。

エ　関連する文化財や観光資源等との連携

・京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジやＪＲ関西本線の新駅の設置などに伴う観光動線の変化や史跡周辺環境の変化等を踏まえ、史跡周辺地域を含めた周遊観光のためのルートを検討する。

・市内で活動する観光ガイド団体等との連携を図りながら、史跡大安寺旧境内と周辺の文化財等の観光資源とが織りなす歴史・文化のストーリーをもとに、「大安寺遺跡探訪ツアー」など、さまざまな観光ニーズに対応したツアー・イベントを開催する。

・史跡大安寺旧境内からの出土遺物の展示など、史跡の遺構と遺物をつなぎ、より一層魅力的な観光資源として活用できる方法を継続的に検討する。

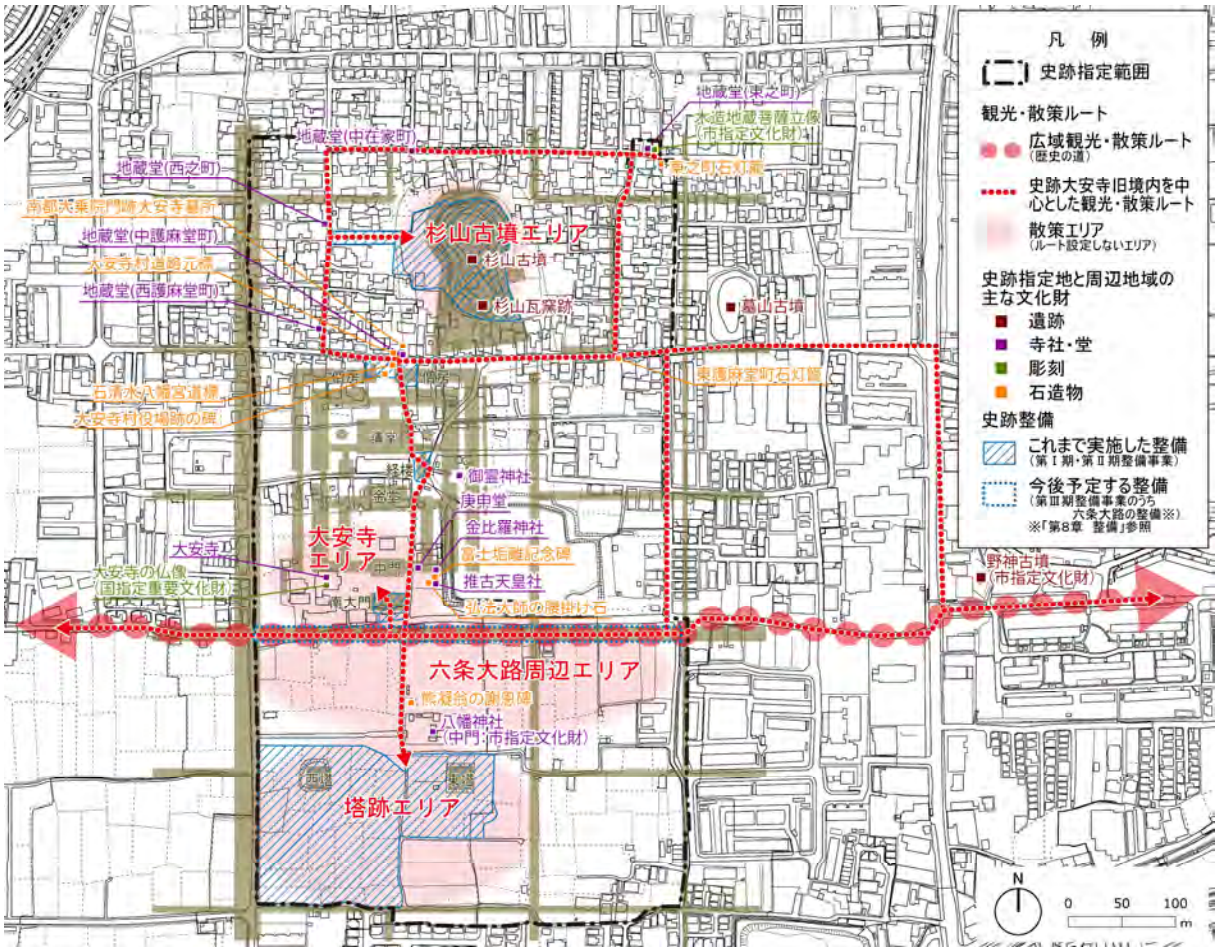

図 7- 1　史跡大安寺旧境内を中心とした観光・散策ルート

第８章　整備

８－１　整備の方向性

整備については、基本方針「史跡大安寺旧境内の価値の保存を前提とした効果的な活用のための整備を行う」のもとに、以下の５項目を柱として取り組む。

○ 六条大路の整備など、史跡の計画的な整備を推進する。

調査成果を踏まえた史跡の価値の保存と、周辺地域のまちづくりと連動した効果的な活用の両立を図るため、史跡の保存・活用のための整備に関する計画を策定して、計画的な整備を行う。特に、六条大路、七条条間路、主要伽藍における遺構表示、塔院地区における多目的に利用できる広場的空間の整備を優先的に進める。

○ 史跡の保存や現況土地利用との調和を念頭においた整備を行う

史跡の確実な保存を図るとともに、情報提供や体制整備、周辺地域のまちづくりと連携した活用などのソフト面の各種施策の充実を図りながら、現大安寺や八幡神社の社寺林、北部の住宅市街地や既存施設、現存する樹林等の現況土地利用と調和した施設の整備を行う。

○ 歴史や文化の魅力を体感し、学ぶことのできる活用整備を行う

文献・資料等に基づく調査・研究や発掘調査等の各種調査・研究の成果を活かし、史跡大安寺旧境内の価値並びに地域の歴史や文化に関する情報を多様な方法で発信・提供することにより、その魅力を体感し、分かりやすく学ぶことができる環境の整備を行う。

○ 多くの人々が憩い、集い、交流し、快適かつ安全に利用できる環境を創出する

地域住民等の日常的な憩い、集いをはじめ、観光や学校教育、イベントなどのさまざまな利用形態、並びに子どもから高齢者、専門家、外国人、障がい者などの多様な利用属性を想定して各種施設の整備を行うなど、より多くの人々が快適かつ安全に利用できる環境の整備を行う。

○ 地域住民・現大安寺との協力体制のもと、史跡と生活環境等の調和を図る

現に史跡区域内で暮らしや活動を営む地域住民や現大安寺との協力体制を整え、史跡の保存・活用と良好な生活環境等の形成の調和を図り、相乗効果を生み出せる史跡の整備を行う。

８－２　整備の方法

（１）保存のための整備

・日常的・定期的な点検や清掃・除草等の維持的措置を行うために必要な諸施設については、地下遺構への影響等を踏まえながら適所に整備する。
・遺跡の本質的価値を構成する諸要素を保存するために、必要に応じて標識・説明板・境界標・囲さく等の施設を整備し、適切に維持・管理する。
・自然災害による被害が予想される箇所の抽出並びに予防・拡大防止のための措置の検討を踏まえ、防災のための施設整備・体制整備を行う。
・応急的な復旧等は、遺構のき損防止・被害の拡大防止を優先した上で、その後の復旧工事にあたって容易に復旧可能な範囲を措置の対象にするなど、最小限にとどめる。
・復旧は、き損等の前の旧規に戻すことが原則である。遺構の保存を大前提とし、き損状況等の調査や専門家の意見等を踏まえて、適切な手法を用いる。

（２）活用のための整備

ア　史跡の価値を顕在化するための整備

・遺構の表示は、地下の遺構・遺物を確実に保存するために、地表への平面表示等によることを基本とし、原則として建築物等の復元は行わない。
・遺構の表示・復元等にあたっては、整備内容に応じ、遺構面を損傷しないよう必要な厚さの盛土を行う。露出展示を行う場合は、必要に応じて、気象等環境調査を実施し、その結果を踏まえて保護覆屋等の保存施設の整備を検討する。
・整備された遺構の表示・復元等施設の見学や諸施設の利用において、安全性を確保するために必要な安全管理施設（車止め、照明灯、転落防止柵等）の設置を検討する。
・ＡＲ・ＶＲなどのデジタル技術を用いて、往時の姿を視覚的に再現するとともに、今後も日々進歩する最新の科学技術等の活用を継続的に検討し、史跡の価値の顕在化を図る。
・遺構の表示・復元等の整備は、史跡の価値の顕在化にあたっての重要性や公有化の状況、周辺のまちづくりの状況などを踏まえた優先順位を検討し、計画的に推進する。
・六条大路及び七条条間路の遺構については、発掘調査の成果に基づいた整備を検討する。特に、六条大路については、長きにわたり大安寺を訪れる多くの人々が行き交った道路でもあったことから、関係部局との調整のもと、現行道路の拡幅や園路の整備により道路空間としての利用の継続と遺構の保存との両立を図る。

イ　学習施設の整備

・史跡大安寺旧境内を訪れた人々が、その歴史を体感し、理解を深めることができるよう、説明板や案内板の設置、遺構の表示・復元等施設の整備等を検討する。なお、各学習施設の整備にあたっては、子どもから高齢者、専門家、外国人、障がい者などの多様な属性の利用者が、史跡大安寺旧境内の価値や魅力を分かりやすく理解できるユニバーサルデザインを基本とする。

・史跡の価値を発信し、より一層理解を深めるためのガイダンス施設については、将来的な整備に向けて、その立地や規模、機能等を含めて検討する。
・遺構の表示・復元等施設については、史跡大安寺旧境内の価値や魅力を分かりやすく理解できるよう、往時の風景が想起され、再現されるような整備を行う。

ウ　休憩・便益施設の整備

・地域住民等や観光客・来訪者の休憩・便益施設として、ベンチ、四阿、便所、給水施設、駐車場等の整備を検討する。なお、各休憩・便益施設の整備にあたっては、さまざまな利用者属性を想定したユニバーサルデザインを基本とする。
・史跡南部の塔院地区等における日陰空間の確保のための四阿の整備については、八幡神社の緑陰の利用などを含めた整備の必要性についての検討を行った上で行う。
・四阿、便所、給水施設については、地下遺構への影響や来訪者の動線、周囲の景観との調和などの視点を踏まえて、位置や規模、形態・意匠等に十分に配慮して整備する。
・駐車場については、関係部局との調整のもとに、史跡指定地の南西に隣接する区域への整備を優先して検討する。同区域への整備が困難な場合には、史跡区域内のうち、史跡の保存上問題のない地域での整備を検討する。整備にあたっては、史跡の保存を前提とした上で、広域的な観光の視点等を踏まえて、配置や必要台数などを検討するとともに、歴史的な環境を阻害しないよう植栽等による必要な修景措置を講じる。また、パーク・アンドライド等の方法の活用も検討する。

エ　安全管理施設の整備

・利用者の安全確保のため必要に応じて、車止め、柵等の整備を検討する。
・六条大路の整備にあたっては、史跡の価値の保存を前提とした上で、利用者の安全な通行を図るための安全対策を検討する。

オ　植栽並びに修景整備

・八幡神社や御霊神社等の社叢は、地域のランドマークとして保全に努める。
・史跡南部の塔院地区等においては、地下遺構の保存に十分に配慮した上で、適宜景観木や緑陰樹等を植栽するものとする。また、住宅市街地等が隣接する場所においては、植栽等による遮蔽・修景を検討する。
・史跡北部の住宅市街地においては、史跡大安寺旧境内の有する重層的な歴史を感じられるよう、建築物・工作物等の形態・意匠・色彩や庭木・生垣等の植栽などに配慮し、歴史的な風情のある町並み景観を継承するよう努める。

（3）整備の進め方

ア　整備の展開イメージ

平成５年度から平成 15 年度に実施してきた杉山古墳、僧房跡、経楼跡、南大門跡を対象とした「第Ⅰ期整備事業」の後、平成 19 年（2007）３月に策定した『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』に基づく塔院地区の整備を「第Ⅱ期整備事業」と位置付けて、平成 19 年度以降、優先的に実施してき

た。この「第Ⅱ期整備事業」は現在も継続的に実施しているところである。

しかし、近年の発掘調査により、史跡大安寺旧境内の本質的価値を構成する枢要な遺構である六条大路の存在並びにその区域が明らかとなるとともに、史跡大安寺旧境内を含む八条・大安寺周辺地区のまちづくりが具体化しつつある中で、まちづくりと連動した形での六条大路の整備を優先的に実施していく必要性が高まってきた。

そこで、令和２年度以降の整備事業については、六条大路及び周辺地域の整備を「第Ⅲ期整備事業」と位置付け、図 8-1 のとおり整備スケジュールを見直して実施していくこととする。

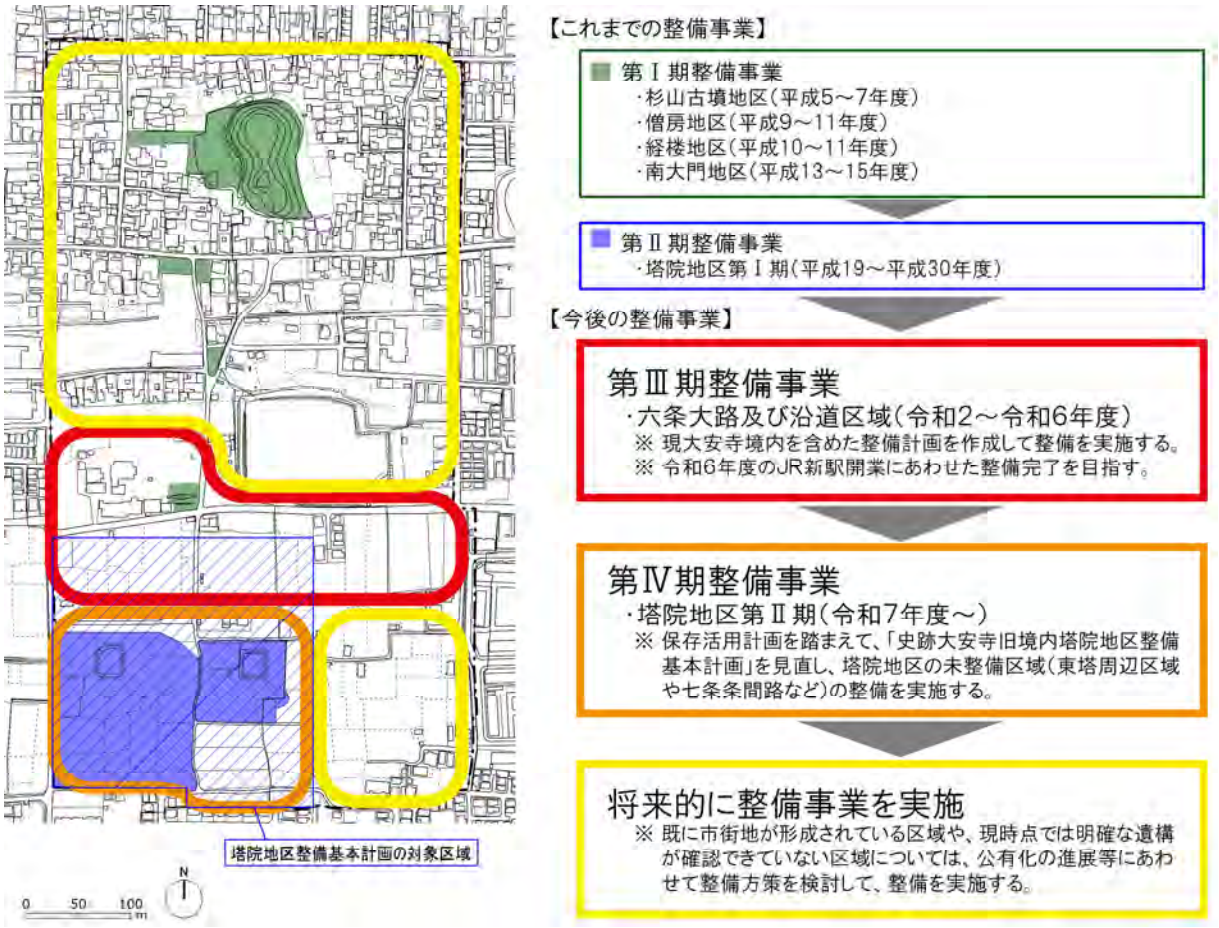

図 8- 1　史跡大安寺旧境内における今後の整備の展開イメージ

イ　六条大路の整備

六条大路の整備は、往時の六条大路の幅員 15m（南北側溝の心々間距離）を中心に、側溝・築地・築地雨落溝まで含む区域を整備エリアとする。

整備にあたっては、現在の市道の線形が、六条大路と平行でないことなどの各種課題への対応並びに地下遺構の保存に対する適切な措置についての十分な検討を行った上で、六条大路路面、側溝、築地、築地雨落溝の遺構表示等の整備を行う。

第９章　管理・運営

９－１　管理・運営の方向性

管理・運営については、基本方針「主体間の連携強化と官民協働による持続的な管理・運営を行う」のもとに、以下の４項目を柱として取り組む。

○ 本計画の周知を通じて、管理・運営のための各主体の理解と協力を得る

本計画に示す史跡の価値や「保存」・「活用」・「整備」の各方針等を分かりやすく発信し、各主体の理解と協力のもとに、適切な管理・運営を行うことができる仕組みを整える。

○ 史跡の保存・活用の担い手を育成する

教育や観光、まちづくり等の各種取組との連携を通じて、史跡大安寺旧境内を大切に思う人のすそ野を広げ、観光ガイドやまちづくりの担い手、「大安寺ファン[15)]」など、現在並びに将来に向けた史跡の保存・活用を担う人材を育成する。

○ 奈良市が中心となってさまざまな主体と連携した管理・運営体制を整備する

管理団体である奈良市が中心となって、地域住民等、国・県等の関係機関、専門家など、史跡の保存・活用に関わるさまざまな主体との連携の強化を通じた管理・運営体制を整える。

○ 地域住民・現大安寺との協働による管理・運営を行う

史跡の保存・活用と暮らしや活動の場としての良好な環境の維持・向上を両立するため、地域住民や現大安寺の積極的な協力と参画を促しながら、協働による管理・運営を行う。

15)「大安寺ファン」とは、史跡大安寺旧境内を訪れる観光客をはじめとした地域外の人々のなかでも、特に史跡の価値や魅力を理解して、保存・活用の取組に積極的に参加・協力する人をさす。

９－２　管理・運営の方法

（１）管理団体としての奈良市を中心とした連携体制による管理・運営

ア　管理団体としての奈良市による管理・運営と体制整備

(ア) 奈良市の役割

奈良市は、史跡大安寺旧境内の管理団体として、次の役割を担い、本計画に定める「保存」・「活用」・「整備」の各方針に基づく施策を中心となって実施する。

- 文化財保護法及び本計画に基づき、現状変更等の行政事務を適切に行い、史跡の価値を確実に保存する。
- 史跡大安寺旧境内の調査を継続的に推進し、新たな価値や魅力の解明に努める。
- イベントの開催等による観光活用や教育・学習の場としての活用、さまざまな媒体による情報発信、歴史的環境を維持・向上するための整備等を通じて、史跡大安寺旧境内の価値や魅力を分かりやすく伝え、各主体の意識啓発並びに保存・管理の担い手の育成を図る。
- 庁内並びに関係する主体間の連携体制を構築するとともに、各主体の取組を支援し、協力・協働による管理・運営を統括して推進する。

(イ) 奈良市を中心とした管理・運営体制の整備

本計画で示す史跡大安寺旧境内の価値や、奈良市としての史跡大安寺旧境内の保存、活用、整備の方針等を分かりやすく整理して、発信することにより、地域住民等、国・県等の関係機関、専門家などの関係するさまざまな主体の理解と協力のもとに、適切かつ効果的に管理・運営を行うことができる体制の整備を推進する。

特に、庁内においては、史跡の保存・活用を円滑に進めるため、所管する文化財課が中心となって、まちづくりや観光、教育、産業、景観、防災などの庁内関係部局との連携強化を図るとともに、現在作成中の『八条・大安寺周辺地区まちづくり基本計画』に基づく各施策を通じて史跡の価値や魅力を高め、まちづくりの一拠点として活かしていくために、同計画に基づく関係機関等の横断的組織と連携した取組を推進する。また、「大安寺地区評議委員会」や「奈良市史跡大安寺旧境内対策協議会」との史跡の管理・運営の協力体制を継続しながら、地域住民等との協働による管理・運営をより一層推進できるよう、情報提供や教育・学習支援などを通じて、史跡の保存・活用の担い手の育成を図る。さらに、「寧楽考古楽倶楽部」などの市内の歴史・文化に関連する活動団体や観光客、「大安寺ファン」、観光業者などの地域外の人々との協力体制の構築を図り、史跡をまちづくりや観光のための資源として積極的に活用するとともに、持続的な地域活力の向上につなげていくため、活用や整備に係る各種事業との連携のもとに、経済的にも地域が潤う仕組みを継続的に検討する（図9-1）。

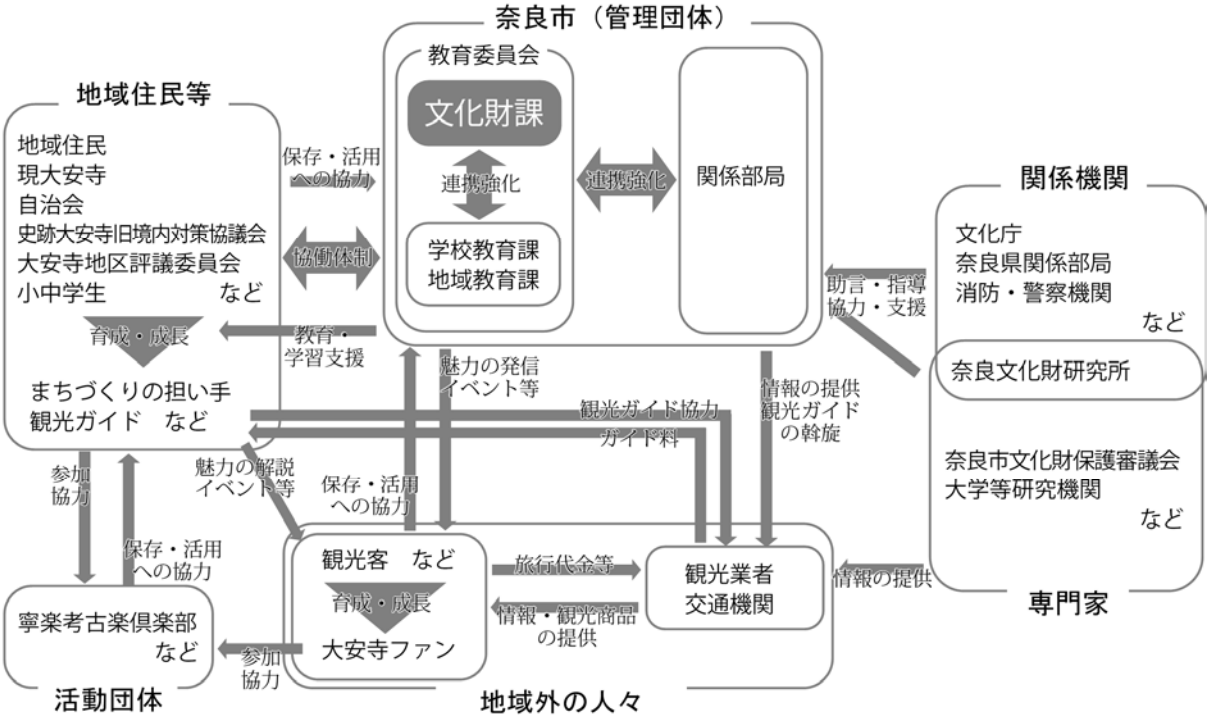

図 9- 1　管理・運営体制の整備イメージ

イ　土地の権利者の理解と協力による管理・運営

史跡大安寺旧境内の指定地内で公有化されていない土地については、地権者に適切に管理してもらえるよう、理解と協力を得ることに努める。史跡指定地の地権者等が現状変更等を行う場合は、史跡の保存の重要性を十分に理解してもらい、管理団体である奈良市と必要な協議を行った上での現状変更等の申請をしてもらうよう周知する。また、所有者や地番等の登記事項の異動があった場合は、すみやかに奈良市に変更届けを提出してもらう。

ウ　地域住民等との協働による管理・運営

史跡大安寺旧境内は、豊かな歴史・文化を感じられる良好な生活環境を創り出しており、地域住民等は、その環境を維持・向上するために、現在も清掃活動をはじめとしたさまざまな取組を実施し、このことが史跡の適切な保存にもつながっている。従って、今後も現在の活動を継続的に実施していくことを基本とする。

奈良市では、地域住民一人ひとりが自ら進んで史跡や地域の歴史・文化について学び、イベントや活動団体等の活動に参加・協力できるような環境づくりや、地域の自治組織等や活動団体が史跡の保存・活用に係る活動を効果的に展開できる仕組みづくりを進め、地域住民等との協働による管理・運営体制を整える。また、地域資源のほりおこしや学校教育・生涯学習と連携した史跡を活用した歴史学習・郷土学習や自然・環境学習などを通じて、まちづくりの担い手の育成や地域住民等による観光ガイドの育成を図るなど、地域住民等が史跡を積極的に活用できる体制を整える。これらにより、史跡の保存・活用・整備の効果をより一層高め、その効果を史跡とともにある歴史・文化豊かな生活環境の維持・向上のみならず、祭り・行事等の担い手の育成や防災体制の強化などの地域が抱える課題の解決、さらには経済的な潤いや地域活力の向上などとして、地域に還元できる仕組みを構築していく。

現大安寺については、主要伽藍の遺構上に位置することから、史跡の整備計画の検討とあわせて境内地の再編並びに遺構表示等の活用のための整備等を検討するとともに、史跡のガイダンス機能を併せもってもらうことなどにより、史跡の保存・活用に協働で取り組む。

エ　関係機関や専門家との協力に基づく管理・運営

文化庁や奈良県、奈良文化財研究所、奈良市文化財保護審議会、大学等の研究機関など、関係機関や専門家の助言・指導や協力・支援のもとに、史跡の価値の確実な保存と効果的な活用を図る。

特に、史跡大安寺旧境内の調査・研究を継続的に実施し、その成果を分かりやすく魅力的な形で発信し、地域住民等の意識啓発や観光振興などへと結びつけていく。

オ　地域外の人々との協力に基づく管理・運営

史跡の持続的な管理・運営を行うため、地域内のみならず、地域外の人々とも積極的に連携を進め、管理・運営体制を構築していく。

特に観光客や「大安寺ファン」等が継続的に史跡の保存・活用に関わる仕組みや、観光資源としての史跡の活用等を通じて地域が潤う仕組み、さらに、その財源を活かしたさらなる保存・活用施策へと循環できる仕組みを検討する。

（２）防災・防犯体制の強化

史跡大安寺旧境内の本質的価値を構成する遺構は地下に存在するため、火災等による直接的な影響は受けにくいが、地震や近年の異常気象に伴う台風や大雨などは、地下遺構への影響を及ぼしかねないものとなっている。また、史跡大安寺旧境内の魅力は、地域住民等の生活や景観などの副次的価値を含めた史跡全体の価値により形成されているが、特に史跡北部の市街地は、狭隘な道路が多く、民家が密集するなかで、火災等に対する防災対策の強化が求められる。さらに、現大安寺所蔵の国指定重要文化財である仏像をはじめ、史跡区域内には数多くの彫刻や石造物なども位置していることから、それらに対する防災・防犯対策の強化も求められる。

従って、史跡大安寺旧境内の本質的価値を構成する地下遺構のみならず、史跡を取り巻く良好な環境を含めて適切に保存していくため、主要な施設への消防設備や防犯カメラの設置をはじめとした施設整備や各主体の連携体制の整備による防災・防犯体制の強化を図っていくこととする。特に、地域住民等の防災・防犯に関する意識啓発、災害や盗難等の発生時の迅速な連絡・通報体制の整備、消防設備の適切な使用や観光客等の避難誘導などの知識・技能の習得等などを通じて、自主防災防犯組織（「大安寺地区自主防災・防犯会」、「辰市地区自主防災防犯会」）を中心とした地域ぐるみでの防災・防犯体制の強化を図る。また、被災時において、専門家や消防・警察機関等の指導のもとに迅速な応急的措置や復旧の措置を講じることができるよう、奈良市文化財保護審議会委員をはじめとした各分野の専門家や関係機関等との平常時からの連携体制を整えておくとともに、奈良県による防災・防犯施策との調整を図り、県や近隣市町村との連携・協力体制を整える。

第 10 章　行動計画の策定・実施

今後実施する各種施策について、計画した保存、活用、整備、管理・運営の内容を、当面（５ヶ年）実施する前期計画、それ以降に実施する後期計画に整理して示す。

表 10- 1　事業計画

事業計画	前期計画	後期計画
	１～５年	６～10 年とそれ以降
調査研究	・六条大路の整備に向けた発掘調査を実施する。	・大安寺旧境内の位置確認のための調査を実施する。
保存	・現状変更に対して保存管理の取扱基準に従い、遺跡の保護の周知と協議・調整・許認可事務、確認調査を行う。	
公有化	・六条大路及び沿道区域を中心に公有化を進める。	・中軸伽藍にかかわる区域を中心に公有化を進める。
活用	・史跡の価値の普及活動を積極的に展開する。 ・発掘調査や米づくりなどの体験学習の場としての活用を継続的に実施する。	
	・八条・大安寺周辺地区のまちづくり基本計画を踏まえ、周辺の歴史文化資源等との連携や観光・交流や学習の場としての活用の方策を検討・実施する。	・観光・交流や学習の場としてのさらなる活用方策を検討・実施する。 ・最新の科学技術の活用など、多様な手法での魅力の発信・活用方策を検討・実施する。
整備	・第Ⅲ期整備事業（六条大路及び沿道区域） 現大安寺境内を含めた整備計画を作成して整備を実施する。 ・史跡大安寺旧境内全体の整備計画を検討する（ガイダンス施設、便益施設等の整備など）。	・第Ⅳ期整備事業（塔院地区第Ⅱ期） 本計画を踏まえて、『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』を見直し、塔院地区の未整備区域（東塔周辺区域や七条条間路など）の整備を実施する。 ・将来的な整備事業 中軸伽藍の整備などを実施する。
管理・運営	・地域住民等との協働に向けた、観光ガイドやまちづくりの担い手等の人材育成を図る。 ・八条・大安寺周辺地区のまちづくり基本計画を踏まえ、庁内関連部局との連携を図る。	・地域住民等との協働による管理・運営体制のさらなる拡充を図る。

第 11 章　経過観察

（１）方向性

史跡の適切な保存と効果的な活用は、将来にわたって継続的に取り組むべきものである。管理団体である奈良市は、その過程において、自主的な経過観察を定期的に行うことにより、当初の理念に立ち返って現状を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。

本計画では、第５章で史跡大安寺旧境内の保存・活用に係る大綱と基本方針、第６章から第９章で保存、活用、整備、管理・運営の各々の方針を示し、第 10 章で前期計画・後期計画を設定している。これに従い経過観察を行い、点検・分析の結果を保存・活用の活動内容に反映させて運営方法の改善に役立てる。

（２）方法

奈良市教育委員会が主体となり経過観察を実施する。

経過観察はＰＤＣＡサイクルにより、継続的な改善及び改善点を次年度に反映するためにも毎年度実施することとする。

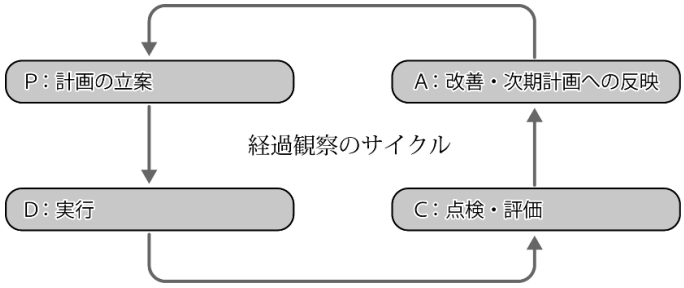

図 11- 1　経過観察のサイクル

Ｐ（Plan）：計画の立案

・保存・活用に関わる事項、あるいは事業予算や体制などの現状を把握する。

・現状を踏まえて、将来の目標に向けて当該年度の活動計画を立案する。公有化、活用、整備、管理・運営について、実現可能な具体的な計画とする。

Ｄ（Do）：実行

・計画内容を実施する。この過程では、後に評価できるように点検項目を踏まえつつ、実施することが重要となる。

Ｃ（Check）：点検・評価

（ア）重点課題の進捗状況の点検

・保存・活用の重点課題は、当初の目的と基本方針の達成である。基本方針に対し、各項目についてどの程度達成できているかを具体的に明記し、共通認識として、現状を把握し、目標を明らかにする。

・基本方針の各項目に対する達成度を５段階（高い・やや高い・普通・やや低い・低い）で判定する。

（イ）保存、活用、整備、運営・管理の実施項目と方法の点検

・基本方針の実現に向けて、何にどのように取り組んでいるか、保存、活用、整備、管理・運営の項目ごとに実施事項とその方法を整理して点検項目とし、達成の可否や度合いを認識する。表 11-1 に点検項目案を示す。

Ａ（Act）：改善・次期計画への反映

・点検の結果を踏まえて、課題を整理するとともに、重点課題に対する進捗目標や保存・活用の実施内容を見直し、次年度の計画立案に役立てる。

表 11- 1　点検項目案

	No.	点検項目案
① 保存	①-1	史跡指定地内の遺構・遺物は適切な方法で確実に保存されているか。
	①-2	継続的・計画的な調査・研究が行われているか。
	①-3	各種調査記録類や出土遺物は、適切に保管・管理されているか。
	①-4	現状変更に対して適切に対処し、遺構の保存が図られているか。
	①-5	指定地内の民有地の公有化に向けて、計画的な働きかけをしているか。
	①-6	史跡周辺の景観保全のために、地域住民等や関係機関との合意・連携は図られているか。
	①-7	条例や計画など、史跡周辺の環境や景観の保全の措置を定め、実行されているか。
② 活用	②-1	史跡の価値を普及するための適切な情報や機会を提供できているか。
	②-2	史跡が学びの場として機能しているか。
	②-3	学校教育との連携は図られているか。
	②-4	生涯学習との連携は図られているか。
	②-5	地域住民等の交流・憩いの場として活用されているか。
	②-6	周辺地域の歴史文化資源や文化施設等と連携した効果的な活用が図られているか。
	②-7	観光産業等と連携した活用が図られているか。
③ 整備	③-1	遺構を確実に保存するための整備が行われているか。
	③-2	遺構の表示・解説等は調査研究成果に基づいて適切に行われているか。
	③-3	遺構の表示は、分かりやすく説得力のあるものとなっているか。
	③-4	公有地の有効活用が図られているか。
	③-5	整備された施設の日常の維持管理は適切に行われているか。
	③-6	整備された施設の修繕は計画的かつ適切に行われているか。
	③-7	八条・大安寺周辺地区のまちづくりと連携した整備が行われているか。
④ 管理・運営	④-1	保存・活用に必要な、適切な体制が整えられているか。
	④-2	地域住民等と協働での保存・活用の運営は、適切な方法で行われているか。
	④-3	活動団体や観光ガイド等の育成が図られているか。
	④-4	関係機関との情報共有が図られているか。
	④-5	国・県・市関係部局や専門家等との連携が図られているか。
	④-6	周辺公共施設・交通機関との連携が図られているか。
	④-7	保存、活用、管理・運営に必要な予算や人員を十分確保し、適切に配分できているか。

史跡大安寺旧境内 保存活用計画

発　行　奈良市教育委員会

〒630-8580　奈良市二条大路南一丁目１番１号

発行日　2020 年（令和２年）３月 10 日